



K270.3

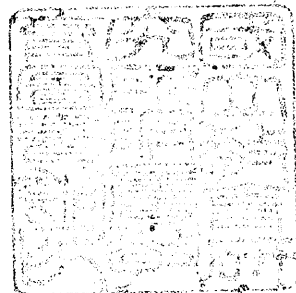
2

1b

民主主義

上

文 部 省



は し が き

今の世の中には、民主主義ということばははんらんしている。民主主義ということばならば、だれもが知っている。しかし、民主主義のほんとうの意味を知っている人がどれだけあるだろうか。その点になると、はなはだ心もとないといわなければならぬ。

では、民主主義とはいったいなんだろう。多くの人々は、民主主義というのは政治のやり方であって、自分たちを代表して政治をする人をみんなで選挙することだと答えるであろう。それも、民主主義の一つの表われであるには相違ない。しかし、民主主義を單なる政治のやり方だと思ふのは、まちがいである。民主主義の根本は、もっと深いところにある。それは、みんなの心の中にある。すべての人間を個人として尊厳な価値を持つものとして取り扱おうとする心、それが民主主義の根本精神である。

人間の尊さを知る人は、自分の信念を曲げたり、ボスの口ぐるまに乗せられたりしてはならないと思うであろう。同じ社会に住む人々、隣の國の人々、遠い海のかなたに住んでいる人々、それらの人々がすべて尊い人生の営みを続けていることを深く感ずる人は、すゝんでそれらの

人々と協力し、世のため人のために働いて、平和な住みよい世界を築きあげてゆこうと決意するであらう。そうして、すべての人間が、自分自分の才能や長所や美徳をじゅうぶんに發揮する平等の機会を持つことによって、みんなの努力でお互の幸福と繁栄とをものたらしようにするのが、政治の最高の目標であることをはっきりと悟るであらう。それが民主主義である。そうして、それ以外に民主主義はない。

したがって、民主主義は、さわめて幅のひろい、奥行き深いものであり、人生のあらゆる方面で実現されてゆかなければならないものである。民主主義は、家庭の中にもあるし、村や町にもある。それは、政治の原理であると同時に、経済の原理であり、教育の精神であり、社会の全般にゆきわたってゆくべき人間の共同生活の根本のあり方である。それを、あらゆる角度からはっきりと見きわめて、その精神をしつかりと身につけることは、決して容易なわざではない。複雑で多方面な民主主義の世界をあまねく見わたすためには、よい地図がいるし、しんせつな案内書がいる。そこで、だれもが信頼できるような地図となり、案内書となることを目的として、この本は生まれた。

これからの日本にとっては、民主主義になりきる以外に、國として立つてゆく道はない。こ

れからの日本人としては、民主主義をわがものとする以外に、人間として生きてゆく道はない。それは、ボツダム宣言を受諾したとき以来の堅い約束である。

しかし、民主主義は、約束だからというのでしかなしに歩かせられる道であってはならない。それは、自分からすすんでその道を歩こうとする人々に対してのみ開かれた道であり、その人たちの努力次第で、かならず繁栄と建設とに導く道である。われ／＼日本國民は、自らすすんで民主主義の道を歩み、戦争で一度は見るかげもなくなった祖國を再建して、われ／＼自身の生活に希望と繁栄とを取りもどさなければならぬ。ことに、日本を再建するというこの仕事は、今日の青少年諸君の双肩にかゝっている。その意味で、すべての日本國民が、ことに、すべての青少年諸君が、この本を読んで、民主主義の理解を深められることを切望する。そうして、納得のいったところ、自分で実行できるところを、直ちに生活の中に取り入れていただきたい。なぜならば、民主主義は、本で読んでわかっただけでは役にたたないからである。言い換えると、人間の生活の中に実現された民主主義のみが、ほんとうの民主主義なのだからである。

目次
はしがき

第一章 民主主義の本質

- 一 民主主義の根本精神
- 二 下から上への權威
- 三 民主主義の國民生活
- 四 自由と平等
- 五 民主主義の幅のひろさ

第二章 民主主義の発達

- 一 古代の民主主義
- 二 イギリスにおける民主主義の発達
- 三 アメリカにおける民主主義の発達
- 四 フランスにおける民主主義の発達

第三章 民主主義の諸制度

- 一 民主主義と反対の制度

目次

一 四 六 九 一三 一七 二〇 二二 二六

目次

二 民主政治のおもな型	二
三 イギリスの制度	四八
四 アメリカの制度	五一
五 スイスの制度	五五

第四章 選挙権

一 國民の代表者の選挙	六四
二 選挙の方法	六六
三 選挙権の拡張	六七
四 婦人参政権	六八
五 選挙の権利と選挙の義務	六九

第五章 多数決

一 民主主義と多数決	八三
二 多数決原理に対する疑問	八三
三 民主政治の落とし穴	八七
四 多数決と言論の自由	九〇
五 多数決による政治の進歩	九四

第六章 目ざめた有権者

一 民主主義と世論	九
二 宣傳とはどんなものか	一〇
三 宣傳によつて國民をあざむく方法	一〇四
四 宣傳機關	一〇九
五 報道に対する科学的考察	一一三

第七章 政治と國民

一 人任せの政治と自分たちの政治	一六
二 地方自治	二二
三 國の政治	二四
四 政党	二七
五 改党政治の弊害	三〇

第八章 社会生活における民主主義

一 社会生活の民主化	三三
二 個人の尊重	三九
目次	三

目次	四
三 個人主義	四
四 權利と責任	四
五 社会道徳	四

第九章 経済生活における民主主義

一 自由競争の利益	三五
二 独占の弊害	三五
三 資本主義と社会主義	三六
四 統制の必要とその民主化	三六
五 協同組合の発達	三七
六 消費者の保護	三七

第十章 民主主義と労働組合

一 労働組合の目的	三八
二 労働組合の任務	三八
三 産業平和の実現	三八
四 団体交渉	三九
五 日本の労働組合	三九

六 労働組合の政治活動	三九
-------------	----

第十一章 民主主義と独裁主義

一 民主主義の三つの側面	四〇
二 民主主義に対する非難	四〇
三 民主主義の答	四一
四 共産主義の立場	四一
五 プロレタリアの独裁	四二
六 共産主義と民主主義	四二

索引	一七
----	----

第一章

民主主義の本質

一 民主主義の根本精神

民主主義は、ちかごろたいへんはやりことばとなってきた。だれしもが、口を開けば民主主義を言い、筆をとれば民主化を論ずる。そういうことばを聞き、それらの議論を読んでいると、世の中がまわり舞台のように根こそぎ民主主義に変わってしまったようにみえる。独裁者は地球上から死に絶え、封建主義も人の心からぬぐったように消えうせたかの観がある。

しかし民主主義ということばにはいろ／＼な意味がある。このことばの用いられる方面はますますひろくなってきたし、それだけに、人によってこれを理解するしかたもさわめてまち／＼である。したがって、民主主義とはおよそ反対なものを民主主義だといって、それを人々に強要する場合もある。すっかり民主化されたはずの世の中に、はなはだ非民主的な権力を持ったボスがいたり、親分・子分の関係が支配していたりすることもある。だから、民主主義ということばがはやってゐるから、それで民主主義がほんとうに行われていると思つたら、とんでもないまちがひである。たいせつなことは、ことばではなくて、実質である。それでは、いったい、ほんとうの民主主義とはどんなものであろうか。

民主主義とは何かということを定義するのは、ひじょうにむずかしい。しかし、その点をはつきりとつかんでおかないと、大きな食い違いが起る。民主主義を正しく学び、確実に実行すれば、繁榮と平和とがもたらされる。反対の場合には、人類の將來に戦争と破滅とが待っている。人類の住むところは、地球上のこの世界以外にはない。これを、生きとし生けるすべての人間にとっての住みよい、平和な、幸福な、一つの世界に築きあげてゆくことができるか、あるいは逆に、これを憎しみと争いと死の恐怖とに満ちた、この世ながらの地獄にしてしまふかの分かれ道は、民主主義をほんとうに自分のものにするかどうかにある。ゆえに、大げさな言い方でもなんでもなく、民主主義は文字どおり生か死かの問題である。平和と幸福とを求める者は、何をにおいても、まず民主主義の本質を正しく理解することに努めなければならない。

多くの人々は、民主主義とは單なる政治上の制度だと考えている。民主主義とは民主政治のことであり、それ以外の何ものでもないと思っている。しかし、政治の面からだけみていたのでは、民主主義をほんとうに理解することはできない。政治上の制度としての民主主義ももとよりないせつであるが、それよりももっとたいせつなのは、民主主義の精神をつかむことである。なぜならば、民主主義の根本は、精神的な態度にほかならないからである。それでは、民主主義の根本精神はなんであろうか、それは、つまり、人間の尊重ということにほかならない。

人間が人間として自分自身を尊重し、互に他人を尊重しあうということは、政治上の問題や議員の候補者について賛成や反対の投票をするよりも、はるかにたいせつな民主主義の心構えである。

る。

そういうと、人間が自分自身を尊重するのはあたりまえだ、と答える者があるかもしれない。しかし、これまでの日本では、どれだけ多くの人々が自分自身を卑しめ、たゞ権力に屈從して暮らすことに甘んじてきたことであらうか、正しいと信ずることを主張しえず、「むりなれば道理引っこむ」と言い、「長いものには巻かれろ」と言つて、泣き寝入りが続けてきたことであらうか。それは、自分自身を尊重しないというよりも、むしろ、自分自身を奴隸にしてはゐらない態度である。人類を大きな不幸におとし入れる専制主義や独裁主義は、こういう民衆の態度をよみかたにして、その上にのさばりかえるのである。だから、民主主義を体得するためにまず学ばなければならないのは、各人が自分自身の人格を尊重し、自らが正しいと考えるところの信念に忠実であるという精神なのである。

ところで、世の中は、おゝぜいの人々の間の持ちつ持たれつの共同生活である。したがって、自分自身を人間として尊重するものは、同じように、すべての他人を人間として尊重しなければならない。民主主義の精神が自分自身を人間として尊重するにあるからといって、それをわがままかつてな利己主義ととり違える者があるならば、とんでもないまちがひである。自らの権利を主張する者は、他人の権利を重んじなければならない。自己の自由を主張する者は、他人の自由に深い敬意を拂わなければならない。そこから出てくるものは、お互の理解と好意と信頼であり、すべての人間の平等性の承認である。キリストは、「すべて人にせられんと思ふことは、人にもせ

たそのごとくせよ。」と教えた。孔子も「おのれの欲せざるところは、人に施すことなかれ、」と言った。もしもこの好意と友愛の精神が社会にゆきわたっているならば、その社会は民主的である。もしもそれが工場の労働者と使用者との関係にしみこんでいるならば、その工場は民主的である。もしもそれが学校や組合や家庭の人々の間柄を指導しているならば、それらの制度もまた民主的である。どこでも、いつでも、この精神が人間の関係を貫いている場合には、そこに民主主義がある。政治もまた、この精神を基礎とした場合にのみ、ほんとうの意味で民主的でありうる。

だから、民主主義は、議員を選挙したり、多数決で事を決めたりする政治のやり方よりも、ずっと大きいものである。それは、適用される範囲がひじょうにひろいものであり、したがって、外面に現われたその形は、時により、所によって変化する。しかし、その根本をなしている精神は、いつになっても、どこへ行っても変わることはない。國によって民主主義が違ふように思うのは、その外形だけを見ているからである。同じ民主主義の根本精神がしみわたってゆけば、どんなに職業や、信仰や、人種が違っているとしても、人と人との間に、同じ一つの理解と協力の関係が生まれる。單に一國の内部だけでなく、別々のことばを話し、異なる文化を持つ違つた民族の間にも、同じように理解と協力の関係がひろまつてゆく。そうして、だん／＼と世界が一つになつてゆく。対立と搾取と闘争のない、たゞ一つの平和な世界が築きあげられてゆく。

このように、民主主義の本質は、常に変換することのない根本精神なのである。したがって、民主主義の本質について、中心的な問題となるのは、その外形がどの種類かということではなく

て、そこにどの程度の精神が含まれているかということなのである。民主主義は、家庭の中にもあるし、学校にもあるし、工場にもある。社会生活にもあるし、経済生活にもあるし、政治生活にもある。しかし、どこまでそれがほんものの民主主義であるかが問題なのである。その程度を量るはかりのようなものがあるであらうか。私どもは、合金の中に含まれている純金の分量を量ることができる。金とめっきとを見分けることができる。それと同じように、私どもは、社会生活や経済生活や政治生活の中に含まれている民主主義の分量を、ある程度の正確さをもって量ることはできないものであらうか。金や銀の分量と違って、民主主義の本質は精神的なものであるから、それを量ることはもとよりひじょうにむずかしい。しかし、民主主義の仮装をつけてのさばってくる独裁主義と、ほんものの民主主義とをはっきりと識別することは、さわめてたいいせつである。いかにむずかしくても、できるだけそれをやってみなければならぬ。

二 下から上への権威

民主主義の反対は独裁主義である。独裁主義は権威主義ともよばれる。なぜならば、独裁主義のもとでは、上に立っている者が権威を独占して、下にある人々を思うがまゝに動かすからである。國王や、独裁者や、支配者たちは、あるいは公然と、あるいは隠れて、事を決し、政策を定め、法律を作る。そうして、一般の人々は、ことのよしあしにかゝらずそれに従う。その場合に、権威を独占している人間は、下の人たちにじょうずにお世辞を言ったり、これをおだて

たり、ときにはほめたゝえたりするであらう。しかしその人たちはどこまでも臣民であり、臣下である。そうして臣下は、その主人の命令に、その氣まぐれな意志にさえ、無條件に従わせられる。だから独裁主義は、専制主義とか、全体主義とか、ファシズムとか、ナチズムとか、そのほかいろいろの形をとって表われるが、その間には根本の共通点がある。それは、權威を持てゐる人間が、普通一般の人々をけいべつし、見おろし、一般人の運命に対して少しも眞剣な関心をいだかないという点である。

専制政治には國王がある。権門政治には門閥がある。金權政治には財閥がある。そういう人々にとつては、一般の者は、たゞ服従させておきさえすればよい動物にすぎない。あるいは上に立っている連中の生活を、はなやかな、愉快なものにするための、單なる道具にすぎない。かれらは、こういう考え方を露骨に示すこともある。その氣持を隠して、体裁だけは四民平等のような顔をしていることもある。しかしけっきょくは同じことである。そこには、ほんとに人間を尊重するという觀念がない。支配者は、自分たちだけは尊重するが、一般人は一段下がった人間として取り扱われない。一般人の方でもまた、自分たちは一段低い人間であると考え、上からの權威に盲従して怪しまない。

人間社会の文化の程度が低い時代には、支配者たちはその動機を少しも隠そうとしなかった。部落の酋長や専制時代の國王は、もっと強大な權力を得、もっと大規模な略奪をしたいという簡單明白な理由から、露骨にかれらの人民たちを酷使したり、戦争にかりたてたりした。ところが、

文明が向上し、人知が発達してくるにつれて、専制主義や独裁主義のやり方もだん／＼とじょうずになってくる。独裁者たちは、かれらの食欲な、傲慢な動機を露骨に示さず、それを道徳だの、國家の名譽だの、民族の繁榮だのというよめぎの着物で飾る方が、いっそうつごうがよいし、効果もあがるということを見出した。帝國の光榮を守るといふような美名のもとに、人々は服従し、馬車うまのように働き、一命を投げ出して戦った。しかし、それはいったいなんのためだったろう。かれらは、独裁者たちの野望にあやつられてゐるとは知らないで、そうすることが義務だと考え、そうして死んでいったのである。

現にそういうふうにして日本も無謀きわまる戦争を始め、その戦争は最も悲惨な敗北に終り、國民のすべてが独裁政治によつてもたらされた塗炭の苦しみを骨身にしみて味わった。これから日本では、そういうことは二度とふた／＼び起らないと思ふかもしれない。しかし、そういつて安心してゐることはできない。独裁主義は、民主化されたはずの今後の日本にも、いつ、どこから忍びこんでくるかわからないのである。独裁政治を利用しようとする者は、こんどはまたやり方を変えて、もっとじょうずになるだらう。こんどは、だれもが反対できない民主主義というちばん美しい名を借りて、こうするのがみんなのためだと言つて、人々をあやつろうとするだらう。弁舌でおだてたり、金力で誘惑したり、世の中をわざと混乱におとし入れ、その混乱に乗じてじょうずに宣傳したり、手を変え、品を変えて、自分たちの野望をなんとかものにしようにとする者が出てこないとはかぎらない。そういう野望を打ち破るにはどうしたらいいであらうか。

それを打ち破る方法は、たゞ一つある。それは、國民のみんなが政治的に賢明になることである。人に言われて、そのとおりに動くのではなく、自分の判断で、正しいものと正しくないものとをきみ分けることができるようになることである。民主主義は、「國民のための政治」であるが、何が、「國民のための政治」であるかを自分で判断できないようでは民主國家の國民とはいわれない。國民のひとりひとりが自分で考え、自分たちの意志でものごとを決めてゆく。もちろん、みんなの意見が一致することは、なか／＼望めないから、その場合には多数の意見に従う。國民はみんな忙しい仕事を持っているから、自分たちがこれはと思う人を代表者に選んで、その代表者に政治をやらせる。しかし、あくまでも他人任せではなく、自分たちの信念が政治のうえに反映するように努める。そうすれば、ボスも、独裁者もはいりこむすきはない。

だから、民主主義は独裁主義の正反対であるが、しかし、民主主義にもけつして権威がないわ



けではない。たゞ、民主主義では、権威は、賢明で自主的に行動する國民の側にある。それは、下から上への権威である。それは被治者の承認による政治である。そこでは、すべての政治の機能が、社会を構成するすべての人々の意見に基づき、すべての人々の利益のために合理的に行われる。政治のうえでは、万事の調子が、「なんじ臣民」から「われら國民」に変わる。國民は、自由に選ばれた代表者をおして、國民自らを支配する。國民の代表者は、國民の主人ではなくて、その公僕である。國民の意志によって作られた法律は、國民自らの生活を規律すると同時に、國民の代表者たちによって行われる政治そのものを規律する。それが、政治の面に表われた民主主義にほかならない。

三 民主主義の國民生活

民主主義の政治組織がどんなものであるかは、第三章で改めて詳しく述べることにしよう。しかし、民主主義のもとでは、國民の生活はどんな態度で、どんなふうに営まれるか。その点をもう少し明らかにしておくことは、民主主義の本質を理解するために役だつてあろう。

前にも言ったように、その根本の精神からいえば、民主主義にはたゞ一つの種類しかない。しかし、政治を民主的に行うための手続きには、二つの型がある。その中でも、ひろく行われている型は、「代表民主主義」とよばれる。國民の大多数は、会社に勤めたり、田を耕したり、台所や赤ん坊の世話をしたりしなくてはならないから、公の事柄に対してはその時間と精力の一部分を

ささげうるにすぎない。そこで、かれらは、国会や、市会や、その他をいう政治上の決定を行うところで、自分たちを正当に代表できる人々をなかまの中から選ぶのである。これに対して、もう一つの型の民主主義では、國民の意見は、代表者をとおさないで、直接に政治上の決定のうえに示される。すなわち、法律を決めたり、大統領を選んだりするのには、國民の直接の投票を行うというやり方である。これを普通に「純粹民主主義」という。

しかし、この第二の型の民主主義だけを純粹とよぶのは、実はあまり適當でない。民主主義は、権力を握るために國民を煽動したり、自民的な判断を失ってその煽動に乗ぜられたりするようなことがない場合にのみ、純粹なのである。國民投票を行うからといって、それで民主主義が純粹になるわけではない。ルソーは、純粹民主主義の熱心な主張者であったが、國民が奴隷根性になって、権力者にへつらったり、その弾圧を恐れたりして、権力者の言うことを無批判な全員一致で迎えるようになることは、最も戒むべき民主主義の墮落であると説いている。

このように民主主義の政治には二つの型があるが、どちらの場合にも、政治の權威は國民にある。言い換えると、政治の方針の最後の決定者は、國民でなければならぬ。だから、ほんとうの民主主義では、すべての國民、または、少なくとも選挙資格を有するすべての國民が現実に政治に參與するようにしくまれる。そうして、有権者の多数の意志を実行するためのいちばん確かな方法は、國民によって自由に選ばれた代表者が、國民の決めた政治の方針の運用にあたるにある。その場合に、政治の目的が國民の幸福と利益との増進にあること、言い換えれば、すべての

政治は公共の福祉のためになされなければならないことは、いうまでもない。エイブラハム・リンカーンは、この趣旨を簡明に要約して、民主主義は「國民の、國民による、國民のための政治」であると言った。

もちろん理論だけからいうと、独裁者や「情深い支配者」がその國民に対して、公共の福祉になつた政治をするということは、ありうることであろう。しかし、独裁主義の制度の中に國民のための政治の保障を求めることは、常に失敗に終つたし、また、いつの時代にもかならずまちがいである。歴史の教えるところによれば、一部の者に政治上の權威の独占を許せば、その結果は必ず独裁主義になるし、独裁主義になると戦争になりやすい。だから、國民のための政治を実現するためのたゞ一つの確実な道は、政治を國民の政治、たらしめ、國民による政治を行うことである。政治が國民のものとなるならば、國民は、それを、各人の權利を守りその生活程度を高める方法として用いるであらう。國民が、國民のためにならない政治を黙って見ているということでは、道理としてありえないはずである。

全体主義の特色は、個人よりも國家を重んずる点にある。世の中でいちばん尊いものは、強大な國家であり、個人は國家を強大ならしめるための手段であるとみる。独裁者はそのために必要とあれば、個人を犠牲にしてもかまわないと考える。もっとも、そう言っただけでは、國民が忠実に働かないといけなから、独裁者といわれる人々は、國家さえ強くなれば、すぐに國民の生活も高まるようになると約束する。あとでこの約束が守れなくなっても、言いわけはいくらでも

できる。もう少しのしんぼうだ。もう五年、いや、もう十年がまんすれば、万事うまくゆく、などと言う。それもむずかしければ、現在の國民は、子孫の繁榮のために犠牲にならなければならぬ、などと言う。その間にも、独裁者たちの權力欲は際限もなくひろがってゆく。やがて、祖國を列國の包囲から守れとか、もっと生命線をひろげなければならぬ、とか言つて、いよいよ戦争をするようになる。過去の日本でも、すべてがそういう調子で、一部の権力者たちの考えている通りに運んでいった。

つまり、全体主義は、國家が榮えるにつれて國民が榮えるという。そうして、戦争という大ばくちをうって、元も子もなくしてしまふ。

これに反して、民主主義は、國民が榮えるにつれて國家も榮えるという考え方のうえに立つ。民主主義は、けつして個人を無視したり、軽んじたりしない。それは、個人の價值と尊嚴とに対する深い尊敬をその根本としている。すべての個人が、その持っている最もよいものを、のびのびと發展させる平等の機会を與えられるにつれて、國民の全体としての知識も道德も高まり、經濟も盛んになり、その結果としてかならず國家も榮える。つまり、國家の繁榮は主として國民の人間としての強さと高さによつてもたらされるのである。

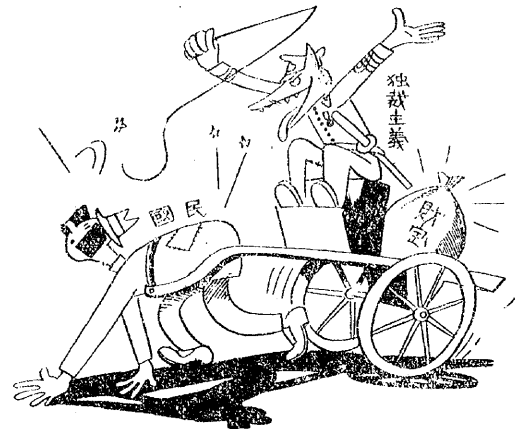
四 自由と平等

民主主義は、國民を個人として尊重する。したがつて民主主義は、社會の秩序および公共の福

祉と両立するかぎり個人にできるだけ多くの自由を認める。各人が生活を経営し、幸福を築きあげてゆくことは、他人に譲り渡すことのできない自然の權利であるとみる。

しかし、持ちつ持たれつこの世の中では、そうした自由および權利と照應して、社會の一員として守るべき義務があることは当然である。民主主義は、ひろく個人の自由を認めるが、それがかつて氣まゝと混同するのは、たいへんなまちがひである。事實、民主主義は、他人の權利を害しないかぎり、個人が自分の好きなように幸福を求めることを認め、それを奨励する。私どもは、自分の思うところに従つて、宗教を信じ、政党を選び、ものを書き、また、語る。けれども、私どもは、自分がそういう自由を、喜びをもつて受けければ受けるほど、たえず私どもの隣人の、ひろくはすべての、國民の同様の自由と權利とを尊重しなければならぬと思つてあらう。大きな自由が與えられれば與えられるだけ、それだけ、その自由を活用して、世の中のために役だつような働きをする大きな責任があるというのが、民主主義の根本の考え方である。自分に與えられた自由を、社會公共の福祉のために最もよく活用するという心構えがなければ、いかなる自由も、豚に與えた眞珠にすぎない。

民主主義が重んずる自由の中でも、とりわけ重要な意味を持つものは、言論の自由である。事實に基づかない判断ほど危険なものはないということは、日本人が最近の不幸な戦争中いやというほど経験したところである。ゆえに、新聞は事實を書き、ラジオは事實を伝える責任がある。國民は、これらの事實に基づいて、各自に良心的な判断を下し、その意見を自由に交換する。そ



れによって、批判的にものごとを見る目が養われ、政治上の識見を高める訓練が與えられる。正確な事実についてかっぱつに議論をたゝかわせ、多数決によって意見の歸一点を求め、經驗を生かして判断のまちがいを正してゆく。ことわざにも「三人寄れば文珠の知恵。」という。まして高い教養を持った國民のすべてが、自由な言論を基礎として共同の眞理を發見するために不断の協力を續けてゆくならば、ものごとの正しい筋道を見いだすことのできないはずはない。このように、國民によって見いだされたものごとの正しい筋道を、政治のかじをとってゆく國民生活のらしん盤である。

これに反して、独裁主義は、独裁者にとってつごうのよいことだけを宣傳するために、國民の目や耳から事実をおこい隠すことに努める。正確な事実を傳える報道は、統制され、さしお

さえられる。そうして、独裁者の氣に入るような意見以外は、あらゆる言論が封ぜられる。たとえば馬車うまを見るがよい。御者はうまが右や左を見ることができないように、目隠しをつける。そうして御者の思うとおりに走らなければ、容赦なくむちを加える。馬ならば、それでもよい。それが人間だったらどうだろう。自分の意志と自分の判断とで人生の行路をさりひらいてゆくことのできないところには、民主主義の榮えるはずはない。

自由とならんで民主主義が最もたいせつにするのは、人間の平等である。民主主義は、すべての國民を個人として尊重する。すべての個人が尊嚴なものとして取り扱われる以上、その間に最初から差別を設けるということは、あくまでも排斥されなければならない。民主主義が発達するまでは、人間の世の中には生まれながら上下の差別があつた。そこでは、あの人は貴族だから、名門の出だからといって敬われる。どんなにすぐれた人物でも、生まれが卑しければ、一生下積みの境遇に甘んぜざるを得ない。そんな不公平なことがあるうか。どんな生まれであらうと、人間の生命の重んぜられるべきことに変わりはなく、人格の尊ぶべきことにへだてはない。人間のぬちは、身分や門地で決まるものではないのである。だから、ほんとうの民主主義の世の中になれば、門閥というものはなくなる。人種や身分や財産による差別もなくなる。すべての人間が、同じ人間として、知識をみがき、能力を伸ばす同じ機会を與えられるというのは、民主主義の貴重な理想である。

しかし、すべての人間を平等に取り扱うということは、たゞ單に理想として正しいだけではな

い。その方が、はるかに社会生活の実益にもかなうのである。なぜならば、だれにでもその才能を伸ばす平等な機会が與えられれば、それによって、知識や人物の豊富な鉅脈が掘り出されることになり、そのために國民全体が、経済的にも文化的にも富むようになる。シェークスピアは、貧しい肉屋と、自分の名まえも書けないような女との間の子どもとして生まれた。シェーベルトの父親は百姓であり、母親は嫁に来るまで女中だった。大科学者のファラデーは納屋で生まれた。父は病身のかじ屋であり、母は一介の勤労女性であった。これらの人たちは、まだ民主主義の発達しない時代に生まれて、それらの天才を発揮した。まして、すべての人々に平等に学ぶ機会が與えられれば、國民の中からどれだけ多くの人材が掘り出されることだろう。今まで多くは低い教育しか授けられなかった女性の中からも、キューリー夫人のような人がだん／＼とでるであろう。世の中はそれだけ明るく、國民の生活はそれだけ高くなってゆくのだ。

人間の平等とは、このように、すべての人々にその知識や才能を伸ばすための等しい機会を與えることである。その機会をどれだけ活用して、各人の才能をどこまで向上させ、發揮させてゆくかは、人々それ／＼の努力と、持って生まれた天分とによって大きく左右される。その結果として、人々の才能と実力とに應じた社会的地位の相違ができる。それは当然のことである。だから、民主主義は人間の平等を重んずるからといって、人々が社会的に全く同じ待遇を受けるのだと思つたら、大きなまちがいである。すぐれた能力を持つ人、学識経験の豊かな人と、無爲無能で、しかも怠惰な人物とが、まったく同じに待遇されるというようなことは、正しい世の中で

もなんでもない。それは、いわゆる悪平等以外の何ものでもない。公正な社会では、徳望の高い人は、世人に推されて重要な位置につき、悪心にそゝのかされて國法を破つた者は、裁判を受けて処罰される。むかし、ギリシアの哲学者アリストテレスは、人間の價値に應じて各人にそれぞれふさわしい経済上の報酬と精神的な名譽とを分かつことが、正義であると説いた。民主主義的な正しい世の中は、人間のねうちに応じた適正な配分のうえにうちたてられなければならない。

五 民主主義の幅のひろさ

これまで、述べてきたところによつて、民主主義とはどんなものであるかについて、おおよその見当はついた。それと同時に、民主主義がひじょうに幅のひろいものであることも、理解できたことと思う。

くり返して言うと、民主主義は、決して單なる政治上の制度ではなくて、あらゆる人間生活の中にしみこんでゆかなければならないところの、一つの精神なのである。それは、人間を尊重する精神であり、自己と同様に他人の自由を重んずる氣持であり、好意と友愛と責任感とをもつて万事を貫ぬく態度である。この精神が人の心にひろくしみわたっているところ、そこに民主主義がある。社会も民主化され、教育も民主化され、経済も民主化される。逆に、この精神に欠けてゐるならば、いかににぎやかに選挙が行われ、政党がビラをまき、議會政治の形が整つても、それだけで民主主義がじゅうぶんに實現されたということではできない。だから、ほんとうの民主主

義は、宮殿や議会の建物の中で作られるものではない。もしもそれが作られるものであるとするならば、民主主義は人々の心の中で作られる。それを求め、それを愛し、それを生活の中に実現してゆこうとする人々の胸の中こそ、民主主義のほんとうの住み家である。

政治上の制度のうえだけでは、民主主義はけっして完成されえないことを知るために、政治と経済との関係を考えてみよう。

公明な政治が行われるために、正確な事実の報道と、それに基づく自由な言論とが何よりもたいせつであることは、前に述べたとおりである。しかし、それだけではたりない。それとならんでぜひとも備わらなければならない條件は、國民の経済生活の向上である。國民の大多数が窮乏のどん底にあつて、その日その日のパンに追われているようでは、人間として必要な教養を積むこともできないし、政治上の識見を高める余裕もない。そういう状態で民主政治の榮えるはずのないことは、だれの目にも明らかである。少数の金持は、そこを利用して報道機関を買収し、あつちもない世論をあるように宣傳して、金権政治を行おうとするであらう。逆にまた、民衆のたゑを圖ると称して、実は少数の支配者の手に權力を握ろうとする者は、生活にあえぐおゝぜいの國民をせん動して、政治の方向を思ふつばに引つ張りこもうとするであらう。だから、経済上の機会を均等にし、國民の生活を高めるための経済上の民主主義が行われなければ、いかに選挙で代表者を決め、いかに議會で法律を作つても健全な民主政治は育たない。

経済上の民主主義についてと同様のことが、社会生活における民主主義や教育における民主主

義についてもいわれなければならない。しかし、それらの詳しい点は、これから先のいろ／＼な章でだん／＼と説明してゆくこととしよう。こゝでは、民主主義が政治的組織よりもはるかに幅のひろいものであること、あらゆる民主主義の根底が、同胞に対する人間の精神的な態度にあることがわかれば、それでじゅうぶんである。

今や日本は、新しい憲法を持っている。この憲法は、たしかにりっぱな憲法である。しかし、どんなにりっぱな憲法ができて、それがどのようにに莊嚴に公布されても、それだけで民主主義がひとりでに動きだすものではない。どのような憲法も、法律も、政府の組織も、それだけで眞の民主主義をもたらしたたけではない。民主主義は、廣く國民にゆきわたった良識と、それに導かれた友愛・協力の精神と、額に汗する勤勉・努力によって自らの生活を高く築きあげてゆこうとする強い決意とから、そうして、たゞそれのみから生まれてくるのである。

第二章 民主主義の発達

一 古代の民主主義

人はよく、民主主義の政治は遠く古代ギリシアおよびローマから始まる、と言う。デモクラシーということばは、ギリシア語のデモス・クラトスからでた。デモスは國民であり、クラトスは支配である。そうして、單にことばだけでなく、ギリシアの都市國家、たとえばアテネでは、實際に國民の會議による政治が行われていた。また、ローマは、最初のうちは王政であったが、紀元前五百年ごろから共和政になった。そうして、自由人たちの組織する民会や元老院があつて、そこで政治上および法律上の決定を行つていたのである。だから、單に政治の形態だけからいえば、民主主義の起源はギリシアやローマにあるといつても、あながちまちがひではない。けれども、それらの古代國家には、一般の國民すなわち市民のほかに、多数の奴隸があつた。市民は自由を認められ、いろいろな權利を持つていたが、奴隸はまったくそうではなかつた。かれらは、家畜のように、また、物品のように、持主の思うままに賣られたり買われたりしてゐた。奴隸は、家畜やものと同じように、その持ち主の財産であり、持主の意のままに働くためにのみ生きていたのである。かれらは、人間でありながら、人間でなかつた。そのような世界に、どうしてほんとうの意味での民主主義がありえよう。奴隸を持つ國民が行う政治は、けつしてほんとうの民主政治ではない。人間が相手の人格を認めないで、自分の思うがままに行動し、他の人々を支配するところには、眞の民主主義はない。

だから、民主主義の発達は、西洋でも近世をまたなければならなかつた。近世になって、いちばん早く民主主義の進歩し始めたのは、イギリスである。ついで、アメリカ合衆國が獨立し、フランス革命が行われた。しかし、それらの國々でも、けつして一足とびに民主主義の世の中になつたわけではない。おゝぜいの人々の長い間の努力と、國民の間にだん／＼高まつてきた政治上の自覺とが、しだいに民主主義の社會を築きあげていったのである。その歴史的な發達の跡を、しばらくふり返つてみることにしよう。

二 イギリスにおける民主主義の発達

むかし、サクソン人の王たちがこの國を治めていた時代にも、イギリスの國民はある程度の地方自治のもとにあつた。しかし、國全体としてある程度の自治が行われるようになったのは、第十一世紀の半ば過ぎになつて、この國にノルマン人たちが入りこみ、この國を征服して治めるようになってからのことである。もちろん、それは、自治といつてもさわめて低い程度のものであつた。その、わずかな芽ばえのような自治が、あらゆる權力の圧迫とたゞかつて、今日のイギリスのたくましい民主主義の大本にまで育ち、そびえるためには、約九百年の歲月を必要とした。

この國を征服して治めるようになったノルマン人の王は、ウイリアム征服王とよばれた。この王は、強い支配力を持った、ぬけめのない人で、諸地方を領有する封建諸侯を手なづけ、それによって王の地位を強固なものにするという政策を採った。そのころのイギリスには、バロンとよばれる多くの貴族がいて、その貴族たちがそれ／＼領地を專制的に治め、ちょうど日本の徳川時代藩の制度のようになっていたのである。ウイリアムは、一方では、これらの貴族たちが互に力を合わせたり、ひとりで王に對抗できるほどに強くなったりしないように努めた。しかし、またその反面では、貴族たちが王の権力に心服するように、いろ／＼な權利をこれに與え、そのきげんをとることも忘れなかった。

ところが、そののち百五十年ばかりたって、その当時のジョン王が、貴族を無視して自分の思うがまゝの政治を行い、ウイリアムが貴族たちに対して認めていた權利を奪おうとしたので、貴族は大いに怒って王に反抗し、王に迫って、ふた／＼びそういう暴政を行うことがないような約定書を作らせたこれが有名な大憲章^{マグナカルタ}であつて、そのできたのは、一二一五年のことである。

この大憲章は、イギリス人の「自由のとりで」とよばれてきた。ある点では、それはまさにそのとおりである。なぜならば、大憲章には、王が税を取りたててゐるには、原則として議會の承認を受けること、自由民は、法律や適法の裁判によらないで捕えられたり、財産を奪われたり、禁錮されたり、追放されたりしてはならないこと、王は自由民に対して武力を用いたり、正当な權利を否認したりしないこと、などが定められた。そうして、これらの約束を王に守らせるために、貴

族は自分たちの組織する會議でこれを監視し、王が約束を破つた場合には、この會議は王に抗議し、それでもなお王が改めないときには、貴族は全國の平民とともに王の財産をさしおさえたり、その他の方法で、王を苦しめることができるものとされたからである。しかし、この文書の直接の目的は、國民の自由を増進し、その運命を改善するにあつたといふことはできない。というのは、それはむしろ、貴族たちの特權を、王の侵害から守ることを主眼としていたからである。

このように、大憲章は、王と貴族との間に取りかわされた、封建的な文書にすぎないものではあつたが、それでも、大憲章ができたことは、イギリスの歴史にとつて大きな意味を持つ出来事であつた。王の権力は、これによってある程度まで拘束をうけることになり、王の権力のうえには、王といえども守らなければならない規律が設けられたわけである。そうして、もしも王がこの規律にそむいたときには、國民は実力で、王のこのような行爲を正すことが、公然と許されることになったのである。したがって、それは、そののち幾百年、イギリスの議會の力を大きくするためたゞ／＼の武器として役立つた。

イギリスの議會に加わる者の範圍は、だん／＼とひろげられていったが、それには代々の王もあずかつて力がある。しかし、王が議會を保護し、議會を育てるのに力を盡くしたように見えるのは、ほんとうは、國民に対する愛や民主主義への熱望から出ているのではなかった。それは、むしろ、金錢への愛による場合の方が多かったのである。というのは、王たちは、貴族からだけではじゅうぶんに金を集めることができなかったで、租税を取りたてる範圍をひろげる道具と

して議會を利用し、租税を納める者の數をふやしたのである。したがって、王權が強化されたときにも、王たちは議會を廃止しなかった。かれらは、それを存続させて、よろしくこれを利用しようとしたのである。王たちは、議會の協賛を得ることによって、王の意志を國民の意志らしくみせかける方が、政治を行うのにつごうがよいと考えたのである。

だから、イギリスに議會が生まれても、初めのうちは國民の代表者によって作られたものではなかった。イギリスの議會は二院制で、貴族院と庶民院とから成りたっているが、貴族院の方は最初から、貴族の、貴族による、貴族のための組織であつたし、庶民院はけつしてその名のよ^{ヘウス・オブ・コモンズ}うな庶民的なものではなかった。肉屋やパン屋や農民のような「庶民」からその名が出たのではなく、町^{コミューン}ということばから出たので、それらの町々を代表する大金持や、その他の地方の財産家たちが、それを組織していたのである。このことは、王が財源を得るために、議會に代表者を送る人たちの範圍をひろげたという由來からも、容易に理解しうるところであらう。

イギリスの民主政治の発達に、支配者たちの我欲や利己心によって、かえって促進されたということは、興味のある事実である。たとえば、ジョン王のぜいたくと貪欲とは、かれらをかき立てて、貴族を圧迫するむりな政治を行わしめ、その結果として、大憲章に署名しなければならなくなつた。エドワード一世は、貴族から税金を取りたてるだけでは不十分であると考え、もっとひろく財源を富裕な平民の中に求めようとしたために、議會の發達を助長した。更にジェームス一世は、君權の強化を図ろうとして、自分を神と同一視し、王は神の意志に基づいて統治するの

であるという、帝王神權説を唱えたが、その強引な政治がたゞって、一六四九年に反亂が起り、かれの後継者たるチャールス一世はついに議會によつて死刑に処せられた。

このようにして、議會の力はだん／＼に強くなつていったが、その歴史上の發達に重要な時期を画したのは、權利章典である。權利章典が有効になつたのは、一六八八年の光榮革命の結果である。それによつて、王は、法律を停止または廢止することも、議會の同意なしに税を課することも、できなくなつた。また、議員の選挙は自由になされなければならないといううな、いろ／＼なについて完全な自由を有し、議會はしば／＼開かれなければならないといううな、いろ／＼な原則が定められた。それは、王の權力を抑制し、議會の地位を高め、國民に対して多くの自由を保障したところの、憲法的な規定であつた。したがって、この權利章典は、その後アメリカその他の諸國の憲法起草者によつて、参考とされたところが少なくない。

一方、行政をつかさどる制度としては、最初、樞密院が設けられた。樞密院は、王が政治をするにあつて相談相手とし、その意見を尋ねるために設けたものである。王は、やがてその中から更に數人の人々を選んで、おもだつた行政事務についてはもっぱらそれらの人々に意見を聞き、かれらが議會に対して持つてゐる勢力を利用して、王の望むような法案を議會で通過させようと図つた。それが、イギリスの内閣の起りである。初めのうちは、王は内閣の閣議に出席してこれを主宰していたが、おい／＼に王の出席はまれになり、大臣たちに政治がゆだねられるようになった。そうして、王の代わり内閣の中心となつて閣議を司會し、これをまとめてゆくもの

ができ、それが内閣総理大臣とよばれるにいたった。

そのころまでは、王は自分の意になつた人々を選んで内閣を作らせ、それと同時に、いろいろな方法で議會を懐柔し、議會が内閣を支持するようにしむけるのが常であつた。したがつて、國を治めるのは王とその大臣たちの仕事であると考えられ、議會が政治の中心となるというところには、まだ／＼ほど遠かつた。議會は、大臣たちが協賛を求める法律案を、原則としては政治のために必要なものとして承認し、たゞ、國民に不当な政治的圧迫を加え、または、國民の財政上の負担をひじょうに重くするような法案に反対したり、それを修正したりすることを、おもな任務としていた。

ところが、一七二一年に首相となつたウォールポールは、王の力にたよつて議會をおさえてゆく代わりに、いろ／＼な方法を用いて議員たちをあやつり、庶民院の中にかれを支持する多数黨を作り出して、それを足場に政治を行つた。そうして、その内閣が議會の信用を失うにいたつた一七四二年に、まだかれ自身に対する王の信任があつたにもかゝらず、その職をしりぞいた。イギリスの今日の政党政治の始まりは、こゝにあるといつてよい。

イギリスの議會には、第十七世紀に既に宗教問題に關連してトリーリおよびホイッグの二黨が生まれ、それがのちの保守黨・自由黨となつた。そこへ今述べたようなことが起つて、内閣は議會の多数の信任に基礎をおかなければならぬと考えられるようになった。多数の議員を持つ政黨は、それだけ多くの選挙民の意志と利益とを代表するとみられうる。したがつて、内閣は、議

會の多数黨を基礎として政治を行ふべきであり、庶民院の多数の信任を失つた場合には、辭職して、新たに選挙を行ふのが当然だといふ考え方が、しだいに強みられるようになってきた。

しかし、そのような政黨内閣制度がほんとうに國民の政府となるためには、選挙權の範圍をひろげる必要がある。ところが、有力な権限を持つ貴族院は、門閥と富の代表であり、庶民院の議員も、ほとんど中流階級上層部の出身であつた。光榮革命ののち百五十年近くも、このような人々による権力の独占が続けられていたのである。権力の独占は、一八三二年の選挙法の改正によつてはじめて破られた。すなわち、それによつて新たに興つてきた工業經營者たちが、議會に代表者を送ることができるようになつたのである。更に、一八七年の第二次選挙法改正により、小市民階級および都市の労働者にも選挙權が與えられ、一八八四年の第三次改正によつて、その範圍は鉱山労働者および農業労働者にも拡大された。そうして、第一次世界大戰の終つた一九一八年には、二十歳以上のすべての男子ならびに三十歳以上の女子で、一定の財産資格を備えた者に参政權が與えられ、一九二八年に至つて、男女平等の完全な普通選挙制がしかれるにいたつたのである。ところで、このように選挙權がひろげられていっても、それによつて選出されるのは庶民院の議員である。したがつて、それに対する貴族院の勢力が強い間は、議會はまだ／＼ほんとうの國民の意志を代表するものとはいえない。そこで、議會が國民による政治の中心として重きとなすにつれて、庶民院と貴族院との間の争いが激しくなつてきたのは、當然のことである。庶民院には、自由黨の進歩主義と保守黨の保守主義との対立があるのに対して、貴族院の空氣が特に

保守的であることは、いうまでもない。ゆえに、この争いは、自由党が庶民院の多数をしめて内閣を組織した場合に、特に激化する。かくて、一九〇九年に、自由党内閣が有産者階級に対して大増税を行うために金銭法案を提出したとき、貴族院がこれを否決したのが機会となって、ついに一九一一年に國会法の制定をみるにいたった。それによって、貴族院は金銭法案を修正または否決することができないばかりでなく、法案が三会期続いて庶民院を通過した場合には、その議案は、貴族院が否決しても法律として成立するという原則が認められた。これは、まさしく、貴族院に対する庶民院の優位の確立である。庶民院は、こゝに、名実ともに議會の中心となり、イギリスのすべての政治組織の中心となったのである。

このイギリスの憲法発達の歴史を通じてみても、民主主義の制度をうつばに作りあげるためには、いかに長い、しんぼうづよい努力が必要であるかがわかる。近世民主主義の源流たるイギリスも、最初は専制君主の支配する國であつた。その、たゞひとりの王の手の中に独占されていた



権力が、まず貴族たちに分けられ、ついで都市の大商人や地方の大地主がこれに參與し、しだいに小市民や工場労働者や農民へと、権力の主体がひろめられていった。そのたびに、國民の権利と自由とを守るための激しいたゝかいが行われたのである。そして、第二十世紀になってから、労働者の利益を代表する労働党が庶民無の中に勢力を得て、ついに、労働党内閣も現する世の中になった。

「ローマは一日にして成らず。」ということばがあるが、イギリスの民主政治は九百年の長きにわたる國民の努力によって成たのである。そうして、ローマは帝政の腐敗によって、滅びたが、健全な民主主義の政治は、あらゆるたゝかいにうち勝って、人間の運命を希望と幸福の道へと切りひらいて行く。私どもは、この大きな歴史の流れから、汲めども盡さない教訓を学びとらなければならない。

三 アメリカにおける民主主義の発達

アメリカ大陸に最初に植民地を作つたヨーロッパ人は、スペイン人であつた。スペイン人のアメリカに対する支配的な影響は、ずいぶん長く続いたが、その時代を通じて、この新スペインとよばれた新大陸には、民主主義のほんの一かけらも見いだされえない。それは、黄金をたずね求めて海を渡つて行つたスペイン人が、原住民の労働の結果を絞り取つて、たゞひたすらにスペインを富ますための支配であつた。新スペインの總督たちは、中世ヨーロッパの貴族と同じような絶

対の権力を持ち、廣い土地を領有して、そこに住む原住民たちを家畜のようにこき使った。やがて、新大陸の生む無限の富の分けまえにあずかるために、フランス人が渡つて来て、封建制度をうち立てようとしたが、その試みは失敗に終つた。ついで、オランダ人も同じようなことを試みたが、それはフランス人よりもなお成功しなかった。それは、白人による暴政と残虐の歴史であり、その犠牲となつたのは、原住民であつた。

民主主義のほのかなあけぼのの光が、この新大陸の空にさしはじめたのは、イギリス人がこゝに植民地を作るようになってからのことである。

そのころ、イギリス本國でしだいに有力な地位を占めるようになってきた商人や貿易業者は、新大陸の富源に着目しだん／＼とこゝへ渡つてきた。そこには、かれらの期待した宝石や黄金はなかつたけれども、地味豊かな廣野があり、おのほいとしたことのない大森林があり、本國の産業のために必要な豊富な原料があつた。こゝと本國との間に交易がひらかれれば、多くの職のない人々に職を與えうるといふ期待もあつた。ヨーロッパでは、かねてイギリスとスペインとの間に勢力争ひがあつたので、これにうち勝とうとする強い愛國心もはたらいていた。更にまた、イギリス人の独立心や、自由、ことに信仰の自由を求める性格も、植民地の基礎を築くのに役だつた。

これらの植民地の経営は、經營者の利益を目じるしとして営まれる私企業であつたが、それがだん／＼と大きくなってゆくにつれて、貿易会社が設立されるようになった。貿易会社には、特定の地域の貿易を独占する権利が與えられ、かなりの程度にまで自由に事業を営むことを許され

た。しかし、植民地の統治権は本國の王と議會の手中にあつて、王はこれを治めるために代官を派遣した。こういう形で、イギリス人のアメリカでの植民地経営は、しだいにその地歩を固めて行つたのである。

ところで、これらの植民地の経営をやつてゐた商人や貿易業者たちは、自分たちの利益を守るために、植民地にある程度の自治を許す方がつごうがよいと考えた。なぜならば、そうしておけば、植民地経営のための費用も少なくてすむし、事業がうまくゆかなかつたときの損失もうちわになるからである。また、それによつて移民たちを引き寄せ、植民事業を盛んにすることもできる。こういう動機によつて、一六一九年に、ヴァージニア会社が、アメリカでの最初の代議制議會の設立を許した。そののち、利益のあがらないことを怒つたイギリス王が、会社を解散してこれを王領に改めてからも、この議會はそのまゝ残つた。

このヴァージニアの議會は二院制で、上院は總督と六人の參議員とから成り、すべて王によつて任命され、それは植民地の實際の支配権を握つていた。これに対して、下院の方はヴァージニアの各地方区から選出されたふたりずつの代表者から成り、その力は弱いものではあつたが、おぜいの人々の利益を少数の支配者の権力から守るために、ある程度の役割を果たした。これが先例となつて、アメリカの大西洋岸のイギリス植民地には、おひ／＼に代議制がしかれ、第十七世紀の末ごろには、各植民地が大同小異の人民議院を持つようになった。

このように、アメリカに民主主義が芽ばえたのは、最初はけつして民衆のためを思ふ好意から

出たことではなく、むしろ、支配者の利益を図ろうとする打算が動機となっていたのである。しかし、どのような動機から出たものにせよ、ひとたび民主主義の芽が出れば、それはあらゆる雪や霜の寒さともたうかつて、すく／＼と伸びてくる。

ことに、そのころアメリカに渡っていった移民の中には、イギリス本國での宗教上の圧迫からのがれて、信仰の自由を新大陸に求めた多くの清教徒たちがあつた。かれらは、信仰の自由が政治上の自由と離れてはありえないことを確信し、強い信念と不屈の意志とをもって、不合理な傳統のない新天地に、理想の政治社会を建設して行こうとしたのである。中でも、「メイフラワー」という船に乗ってアメリカに移住したこれらの信徒の一群が、一六二〇年十一月十一日、はるかに新世界の陸影を望みながら、各人の意志と約束とによって自治的な政治組織を作りあげることをつつたという事実は、のちのアメリカ独立の精神のさきがけとなつた。本國の支配者たちが自分の利益のために種子をまいた民主主義の芽ばえは、こういう精神につちかわれて、だん／＼と深く根を張っていったのである。

このように、方々の植民地に民主主義が生長してゆくにしたがつて、それと本國の支配者たち、特にイギリス王との間にいだいて激しい衝突が起るようになったことは、怪しむにたりない。植民地の人々が、自分たちの意志によつて事業を経営し、生活を規律してゆこうとするのに対して、支配者がこれを圧迫しようとして結果は、ついには武器によつて自由を守ろうとするたゞいとなつて現われた。「われに自由を與えよ、しからずんば死を與えよ。」と叫んだバトリックへ

ンリーのことは、これらの、人々の情熱にもえる理想をよく言い表わしている。

もちろん、それとならんで、植民地の人々の間にも、いろ／＼な対立があつた。商人と農民との間にも争いがあり、都市と農村との間にも利害の対立があつた。更に、各植民地相互の間にもねたみがあり、摩擦が起つた。しかし、何にもまして、本國からの政治上および經濟上の圧迫に對抗しなければならぬという切実な氣持が、対立するこれらの人々を結びつけ、各植民地を協同させて、これらを一つの戦線に統一した。かくして、独立のための大規模な戦争が起つた。そうして、人々は、自分たちの立場を、民衆に対しても、また全世界に対しても明らかにするため、フィラデルフィアに代表者を送つて、一つの声明書を起草することを託した。それが世界の歴史に名高い「独立宣言書」である。

一七七六年の独立宣言書に署名した人々は、けつして植民地の全人民の代表者であつたとはいえない。植民地の初期の住民の大部分は農民であるのに、これらの人々は、ほとんどすべて都市の出身者であり、法律家や商人が多かつた。しかし、実際にこの宣言書を書いたトーマス・ジェファソンは、農村の人々のために努力して來た理想主義者であつて、五十六人の署名者たちの大部分からさえ、むしろあまりに急進的であると考へられていたのである。それだけに、その文章には強い迫力がみなぎり、單にアメリカ建國の精神をよく言い表わしているばかりでなく、ひろく民主主義の理想を明らかにし、専制政治や独裁政治をあくまでも排斥しなければやまないという強烈な意志を表明して余すところがない。その中でも特に有名な部分には、次のように書い

である。

「われ／＼は、次に掲げる真理を自明のことと信ずる。すなわち、人間はすべて平等に造られ、造物主によつて一定の譲り渡すことのできない権利を與えられている。その中には、生命、自由、および幸福を追求する権利が含まれている。政府は、これらの権利を保障するために人間の間に設けられたのであつて、政府の持つ正当な権利は、被治者の同意を基礎としているのである。どんな形態の政府であつても、それがこれらの目的を破壊するようになった場合には、國民は、その政府を変革または廢止して、自分たちの安全と幸福とを實現するのに最も適していると考えられるような、そういう原理に立脚し、そういう形の極力組織を持つ新しい政府を樹立する権利を有する。」

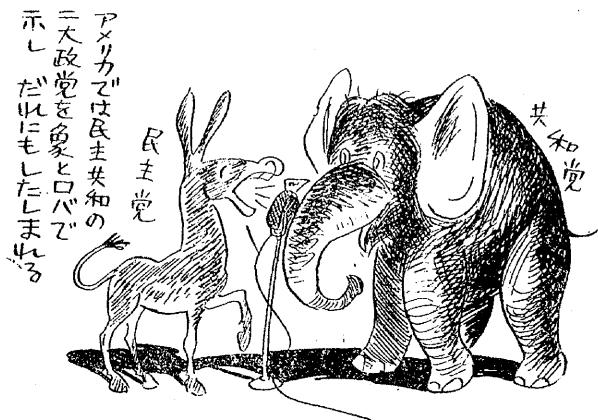
このような理想を掲げて始められた独立戦争は、ついに植民地の勝利に歸した。アメリカ東部十三州は、イギリス本國の支配から完全に離れて、輝かしい独立を勝ちえた。中央政府の組織を定め、大統領、議會および最高裁判所の権限を明らかにしたところの憲法が制定された。そうして、長い困難な戦争を指導して、これを勝利の榮冠に導き、國の内外の尊敬を集めたジョージ・ワシントンが、新たに建設されたアメリカ合衆國の初代の大統領に選ばれた。

しかし、民主主義の根本原理を建國の精神として掲げたアメリカが、それだから、最初から民主主義を高い程度に實現していたと思つたら、まちがひである。独立宣言書には民主主義の原理が高く示されていたけれども、できあがつたアメリカ合衆國の政治が、ほんとうに民主主義的に

運用されるようになるまでには、やはり、長い歲月と國民の大きな努力とが必要であつた。そうして、その努力は、今日もなお絶えず続けられているのである。

アメリカの議會は、初めは、もっぱら財産のある人々によつて組織されていた。それらの議員は、何よりもまず、自分たちの財産を守ることと、その商業を有利にひろげてゆくことを欲した。かれらは民主主義を信用せず、むしろその成長を恐れた。そうして、政治の根本の目的は、財産を守り、特権を持つ人々の特権を維持するにあると考えた。ジェファースンの書いた独立宣言書は、人間の平等と人權の擁護とを強調しているけれども、それはまだ／＼、多くの人々から紙に書かれたことばであると考えられていた。憲法は「われら合衆國國民は」ということばで書き出されているけれども、憲法を作った人々がまず第一に考えたものは、けつしてすべての國民の利益ではなかつた。選挙権は、初めのうちは國民のわずか八分の一にしか與えられていず、したがつて、それは國民すべての意志を代表するものではなかつた。これに対して、國民の間に、政治上の権力に參與する資格をあまりひろめてゆくとする運動が起つたことは、もとよりいふまでもない。

これらの二つの動きは、やがて二つの政党によつて代表されるようになった。一つは、有産階級の利益を代表し、財産家たちの特権を守るために中央政府の力を強めようとするもので、連邦党とよばれる。他の一つは、中央政府の力があまり強くなることを好まず、政治権力が少數の財産家の手に集中することに反対するもので、共和党と名づけられた。最初に共和党を指導したの



はジェファソンであたが、その勢力は時とともにだん／＼と強くなり、もはや連邦党の存続を許さないまでになった。そののちになって、こんどは、共和党の中が二つの派に分かれるようになった。一方は、主として商業に利害関係を持つ人々から成り、共和党の中では中央集権を歓迎する傾きが強く、他方は、主として農業と西部辺境の発展とに関心を持つ人々で、各州の地方分権を支持する傾向があった。そうして、第一の派が依然として共和党と称したのに対して、第二の派は民主党と名のつた。これが成長して、今日のアメリカ政界を二つの分野に分かつている二大政党となったのである。

このような政治の動きとともに、選挙権の拡大が行われ、選挙資格として財産上の制限をつけることは、おい／＼減少し、ついに、その制限の撤廃をみるにいたった。そうして、のちには、人種や性別による選挙権の差別もだん／＼と取り除かれ、ほんとうの意味で

の國民の政治の実現へと近づいていった。これらの新しい有権者の大部分は、民主党に参加したので、民主党の勢力はしだいに強くなり、さかのぼって、既に一八二八年の大統領選挙には、民主党の候補者たるアンドルー・ジャクソンの当選をみた。これは、民衆の力が政治のうえに大きな影響を與えうることをはじめて明らかに示した意味で、アメリカの政治史上の新しい時期を画した出来事であつたといふ。

民主党は、主として西部辺境に利害関係を有する人々によって支持されたが、この西部辺境は、大陸の開発がすすむにつれて、だん／＼と西方に向かって移動して行つた。西部は、あらゆる失業問題や社会不安を解決する安全弁であり、ヨーロッパやその他の地方からあいまいで流れこんで来る多数の移住民をも吸収する希望の國であつた。しかし、西部への発展の可能性も、けつして無限ではありえない。やがて、西部への動きが止まり、アメリカは、更に新たに政治と経済との関係を調整しなければならない時期を迎えた。

なぜならば、産業が興り、資本の集中が行われ、大規模な企業が発達して、財産のない人々の数が多くなり、失業者がたくさんに出て、西部の辺境にそれらの人々の働く場所があるうちたいした問題はなかったが、辺境がそれまでのように、いくらでも仕事を提供するといふわけには行かなくなつてみると、そういう社会問題は、改めてなんらかの政治上の革新によって解決されなければならなくなつてくるからである。そこで、一八九〇年ごろから、なお残存している金権政治の弊害を除き、今まで以上にすすんだ民主政治を行つて、ひろく民衆の福利を増進

することを旨とする革新主義の運動が起つてきた。第一次世界大戦のころには、ウィルソン大統領が革新主義によつて新しい政治を行い、第二次世界大戦の前には、ルーズヴェルト大統領によつていろいろな新政策が実施された。かくて、新しい國アメリカの民主主義は、たえず発展して來た。今も発展しつゝあるし、これからも発展してゆくであらう。たゞ一つの目標に向かつて、國民の、國民による、國民のための政治を完成してゆくために。

四 フランスにおける民主主義の発達

終りに、ヨーロッパ大陸に民主主義の時代を迎え入れたフランス革命前後のありさまを、簡単に省みることにしよう。

革命の起る前のフランスには、專制君主を中心とする貴族および僧侶の特権階級があつて、政治上の権力はその手に握られていた。これらの特権階級は、地方に大きな土地を有する大地主で、政治上の権力とともに社会の富をも独占していた。これに対して、地方の農民はもとよりのこと、都会で商業を営んでいた市民たちは、被支配階級として、その下に長いこと屈従していたのである。

しかし、商業や工業が発達してくるにつれて、市民の富もだん／＼と増加し、それだけその社会的な勢力も向上するようになった。そうして、政府の發する公債をひさうけ、政府の事業をうけおつて、國の財政をさゝえていたのも、これらの商人や銀行家であつた。それなのに、支配階

級はあいも変わらず、ぜいたくなくらしを続け、國の財政が傾くような状態になることを省みなかったばかりでなく、租税を免除されるという特権を持っていた。こういうありさまが長く続くはずはない。これに対する市民の不満がだん／＼と強くなり、しだいに爆発点に近づいていったのは、自然のいきおいであるといわなければならぬ。

そのころのフランスには、民主主義の思想が既にかなり発達していた。モンテスキューという學者は、一七四八年に「法の精神」という大著を著わして、專制的な権力の濫用によつて國民が苦しめられることを防ぐためには、立法・行政・司法の三権を、別々の機關によつて分立させるのがよいと説いた。また、スイス生まれではあるが、フランスで活躍した民主主義の思想家ルソフは、一七六二年に出版された名著「社会契約論」の中で、いかなる國でも主権は國民にあるのであるから、國民の総意によつて作られた法律を、あらゆる政治の根本としなければならぬと論じた。これらの思想がだん／＼と知識階級の中にゆきわたるにつれて、專制政治の不合理がいよいよ明らかに認められ、革命の機が熟してきたのである。

第十八世紀の終りごろになって、まず／＼財政の困難に悩んだブルボン王朝のルイ十六世は、一七八九年に、貴族・僧侶および市民をそれぞれ代表する三つの議院から成る等族會議をひらいて、これに財政難をきりぬける方法を図つた。ところが、貴族および僧侶の代表者たちと市民の代表者たちとの間に、たちまち大衝突が起り、市民の代表者を中心とする第三院は、独立して國民議會を組織し、その手によつて、今までの專制主義の秩序の变革を断行することを声明するに

いたった。大革命の幕は、こゝに切つて落されたのである。

そこで、國民議會は、貴族や僧侶の持つていた特権を廃止することを議決すると同時に、その年のうちに有名な人権宣言を制定して、革命の根本原則を明らかにした。この宣言によれば、人間は生まれながらにして自由および平等の権利を有する。そうして、すべての政治組織は、人間が天から與えられたこれらの権利を、保護するために設けられてゐるのである。したがつて、政治組織を動かしてゆく権力の根源は國民に存しなければならぬ。言い換えれば、主権は常に國民にある。國民は、その総意によつて法律を作り、國民の権利を保障すると同時に、社会にとつて有害な行爲を禁止する。ゆえに、國民はすべて法律の前に平等であり、法律に反しない範圍内であらゆる自由を持たなければならぬ。各人は自由であるが、その自由は、他人の自由を侵すものであつてはならないのである。人権宣言は、このような原則を確立して、新しい民主主義の時代のいしずえとした。だから、その精神は、「自由」と「平等」と「友愛」の三つに歸着するといわれる。

つゞいて、國民議會は、一七九一年に憲法を作り、人権宣言をその初めに掲げて民主政治の基礎とした。

しかし、ものごとすべて、破壊はたやすいが、建設はむずかしい。フランス革命は、まもなく君主政の廃止というところまですゝみ、前王ルイ十六世に死刑を宣告したが、一方には、革命に反対の勢力があり、他方には革命の不徹底を憤る急進派があつて、國內の対立は激しくなる

ばかりであつた。そこへ、ヨーロッパの諸外國の支配者たちは、フランス革命の影響が自分たちの國に及ぶことを恐れて、これに圧迫を加えたので、革命政府の前途はますます困難となつて行つた。その時、ナポレオンが現われ、無力となつた革命政府を倒して独裁制をしき、一八〇四年には國民投票を行つて皇帝となつたのである。

その後もなくナポレオンは没落して、ブルボン王朝のルイ十八世が王位につき、立憲君主制が行われるようになったが、これも長くは続かなかつた。なぜならば、反動的な傾きの強い政府は、小市民階級を政治から締め出そうとしたので、これらの民衆の不満は強まるばかりであつた。そこへ、近代工業の発達につれて、新たに廣い労働者階級がでさあがり、それらの人々もまた激しく政治に参加する権利を求めた。それらの新興政治勢力は、一八四八年に至つて、いわゆる二月革命を起し、王政は倒れて共和政にもどつた。

ところで、今度は、同じ革命勢力の中に、経済上有利な立場にある市民階級と、社会主義の色彩を強く持つ労働階級との争いが起り、労働階級は、社会主義の共和國を作りだそうとして同年の六月に革命を起したが、激しい市街戦のうちにやぶれた。それがいわゆる六月革命である。その間に、普通選挙による憲法議會が設けられ、一八四八年の憲法を作つて、立法権を持つ國民議會と、行政権を有する大統領とに権力を分けた共和政の組織を定めた。しかも、六月革命は市民階級の心に社会主義に対する恐怖を植えつけたし、農民の間には、ナポレオン崇拜の氣持が残つていたために、まもなく反動勢力が強くなつてきて、ナポレオンのおいのルイ・ナポレオンが

大統領となり、一八五二年には皇帝となつて、ナポレオン三世と稱するにいたつたのである。けれども、ナポレオン三世もまた、一八七〇年のドイツとの戦いにやぶれて失脚し、フランスは再び共和政にたち返った。

フランスは、そのちも、急進勢力と反動勢力との間に一進一退の争いがくり返され、君主政への復歸を図る王黨の力の方がむしろ強いくらいであつた。しかし、王黨の中にもいる／＼大派が分かれていたために、まとまりがつかず、けっきょく、王政復古の運動はものにならないで終つた。だから、フランスは、それ以來ずっと共和國として存続している。

これでもめてもわかるように、フランスでは、君主政と共和政とが互に目のまわるように交替を繰り返してきた。そうしてそれとともに、民主主義と反動主義との間に激しい争いがくり返された。バスチーユの牢獄破壊を發端とする大革命によつて、專制政治を一挙にくつがえし、重いつぱい時代のとびらを押しあけて、近代民主主義の光をヨーロッパ大陸に導き入れたのは、フランス國民である。しかし、それからすぐあとでナポレオンの武勳を賛美し、ついにこれを皇帝にまでまつりあげたのも、同じフランス國民である。そこには、君主政にあこがれる保守黨が根強い勢力を持っていたかと思ふと、労働者の利益のために市街戦をくり返す急進派もあるというふうであつた。

これは、一方では、感情的なフランス國民性にもよるし、他方では、フランス人の強い愛國心の表われでもあつて、そのために、フランス民主主義の歴史は、イギリスやアメリカについてみたように、一つの方向にだん／＼と發展してゆくというふうなわけにはゆかず、行きつもどりつ

の経過をたどつたのである。しかし、どんなに反動勢力がおさえようとしても、ついにおさえることのできない民主主義の力が、最後にはいつも歴史を導いてきたのである。

第二次世界大戦において、フランスはナチスドイツの攻撃を受け、ひとたびはその全本土をドイツ軍のために占領せられたが、連合軍の協力によつてついに光榮ある自由を回復した。フランス國民は、この大きな試練を経て、民主主義に対する信念をいっそう深め、改めてそのゆるぎない基礎を確立する必要を痛感するにいたつた。このような信念と必要に基づいて、一九四六年の九月に新しいフランス共和國憲法が憲法議會を通過し、同年十月十三日の國民投票によつて確

認せられたのは、まことに意味の深い事柄であるといわなければならない。

フランス共和國の新憲法は、一七八九年の人権宣言によつて定められた基本的人権をおごそかに再確認し、共和國の標語が自由と平等と友愛とであることを改めて宣言し、共和國の根本原則が、國民のための、國民による、國民の政治であることを明言している。それと同時に、男女の完全な同権を保証し、各人が労働の義務と就職の権利とを持つことを約束している。そればかりでなく、労働者はだれでも、その代表者を通じて労働條件を團体的にとり決め、更にすゝんで、企業経営に参加しうることを明らかにした。それらの点で、この新憲法は、フランス革命の精神をたゞ單に守りぬいているばかりでなく、その精神を新しい時代にふさわしく拡充しようとしているものであるといふことができる。

第三章 民主主義の諸制度

一 民主主義と反対の制度

ロビンソン・クルソーの漂流記は、世界じゅうの少年少女に愛読されている物語だが、この冒険談には一つのモデルがあつた。一七〇四年の秋、アレキサンダー・セルカークというイギリスの水夫が南米のチリー沖で難船し、マサティエラという孤島に打ちあげられて、そこで四年間暮らしたのである。この事実を題材として、別にまたある詩人が次のように詠じた。

私は見たすかぎりすべてのものの王様だ。

私の権利を争う者はひとりもない。

島のまん中から四方八方海に至るまで、

私は鳥や獣の御主人様だ。

しかし、ロビンソン・クルソーは、はたしてこの詩に歌われているように、島に住む鳥や獣の王様だつたらうか。たつたひとりの人間が孤島に住むようになってからも、鳥どもは自由に空を飛びまわっていたであらう。獣たちは、べっだんその前にやつて来て平身低頭したりすることはなかつたであらう。ロビンソン・クルソーは、その中のあるものを捕らえて食用に供したる

うし、おゝむを慣らしてことばを教えたであらう。しかし、それは、島の動物のごく一部分だつたに相違ない。その他のものどもは、あゝも変わらず自由に空を飛び、野山を駆けまわっていたに違いない。

人間は、鳥や獣とは比較にならない知能を持っている。それにもかゝらず、たつたひとりの人間が多数の鳥や獣の王様になるということは、詩やおとぎばなしの世界以外にはありえない。ところが、人間の世の中には、昔から王様というものが実際に存在した。その王様は、自分よりはるかに知能の低い動物を支配したのではなく、同等の知能を持った多数の人間を支配していたのである。それどころか、王様の方が家来よりもずっと知能の低い「ばか殿様」だった場合が、少なくないのである。それなのに、どうしてたつたひとりの王様がおゝぜいの人たちを支配することができたのであらうか。それは、きわめてむずかしい問題だ。しかし、また、さこぶる簡単な問題だ。どうしてだらう。なぜなら、そういう世の中には、たつたひとりの王様をまつりあげて、みんながその命令によって動き、その命令に従ふ者は、どんなふうにも処罰されるという政治上の組織が存在していたからである。

そういうぐあいに、たゞひとりの支配者が絶対権を握っていて、すべての人がその命令に無條件に服従するような政治のやり方は、専制政治である。特に、その支配者が一般人民の寄りつけぬような高い身分を持っていて、その地位が世襲で受け継がれる場合をさして、専制君主といひ、専制君主政と名づける。専制君主が暴君であつたり、ばか殿様であつたりすることが多いの

に、どうしてそれが一般人民からあめられるのか。まことにふしぎなことだ。しかし、そのふしぎなことをふしぎでなくするくふうがある。それは、人民に、君主の地位は神から授かったものであり、君主の命令は神の意志によるものだと思ひこませることである。だから、古來の専制君主政の多くは、君權神授という思想のうえにうちたてられていた。だからまた、人間の自覺が高まつて、そういう思想がばかげたものであることに氣がつきはじめた時以來、専制君主政はつぎつぎにくずれていった。

けれども、専制君主政がなくなったからといって、専制主義そのものも消えてしまったと思つてはならない。現代にも、金持が政治の実権を握っている金權政治があるし、民主主義のような外形をよそおひながら、國民にわずかな自由しか許さない巧妙な専制主義もある。この、民主主義の形でカモフラージュされた専制政治では、選挙を行つても、政変はたゞ一つしかなかったりするから、國民の自由な意志は代表されえない。國民は投票権を持つてゐるが、候補者は普通の場合最初から決まつてゐるから、選挙はしてもしくなくても同じことである。國民の政治への參與は名ばかりで、実は、少数の者が権力を独占し、その少数の権力者の意志で万事が決定されてゆく。國民は、働き、服従し、戦争をするために生まれてきたのだと教えこまれる。かれらは、自分たちのもちう賃金が公正であるかどうか、自分たちの服従すべき法令が正義になつてゐるかどうか、自分たちの出て行く戦争がどういふ意味のものであるかを、疑ふことすら許されない。たゞ黙つてその分を盡し、砲彈の的となつて死に、死ぬことが名誉であり、人類解放のためであ

ると考えることをしいられる。

人類の歴史が始まつて以來、こういうように人民を所有し、使用し、圧迫した政府は少なくない。そういう政府があまりに多いので、政府などというものは、ない方がいいという議論を唱える人もある。それが無政府主義である。ロシアのクロボトキンなどは、そのひとりとして名高い。無政府主義の理想とする社会では、権力の組織がないのだから、つまり、君主もなければ、大統領もなく、議會もなければ、裁判所もないということになる。もしもクロボトキンなどの説くように、それで世の中の平和が完全に保たれ、人々の自発的な協力と援助とによつて、社会の福祉がおのずからに増進してゆくものであるならば、政府などというものは不用となるであらう。

政府がなければ、権力をもって人民を圧迫する危険も起らないにまつてゐる。しかし、政府がなくてすむのは、理想の社会である。現実の社会では、人々の間に意見の対立が生じ、利害の衝突が起る。その場合、すべての人々の言ひ分をとすわけにはゆかない以上、その多数が支持する考えを実行することと定め、それに反対の、もしくはそれとは違う意見を持つ他の人々も、その考えに従うべきものとし、あくまでも反対する人々に対しては、その決定を強制してゆかなければならない。このように社会的な強制力を持った組織が、政府である。だから、社会的な強制力の必要がないほどにまで人間の世の中が完全になるまでは、政府の必要はなくなるならない。そうして、政府が必要である以上、その政府の組織はできるだけ多数の人々の考えで決めることが望ましい。たゞに政府の組織ばかりでなく、政府の方針も國民の多数の意見で決

定すべきだし、その意志に従って政治をつかさどる人々も、國民の中から自由に選ばれた國民の代表者でなければならない。そうすることによって、はじめて、國民のための政治を行うことが期待される。かくて、民主政治がいちばんよい、いちばん正しい政治であることが知られる。

二 民主政治のおもな型

國民の代表者が、國民の意志により、國民のための政治をするという民主主義の原理は、一つである。およそ民主主義が行われているかぎり、どの國でも、この原理に変わりはない。たゞ、原理は同じでも、それを实地に行うための制度には、國によってある点までの違いがある。それによって、民主主義の制度の幾つかの型を区別することができる。ここでは、そのおもな型を簡単に説明して、それが実際のうえにどういうふうに行われているかをみてゆくことにしよう。

政治上の民主主義に、代表民主主義と純粹民主主義という二つの型があることは、第一章でいちおう説明しておいた。代表民主主義というのは、法律を作ったり、政治を行ったりする場合に、國民の直接の投票によらないで、國民の中から自由に選ばれた代表者たちが、それらの仕事を行うしくみである。この型では、國民の意志は、國民代表の組織をとおして間接に政治のうえに実現されてゆく。だから、それを「間接民主主義」ともいう。これに対して、純粹民主主義では、國民の直接の投票によって法律案を採決したり、重要な政治問題を決定したりする。そこで、これを「直接民主主義」とも名づける。

間接民主主義の組織の中で、國民の中から選ばれた人々を構成員とし、國民を代表して法律の制定にあたる最も重要な機関は、議会である。議会の行ういちばんたいせつな仕事は、立法である。

政府の持つている執行権または行政権は、すべて法律の規定に従って行使されなければならない。それゆえ、政府は、議会の議員の多数の支持を受けないで

は、思うような仕事をする

とができない。そこで、議会で多数を占めた政党が内閣を

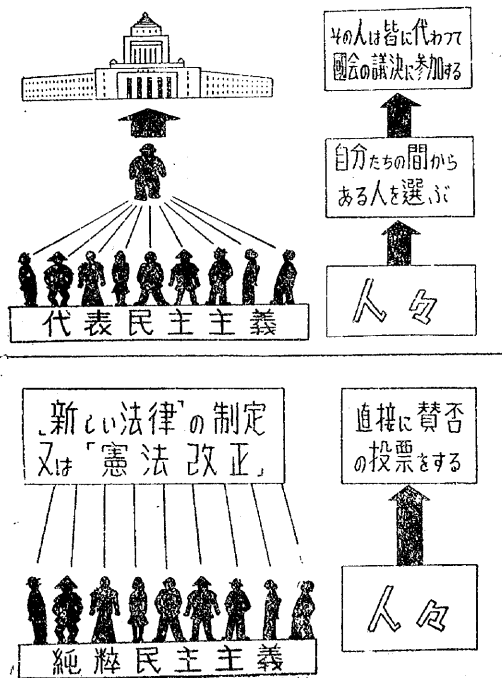
組織するのが、順序でもある

し、つごうもよいということ

になる。一つの政党だけで議会の過半数を占めることがで

きなければ、二つ以上の政党が連合して、連立内閣を作る。そういうしくみになっている

のが、議会政治もしくは議会の中心の民主主義である。



これに対して、行政部が議会からもっと独立した地位を占めている組織もある。この組織では、政府の主腦者、たとえばアメリカ合衆國の大統領は、議会が指名したりするのではなくて、別の方法で國民の中から選出される。したがって、議會中心の民主主義では、行政權と立法權とに依存した形になっているのに反して、アメリカのような型の民主主義では、行政權と立法權とが分立している。ゆえに、これを「權力分立」の民主主義という。それと並んで、民主國家ではどこでも、法律によって裁判をする裁判所の制度が発達しており、裁判所は、議會からも政府からも独立して司法權をつかさどっている。この「司法權の独立」という点は、議會中心制の場合と權力分立制の場合とによって変わることはない。

更に、直接民主主義になると、法律は國民の投票によって決められる。議會はあっても、そこでは法律の案を審議するだけで、その採決は國民表決によるのである。國民表決のことをレンダムという。直接民主主義の度をもっと強めた場合には、國民はレンダムによって法律案の可否を決めるだけでなく、自分たちの側から法律案を提出することもできるようになる。それが國民提案——イニシアティヴ——である。一定数の國民がイニシアティヴによって提出した法律案は、更に國民の承認により、あるいは立法機關の採決によって法律となるのである。

民主主義の制度のこれらの三つの型は、それ／＼そのまゝ純粹に實現されているのではなく、いろ／＼な型が結びついたり、純粹の型だけでは説明のつかない要素をまじえたりして、各國に行われているのであるが、割合に純粹に近い制度が採用されているものをあげるならば、議會中

心制の型はイギリスによって、權力分立制の型はアメリカによって、直接民主制の型はスイスによって代表されているということができよう。そこで、これらの三つの國について、民主主義の制度が実際にどういふふう運用されているかを、調べてみることにしよう。

三 イギリスの制度

近代の民主主義がいちばん最初に発達しはじめたのは、イギリスである。その意味では、イギリスは近代民主政治の元祖だといつてよい。よく人が言うように、現代の文明人が宗教を學んだのは東洋から、アルファベットを學んだのはエジプトから、法律を學んだのはローマからであるが、政治制度についての多くのものを學んだのはイギリスからである。ことに、新しい日本の憲法で定めた組織はイギリスの制度によく似ているから、日本國民としてはまずイギリスの政治組織の研究から始めるのが、必要でもあるし、理解もしやすいだろう。

イギリスの政治組織の中心をなしているものは、議會である。イギリスの議會は、ほとんど方能に近い權力を持っている。これをたとえて「イギリスの議會は、女を男にし、男を女にする以外はなんでもできる。」と言った人がある。この議會は二院制で、貴族院と庶民院とから成っているが、貴族院の方はもっぱら世襲の貴族で組織されているから、ほんとうに國民を代表するのは庶民院である。そうして、また、イギリスの議會の中心となっているのも、庶民院である。だからイギリスの政治が民主的であり、議會の權力が強いというのは、つまり、庶民院の力が強い

ということにほかならない。

ところで、イギリスの政治形態は立憲君主制で、形のうえではいちばん上に國王のある組織である。國王は、本来、名譽と正義の源泉と考えられ、法律を作り、これを執行する最高の力を持つものとして認められていた。それが、民主主義を要求する國民の長い間の政治闘争の結果として、だんだんと政治の実権が議會を中心として行われるようになってきたのである。だから、現在では、法律を立案し、これを審議するのは、議會に専属する権限で、國王はまったくこれに關與することはできない。たゞ國王には、形式のうえでは議會で決めた法律案に同意することを拒む権利があることになっているけれども、その権利も、一七〇七年以來一度も行使された例はない。つまり、國王の實質上の権力はひじょうに制限されているのである。そこで、イギリスの學者は、國王は民主主義という建物のいちばん上にある飾りで、本國や自治領の國民が仰いで忠誠を誓う最高の尊い象徴であり、イギリス連邦諸國の間をつなぐみごとな鎖だと言っている。

だからイギリスは君主國ではあるが、政治の實際の中心を成すものは議會である。中でも、國民によって選ばれ、國民を代表しているところの庶民院である。庶民院を中心とするイギリスの議會は、立法権を持った最高の國家機關であつて、同時に、政府の行ないの行爲を批判するという重大な役割を果たしている。政府は議會の多数党の支持を受けているが、議會にはかならず反対党があつて、政府の政策を常に批判し攻撃する。これに対して、政府は、くり返してその政策を説明し、弁解し、擁護しなければならぬ。政府は、それによつてたえずその政治方針

が正しいかどうかを反省することになるし、國民は、それによつて常に政治問題の中心点に批判の目を注ぐこととなる。このような政治上の議論が公明に行われる舞台として、議會は最も重要な機能を果たしているし、イギリスの議會は、この重要な任務を模範的に遂行しているといつてよい。庶民院の議員は、二十一歳以上の男女が選挙する。すなわち、男女同権の完全な普通選挙である。しかし、現在のこの状態に到達するまでには、ずいぶん長い時日がかゝつた。ずっと以前には、有権者が財産のある少数者にかぎられていたために、國民のほんとうの意志はすこしも議會によつて代表されていなかった。それが、だん／＼と選挙権の拡大が行われ、ついに、一九二八年になつて、はじめて婦人にまで完全に平等な選挙資格が認められるようになったのである。イギリスの婦人参政権の運動は、立憲政治の發達史のうえでも特に有名である。これに比べると、日本の今日の完全な普通選挙権は、國民の側からのほとんどなんらの苦闘もなしに、一挙に與えられたのである。これだけに、形だけはいつぱに整つていても、國民の政治的自覺や訓練の点では、まだ／＼ふじゅうぶんである。このりっぱな形の中に、それにふさわしい民主政治の實質を盛りあげて行けるかどうかは、ひとえに民主主義の根本精神に徹しようとする國民の心構えのいかんにかゝっている。

イギリスの庶民院が民意の完全な代表機關であるのに対して、貴族院の方は、前にも言つたように、世襲の貴族によつて構成されている。貴族というものは封建時代のなごりであるから、貴族が當然に議員になるという制度は、民主政治の原則からみて不適当なものであるに相違ない。

しかし、イギリスでは、貴族院の権限をひじょうに小さくして存続させている。前の章でも説明したようにこの貴族院の権限の縮小を断行したのは、一九一二年の國會法であつて、これによつて、同じ法律案が續いて三回庶民院で可決された場合には、貴族院でその都度それを否決しても、國王の裁可を得て法律とすることができるようになつたのである。けれども、そういうふうには、貴族院の反対によつて法律案の決定を延ばせば、その間に世論の批判も熟してくるから、輕率な立法を避けるという点ではかなりの効果がある。そこに、また、二院制の長所があることを認めうるであらう。

議會の基礎のうえに立つて、國王の助力をするという形で實際の政治の運用にあたつてゐるのは、内閣である。内閣の組織と進退については、三つの慣習上の原則がある。第一は、大臣はかならず議會の議員でなければならないということである。しかも、庶民院議員たる大臣の方が貴族院議員たるそれよりも、多くなければならないことになつてゐる。これによつて、内閣のすることが、絶えず國民代表たる議會の批評や忠告をうけることになる。第二に、各大臣は連帶して責任を負ふということで、各省をそれらの事務については別々の責任があるけれど、内閣の仕事については、全部の大臣がいっしょに責任を負つてゐる。これによつて、すべての大臣が一致して、一つの方針で仕事をするのが保障されるわけである。第三に、内閣は、庶民院が不信任の決議をしたり、その内閣の生命といつてもよいような重要な法案を否決したりすると、總辭職をする原則になつてゐる。總辭職をする代わりに、庶民院を解散して、信を國民に問ふこともでき

る。これらの原則が円滑に行われることによって、内閣が議會の中に、したがつて國民の中に深く根をおろした民主主義的な制度であることが保障されるわけである。

イギリスの政治組織はけつしていっぺんにこのような制度としてできあがつたのではなく、長い歴史を通じてだん／＼とこゝまで發達してきたのである。そうして、そのしくみは、いろいろ法律によつて次から次へとできあがつたものであり、それと並んで、成文の形を備えてゐない慣習上の原則によつてゐる部分も少なくない。だから、イギリスは、立憲政治の源であるといわれるが、日本やアメリカのように、一つの法典の形にまとまつてゐる憲法を持たない。たゞ、國家の根本の利益に係る法律の改正をするときには、それに先だつて總選舉を行い、民意を問わなければならないという原則が、これまた政治上の慣習によつて確立されてゐる。

四 アメリカの制度

次に、アメリカ合衆國で行われている民主政治の制度を調べてみよう。

近代の民主政治が生まれる以前には、專制君主が國家の權力を全部その手に握つてゐた。だから、たとえば、ある君主が、ほんの氣まぐれから、犬をいじめたものは死刑にすると言い渡したとする。そうすると、それが法律となつて、人をおかむ癖のある犬を棒で追ひ拂つても、死刑に処せられる。あらかじめ法律を定めておかないでも、りっぱな宮殿を作るために苛酷な税金を取りたてることもできるし、氣に入らぬ家來をその場で手打ちにすることもできる。

そういう乱暴な政治や裁判によつて國民が苦しむことがないようにするためには、いったいどうしたらよいであろうか。たとえば、アメリカでは國民を代表する議會で法律を作り、その法律を行政のうえに執行する仕事は大統領が受け持ち、法律によつて裁判をする仕事は裁判所で行ふ。さどるといふように、三つの權力をそれぞれ分担して行ふようなくみにしている。つまり、法律を制定する機關は、法律を執行し、裁判を行う機關とは別々でなければならない。立法権・行政権・裁判権を一手に握ると、どんな暴政でも行ひうることになる。だから、その三つの權力を区分して、これを独立した三つの機關で運用するようにしなければならないというのが、權力分立または三権分立の原理である。そうして、この原理をいけばんはつきりと表わしているのが、アメリカ合衆國の憲法なのである。

まず、立法権を行うのは、國會である。國會は法律の制定にあたる唯一の機關であつて、後に述べるように、大統領は國會の決めた法律案を拒否することができけれども、それは絶対的のものではない。しかも、行政権を有する行政機關も、裁判権をつかさどる裁判所も、國會が作った法律によつて組織され、法律に基づいて行動し、國會の同意した予算をもつて活動するのである。その意味で、國會の受け持つ仕事は、他のすべての國家活動の基礎をなしているといつてよい。

國會は元老院と代議院との二つから成っている。アメリカ合衆國は連邦の組織で、四十八の州から成りたつてゐる。そこで元老院の方は、各州から平等に二名ずつ選ばれた議員で構成され

る。これに對して、代議院の方は州の人口に應じて各州に割りあてて選挙された議員をもつて組織されている。この選挙をする資格はさきわめてひろく、かつ平等に認められ、男女の別のないことはもとより、皮膚の色による差別もおお／＼に撤廃されつゝある。人間はすべて平等に生まれたいことは、アメリカの独立宣言書が自明のことと認めた大原則であるが、この原則は、政治に參與する立場の平等としては、合衆國の制度の中に既にひろく實現せられてゐるといふべき。國會の主たる任務は立法であつて、國會以外の機關は立法に参加しない。だから、アメリカでは、大統領は國會に向かつて立法の勧告を行うことはできるが、法律の発案権は持たない。

法案が兩院のどちらかを通過すると、すぐにもう一つの議院にまわされる。たとえば、法案がまず元老院をとつたとすると、それは、直ちに代議院に送られ、そこも無修正でとおれば、兩院議長が署名して、大統領に提出する。大統領がこれを承認すると、署名して國務省に送り、國務省がこれを公布する。大統領がそれを拒否する場合には、理由を附して、初めにその法案を通過させた議院に送り返す。しかし、大統領が拒否しても、兩院の三分の二以上の多数でそれをもう一度議決すれば、その法律は成立する。前に、大統領の拒否権は絶対のものではないといつたのは、このことにほかならない。

次に、アメリカ合衆國の行政権の最高責任者は、大統領である。大統領は一般國民の間から投票によつて選ばれるのであるから、どんな貧乏な家庭に生まれた少年でも、いつの日かこの世界第一流國の大統領になることがありうる。四年に一度の大統領選挙は、アメリカ國內を興奮させ

る。たゞし大統領は直接に國民が選挙するのではなくて、國民はまず大統領選挙人を選び、その選挙人が大統領を選挙するのである。つまり、アメリカの大統領選挙は間接選挙なのである。ところで、大統領選挙人は、けつして自分一個の意見によって投票をするのではなく、自分の所属する政党があらかじめ振名した大統領候補者に投票する。だから、國民が選挙人を選んだときに、だれが大統領に当選するかが事実上決まってしまうのである。そこで、各政党が自党の大統領候補者を指名する大会が、すこぶる重要な意味を持つ。二大政党である共和党および民主党の大統領候補者指名の大会を皮切りに、その年の十一月に行われる國民投票による選挙人の選挙にいたるまで、國內は政治問題でわきたつようににぎわう。そうして、それらの行事がまた、國民の政治意識を高める大きな機会になっている。

大統領は、その行政権を行使するために、職務遂行の協力者として、各省長官を任意に選任する。この各省長官の集まりを内閣とよんでいる。内閣は大統領の下にあって、大統領を補佐するのである。したがって内閣は大統領に対してのみ責任を負い、國會に対しての責任を負わない。行政権の行使についての全責任は、大統領ひとりを持っているのである。

だから、アメリカの大統領は、行政に関してはさきわだつて強い権力を持っている。このことを示す有名な例として、リンカーン大統領の逸話がある。ある重大な閣議で全員がリンカーンに反対した。そこでかれは言った、「反対が七で賛成が一であります。そこで、賛成と決定しました。」と。

権力分立の原則が堅く守られている結果として、大統領は國會の運営には関與しない。しかし、大統領の政策を実行するためには、その基礎になる法律が國會で制定されなければならぬ。そこで、國會をうながして、自分の政策と一致する法律を制定するようにしむけてゆくことが、大統領の腕だということになる。そのためには、多数党の活動にまつところが多いが、また、大統領が自分の必要だと信ずる施策について國會の審議を勧告することもできる。この勧告は、普通いわゆる「教書」として國會に送られる。教書は文書として示されることもあるし、大統領自らが口頭で伝えることもある。

三権の中のもう一つ、すなわち裁判権または司法権を行うのは、いうまでもなく裁判所である。しかし、アメリカの最高裁判所は、一般の司法権のほか、國會で制定した法律が憲法にかなっていないかどうかを審査するという、きわめて重大な権限を持っている。これを、「違憲立法審査権」という。最高裁判所は、國會で判定した法律が憲法の趣旨に反していると認めれば、その法律の適用を拒否することができ、その結果としてこの法律は自然に効力を失うのである。この原則は慣習によってできあがったものであって、憲法の明文に書いてあるわけではない。しかし、この原則がある以上、國會の立法権も最後のものではないということになる。國會といえども人間の會議であり、人間の會議である以上、その決定がいつでもかならず正しいということとはできない。そこで、最高裁判所の違憲立法審査権によって國會の行き過ぎを戒め、國會での多数決の結果が憲法の精神に反することがないようにしてあるのは、アメリカの制度の持つ大きな

妙味であるといわなければならない。

ところで、かように重大な責任をになつてゐる裁判所は、憲法の定める最高裁判所と、法律によつて設けられる下級裁判所とから成りたつてゐる。だから、裁判所の組織の細かい点は、國會の制定した法律によつて定められてゐる。つまり、最高裁判所は國會の違憲立法を戒める権限を持つてゐるが、裁判所をどういふふうに設けるかについては、逆に國會の決定が大きくものをいうのである。また、最高裁判所で仕事をしている裁判官に関しては、憲法は終身その地位にあるものと定め、それによつて裁判所の独立を保証してゐるのであるが、他方また、裁判官の任命は大統領が元老院の同意を得て行うこととし、その限りでは、最高裁判所の人事に対する行政権の関與を認めてゐる。このように、アメリカの制度は、立法・行政・司法の三権をいちおうはつきりと分立させつゝ、その間を微妙に関連させて、お互の間の均衡が保たれるように、注意深くふうされてゐるのである。

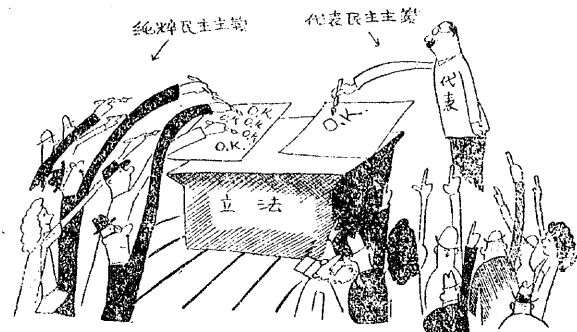
五 スイスの制度

わが子の頭の上に載せられたりんごの的をみごとに射抜き、もしも射損じたならば、二の矢をもつて代官を射倒そうとしたウィリアム・テルの話は、世界じゅうの少年少女が知つてゐる。横暴な代官に対抗して、祖國スイスの自由を守つたテルの勇氣は、民主主義の英雄たるにふさわしい。それは遠い昔の話であるが、現在でも、スイスは民主政治の一つの重要な見本を示してゐる。

スイスは、アメリカ合衆國のように連邦であつて、幾つかの州から成りたつてゐる。スイス連邦政府は、立法・行政・司法の三部門に分かれ、立法府は國民議會と連邦議會とから成つてゐる。連邦議會には各州から平等に二名ずつの議員を出してあり、その点ではアメリカの元老院に似てゐる。國民議會の方は、各州から比例代表制によつて選挙されたおよそ二百名の議員によつて構成される。比例代表制というのは、後に選挙についての章で説明するが、各政黨が國民の支持する数に應じた議員を出すことができるように、特別にくふうされた選挙方法のことである。選挙権は、二十歳以上の男子に與えられ、婦人参政権はまだ認められてゐない。選挙は、アメリカその他の國のように鳴りもの入りで熱狂的に行われはしないが、棄権者が少なく、政治問題を冷靜に判斷して投票を行つてゐる点には學ぶべきところが多い。

スイス政府の行政部は、独特な組織を持つてゐる。行政権の首長は、普通は國王とか大統領とかひとりであるものだが、スイスでは、それが多数の人々から成つてゐる。連邦参事會議がそれで、兩院が選挙した七名の参事員で構成される。毎年、兩院合同の會議で連邦参事會議の参事員の中の一名を参事會議の議長に選び、これにスイス連邦大統領の称号を與える。しかし、大統領は、参事會議の議長となり、可否同数のときにこれを決する権限を持つてゐるにすぎない。官吏を任命することも、法案を拒否することも、外交を行うこともできない。だから、大統領はまったく名義上の連邦の元首であつて、儀式のときに國を代表するだけである。

しかし、スイスの制度の持つ最も著しい特色は、直接民主主義が発達してゐることである。す



なわち、重要な法律案は、立法府で審議したうえで國民投票に問い、國民が直接にこれを承認して、はじめて、法律として施行される。更に、國民の中の一定数の有権者の意見がまとまれば、國民の側から法案を提出し、立法府がこれを採用するか、あるいは國民がこれを表決するか、どちらかの方法によって法律が制定される。前の制度は國民表決であり、あとのしくは國民提案である。今言ふとおり、これら二つの方法によって立法の中の國民の意志を直接に反映させる直接民主主義は、スイスの制度の大きな特色であるが、今日では、アメリカの州の中にも同様のしくみを探り入れているところがある。だから、アメリカは、合衆國全体としては間接民主主義によっているが、州によっては、ある程度の直接民主主義が加味されているといつてよい。

直接民主主義は、國民の意志によって直接に立法の問題を決定しようというのであるから、民主主義としては最も徹底した形である。けれども、他方からいうと、立

法の問題はなかく複雑でむずかしい。しかるに、國民の多くは、けっして法律のことを詳しくとは言いえない。そのむずかしい立法の問題を、法律の知識をじゅうぶんに持たない國民が直接に投票して決めるということになると、氣まぐれや偶然によって事が左右されるおそれがある。そこが、直接民主制について議論の分かれるところである。いずれにせよ、國民の政治常識が相当に高まったうえでなければ、直接民主主義を実施してもならかずしもよい効果は望めないであろう。民主主義の制度には、このようにいろいろな型がある。われわれは、その中のおもだった三つの型の実際をイギリス、アメリカおよびスイスの制度について見てきたのであるが、更にフランスとか、カナダとか、オーストラリアとかの政治組織を考察してゆくならば、そこにそれぞれ大なり小なり違った点があることを発見するであろう。更に、一つの國の政治組織といえども、時代とともにだん／＼と変化してきたのであるし、これからの発展を続けてゆくであろう。民主主義はあたかも生きた有機体のように不断に成長しつゝある。しかもその根底にある原理。すなわち、自由に表明された國民の意志によって、國民自らのために政治の方針を定め、國民が自由に選んだ代表者によってその方針を実行してゆくという原理は、常にたゞ一つであつて、けっして変わることはないのである。

第四章 選挙権

一 國民の代表者の選挙

民主政治は、國民による政治である。しかし、國民による政治といっても、國民のみんなが實際の政治の仕事にあたるわけにはいかない。そこで、民主政治は、原則として、「國民の代表者」による政治として行われる。國民は、自分たちの中から自分たちの代表者を選ぶ。その代表者たちは、國民の意志に基づいて、國民のための政治を行う。したがって、選挙をする國民の範囲がひろければひろいほど、それによって選ばれた人々は、それだけよく國民の氣持を代表することになる。しかも、選挙に対する國民の考えがすくめばすくむほど、よりばな代表者に政治をゆだねることができるようになる。だから、選挙がよく行われるかどうかは、民主政治を成功させるかどうかの鍵であるといっても、けっして言いすぎではない。

ところで、國民の代表者にはいろいろあるが、その中でも特にたいせつなのは、國民に代わって法律を作る仕事をする議会の議員である。しかし、たゞ議會というところ、地方自治体などにもそれぞれ議會があつて、まぎらわしいから、國全体の議會をさす場合には、國會ということにしよう。國會で作つた法律は、國民の生活を規律すると同時に、政府が政治をする場合の筋道となる。

だから、よい法律ができれば、國の政治はそれだけよくなる。よい法律を作るためには、國會が、ほんとうに國民の氣持をよく代表するような人々によつて組織されなければならない。國會によい人々を送るためにはひろく國民に選挙権が與えられ、その選挙権を國民が正しい判断によつて用いるようにならない。

專制政治や独裁主義では、ひとりの專制君主やひとりの独裁者と、それをとりまく少数の人々とが、絶対の權力を握っている。そうして、自分たちの思うままにその權力をふるつて、國民の生活を圧迫し、國民の權利を踏みにじる。そういう弊害を防ぐために、あらゆる權力を、あらかじめ定めてある法律の筋道からはずれることがないように規律するのは、民主政治の大きな眼目である。專制政治や、独裁政治にも法律がないわけではないが、その法律は、專制君主や独裁者がかつてに決めたものである。そうして、それは、國民を束縛するために作られているのである。これに対して、民主主義の制度のもとでは、法律を作るのは、國王でも、大統領でも、總理大臣でもなく、國民自身なのである。ここでは、國王でも、大統領でも、總理大臣でも、かなる公務をつかさどっている人々でも、國民の作つた法律には従わなければならない。たゞ、國民が直接に法律を作る仕事をする代わりに、それを、國民の代表者たる國會に任せるのである。國會の仕事がいかにたいせつなものであるか、有能で忠実な國會議員を選ぶことが國民にとつてどんなに重要であるかは、これによつてよくわかるであらう。

もっとも、法律を作る仕事を國會だけに任せておくのはよろしくない、という議論もある。國

法を通じて立法を行っただけでは、かならずしも、ほんとうに國民の意志にかなった法律が作られるとはかぎらない。國會の多数黨の考え方一つでは、國民の意志に反した法律が作られて、それによつて政治が行われるようになることがないとは言えない。だから、法律を作る場合には、國民の直接の投票によつて可否を決するようにしなければならない。というのである。この議論を実際に行おうとする制度が、前の章に述べた純粹民主主義または直接民主主義である。

しかし、今日の國家の法律は非常に複雑な発達を遂げてゐる。したがつて、よい法律を作るためには、専門の知識がゐるし、よく／＼利害得失を考えてかゝらなければならない。それを、法律についてはしろろとが多い國民が決めるということになると、かならずよい結果が得られるというわけにはいかない。まして、國民が、いかげんな判断や、物好きな氣持などで投票をすれば、せつかく苦心してできたよい法律案が否決されてしまふというようなことになる。それに、何千万というような人口を有する國家で、一々の法律案を國民に示し、國民の投票によつて可否を決するということは、たいへんな手数と暇とがかかる。そこで、実際には、高い識見と深い経験とを持った人々を集めて國會を組織し、法律の制定は國會に任せて、國民は國會議員を選挙するにとめて置く方が、かえつてぐあいがよいことになる。それが代表民主主義または間接民主主義であつて、今日の大部分の民主國家では、この方法が制度として採用されている。

だから、國會議員によい人を選ぶかどうかは、民主政治が果えるか否かの大きな分かれめである。選挙は、國民のひとりひとりがほんとうに信頼できる人物を選んで自分たちの代表者とし、こ

れにないせつな立法権をゆだねるための、最も嚴肅な行爲でなければならない。ところが、候補者の中には、なんとかして自分に投票を集めようとするために、選挙民のごきげんをとつたり、つごうのよい宣傳をしたり、できもしない約束をしたりするものもある。そうした策にのせられないで、ガラス玉の中からほんものの宝石を選び出すのは、國民の良識である。國民の代表者がよい法律を作り、よい政治をするようにさせるためには、まず國民の政治的良識が高くなければならない。人を選ぶ國民の目に狂いがなければ、國民はりっぱな代表者を通じて、國民自身の幸福になるような政治を行うことができる。

法律を作るのは、國會のいちばんだいじな仕事であるが、いくらよい法律を作つても、その運用のしかたが悪ければ、政治の効果は決して上がらない。ところで、法律を運用するには、一方に裁判所があるが、実際の政治の方面で法律の執行をつかさどるのは政府である。したがつて、政治が円滑に行われるためには、國會と政府との間の呼吸がうまく合つてゆくことが必要である。そこで、多くの民主國家では、國會と調子のあつた政府を作ることができるようなしくみになつてゐる。日本の新憲法で、「内閣総理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名する。」ことになつてゐるのも、そのためである。だから、國民が國會議員を選挙するのは、たゞ國會議員を選んでいるだけではなくて、それと同時に、直接に政治をつかさどる政府の首腦者を選ぶことになるのである。選挙の重要性は、それだけにますます／＼大きいといわなければならぬ。

二 選挙の方法

國會は、政治の筋道を示す法律を作ったり、法律を執行して政治を行う政府の首脳者を決めたりする。だから、國の政治のしたいの方針は、國會によって決定されるといってよい。しかし、國の政治をどういう方向に決めてゆくのがよいかについては、いろ／＼と違った意見がありうる。そこで、政治に対する考え方の相違によって、幾つかの政党ができてくる。そうして、國會で最も多数の議席を占めた政党が立法の方針を左右するし、特に議會中心制の民主主義では、その政党が内閣を組織することになる。一つの政党だけでは力がふじゅうぶんであれば、似かよった政策を採ろうとする二つ以上の政党が、連合して内閣を作る。それを議會政治ということは前述した。このように、國政の中心をなす國會の中に政党の対立があつて、互に勢力を争ひあうということとは、國全体の足なみが一致することを妨げるという弊害がないではない。しかし、どういう政治をしたらよいかを、たゞ一つの考え方だけで決めるのは、すこぶる危険である。やはり、それとは反対の立場の人々もあつて、ものごとを表からも裏からもよくながめ、互に批判し、議論をたゝかわせつゝ政治をやつてゆくところに、民主政治の妙味がある。一つの方針だけが絶対に正しいとして、他の立場からの批判を封じてしまふのは、独裁政治の常用手段であつて、けつぎよくは國民を馬車うまのように破局にかりたてることになる。たゞ、あまり多くの政党に分かれて勢力争ひに浮身をやつすようになると、政治の安定が保たれず、國內動搖の源となるから、二つ

か三つぐらいの政党にまゝまつて公明正大な論議をたゝかわせてゆくことが望ましい。

それであるから、國民が國會議員を選挙する場合にも、たゞ候補者の人物だけを見るのではなく、その候補者がどういふ政党に属し、どういふ政治上の信念を持っているかを、じゅうぶんに考える必要がある。國民は選挙によつて人を選ぶと同時に、政党を選ばなければならぬのである。それでは、候補者の人物と、その候補者の属している政党との、どちらに重きをおいて選挙すべきであらうか。

これは、なか／＼むずかしい問題である。政党の分野がはっきりとして、その政策が確立されるようになれば、言い換えれば、政党がそれ／＼りっぱにできあがつたうちは、まず政党を考え、て投票すべきである。しかし、政党の境目がはっきりせず、その政策がぐら／＼と変わるような状態では、人物本位に選挙することも必要になつてくる。せつかく一つの政党を支持して、その候補者に票を入れても、当選したあとになつて切りくずしが行われたり、寝がえりをうつたりして、その人が別の党派に行つてしまふというようなことでは、政党本位に選挙をしても無意味になる。だから、私たちは、政党に重きをおくべきではあるが、それとあわせてよく人物を見て、それに投票するのがよいであらう。しかも、選挙が終つてしまえばそれでもう用は済んだというような考えになることなく、それから後も、議員たちの行動を注意ぶかく見まもり、これに公明な批判を加え、りっぱな人々によつて組織されたりつぱな政党を、國民自らの手で育てあげてゆくという心構えを持つことが必要であらう。

議会政治は、個人を単位としてではなく、政党を単位として行われる。したがって、いかにりっぱな人が選ばれても、その人の属する政党の議員数が少なければ、議会政治をリードしてゆくことはむずかしい。ところが、選挙をする場合に、ある政党の中のひとりの候補者がきわだって有名な人物であつたりすると、その人だけに必要以上のたくさんの方の投票が集まつてゆく／＼と当選するが、そのために同じ政党の他の候補者は落選してしまうということになる。そこで、ある候補者が当選するのにじゅうぶんな票数を得たうへは、それ以上の投票はその人のものとして数えずに、同じ政党の他の候補者の方へ振り向けるというしくみを考えることもできる。この方法もしくはこれに似た他の方法によって、おの／＼の政党から國民の支持に比例した議員が選ばれるように選挙を行うしくみを「比例代表制」という。

比例代表制は、理論のうえでは最も進んだ選挙の方法であるが、実際にこれをうまく運用することは、なか／＼めんどろでむずかしい。そこで、たゞ單に一つの選挙区からひとりまたはふたりの以上の議員を選び出すという普通の方法が、今でも多く用いられている。わが國では、これまでも一選挙区からひとりまたはふたりの議員を選ぶのを小選挙区制、三人から五人までの議員を選ぶのを中選挙区制、それ以上の議員を選ぶのを大選挙区制とよんできた。小選挙区制だと、選挙人が候補者のことをよく知っている場合が多く、したがって地方の名望家を選ぶのに適している。大選挙区制だと、いろ／＼な候補者を見わたして、その中からよいと思う人を自由に選ぶことができ、それだけ選択の範囲が広いという長所がある。

いずれにせよ、國會議員の選挙は、民主政治の行う選挙の中でも最も重要なものの一つである。共和國で、國會議員とは、別に大統領を選挙するような場合には、その選挙には國民がいはばん力こぶを入れるのが常であるが、天皇は世襲で定まり、内閣総理大臣は國會の指名で決まる日本のような國では、國會議員の選挙は、なんといつても最もたいせつである。國會議員の選挙権は、民主國家の國民の有する尊嚴な權利であり、これを良心的に行使することは、またその神聖な責務である。

三 選挙権の拡張

民主主義の發達は、主として選挙権拡張の歴史であつた。民主主義のまだ徹底していない時代には、國民に選挙権が與えられていても、その範圍は著しく限られたものであつた。イギリスやアメリカのような國々でも、最初のうちは、財産のない者や、人種の違う者や、ある種の宗教上の教派に属する者は選挙から締め出されていた。このように、有権者の数が少なければ少ないほど、一般國民の声は封ぜられて、貴族や財産家だけが思うまゝの政治を行うことができる。それは、専制政治から民主政治への移行行きの、まだ初歩の段階であつた。

いったい、政治上の権力というものは、用い方で、毒にもなり、薬にもなる。ちょうど、同じ薬品が、薄めて用いれば薬となるのに、これを濃くすると少量で人を殺す毒薬となるように、権力もまた、ひとりの人や少数の人々が独占していると、民衆を苦しめる恐ろしい毒薬になる。した

がつて、権力をなるべく多くの人々に分けて薄め、これを藥として用いることができるようにしなければならぬ。ところが、現に権力を握っている人々は、権力を独占していればいほど、自分たちの利益になるような政治をすることができるから、なか／＼選挙権を多くの人々に拡張することに同意しない。それに、政治を動かしている少数の人々は、どうしても上に立っているような気がして、お／＼の國民の知識や道德の程度を低く見くだす癖がついている。そこで、かれらは、そんな者に選挙権を與えることは危険であると言つて、これに反対する。しかも、そういう特権階級がその氣にならなければ、法律を改正して選挙の民主化を行うことはできないのだから、選挙権の拡張ということはなか／＼実現しにくい、その根強い障壁を打ち破つて選挙権をひろく國民の間にゆきわたらせ、明かるい公正な民主政治が行われるようになったのは、次第に高まつてきた國民の政治的自覺と、進歩的な思想家たちの熱心な主張とのおかげにほかならない。政治の民主化の長い歴史を通じて、特に重要な意味を持つてゐるのは、選挙権についての財産上の制限が取り除かれていった成りゆきである。

いったい、財産を持つてゐる者だけが選挙にたずさわつて、財産のない者を選挙から締め出すというのは、まったく理由のないことである。それなのに、以前は、貧乏人は教育がないとか、教養が低いとかいう口実のもとに、選挙権を、一定の財産上の條件をかぎつて認めるということが行われていた。しかし、それはけつきよく、財産家だけの利益のためにする金権政治にほかならない。財産の少ない者は、普通どこでも國民の大部分であるし、それらの勤労階級の額に汗す

る努力によつて、國の力がさ／＼えられてゐるのである。政治は、すべての人々の利益のために行われなければならない。それには、まずもつて、それらの勤労階級の考えが選挙の上に現われるようにしなければならない。それらの人々は、金持たちのうわべを飾る形式的な礼儀には、うといかもしれないが、眞実の問題を眞剣に考える誠意を持つてゐる。金がないから、上級の學級に通うことはできなかったかもしれないが、義務教育の普及とともに、普通の常識は心得てゐるし、何よりも実地についての生きた經驗を持つてゐる。そういう誠意や經驗を政治のうえに活用しないという法はない。したがつて、それらの人々の世論が強くなつてゆくにつれて、政治の決定権を独占してゐた財産家たちも、だん／＼と譲歩せざるを得なくなり、次第に財産上の條件が取り除かれて、貧富の差別なく、國民が平等に選挙権を行使することができるようになつてきた。

財産のある、いわゆる上流の人々だけが選挙権を持ち、その代表者を議會におくつて自分たちの利益を守らせるといふ制度は、初めは、どの國にも行われた。そういうふうには、金持によつて独占されてゐた政治權力が、一般の國民にひろげられてゐたのは、一つには、民主主義の思想が強くなり、まずしい勤労階級のために努力する人々が多くなつてきたため、二つには、第十八世紀の末から第十九世紀にかけて、工業の發達に伴なう産業革命という現象が起り、諸國にひろまつたためである。これは、農業や手工業中心の經濟から大工業中心の經濟への変化であつて、それによつて、お／＼の農村の人々が都市に出て、工場労働に従事することになった。それらの人々は、それだけ政治に対する知識と自覺を高め、だん／＼と大きな政治勢力を形作るように

なっていた。かくて、新たに興ってきた労働階級が、都市の小市民や農村の小作人たちと結んで、たえず政治への参加を要求し、ついに選挙権に関する財産上の条件を取り除くことに成功するにいたった。これを日本についてみると、明治の憲法のもとではじめて議会制度ができたころには、

年次	有権者数	棄権率(%)	総人口に対する有権者の比率(%)	選挙区
明治23年	450,872	6.0	1.1	小
" 25年	434,594	6.3	0.9	"
" 27年	440,113	17.1	1.0	"
" 27年	460,384	17.0	1.1	"
" 31年	453,329	12.0	1.0	"
" 31年	501,459	20.1	1.1	"
" 35年	983,192	11.5	2.1	大
" 36年	951,860	13.1	2.0	"
" 37年	757,788	13.3	1.6	"
" 41年	1,582,676	14.3	3.2	"
" 45年	1,503,650	10.1	2.8	"
大正4年	1,546,341	7.9	2.9	"
" 6年	1,422,118	8.1	2.5	"
" 9年	3,069,787	13.3	5.4	小
" 13年	3,288,368	8.8	5.5	"
昭和3年	12,405,056	19.6	20.0	中
" 5年	12,651,785	16.7	19.6	"
" 7年	12,014,963	18.3	18.1	"
" 11年	14,303,780	21.3	20.4	"
" 12年	14,075,010	76.7	19.7	"
" 17年	14,594,287	16.8	19.5	"
" 21年	37,128,420	27.7	50.0	大
" 22年	40,907,493	32.1	52.0	中

(選挙管理委員会事務局の資料による)

直接國税年額十五円以上を納めなければ、議員の選挙に加わることができなかった。それを、明治三十三年の選挙法の改正で、税額十円にまでひき下げた。十円とか十五円というと、今ではほんのわずかなはした金のように思われるが、明治二十年、三十年代には、十円の國税を納めるということは、相当の収入のある人でなければできなかったのである。そこで、大正八年には、税額が三円に改められた。これに対して、いわゆる普通選挙の運動というものが盛んに展開され、大正十四年の改正選挙法によって、いっさいの納税および財産の資格が取り除かれ、租税を納めない貧乏人であっても、年齢が満二十五年以上であり、重い刑に処せられた者や精神上の不具者でないかぎり、選挙権を有するということになったのである。

四 婦人参政権

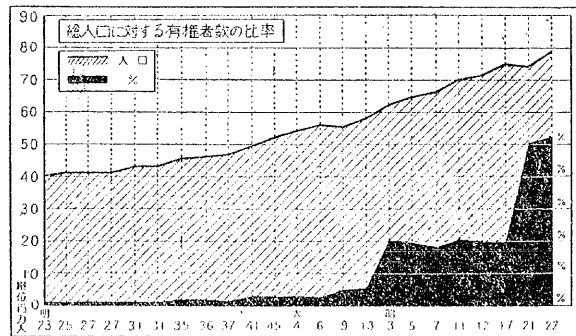
今言うとおり、日本では大正十四年に選挙に関する財産上の制限がなくなった。そこで、そのころの人は、普通選挙が実現されたと言ったのである。しかし、それは男子だけの普通選挙であって、その中にはひとりの女子も含まれていなかった。わが国だけではない。他の進歩した民主主義の國々でも、婦人参政権ということはなか／＼行われるにいたらなかった。なぜだろう。なぜならば、西洋でも、昔から長いこと女は男よりも一段地位の低いものと考えられていたからである。それに、女子は家庭の仕事に専念しているのであって、男子のように社会的な活動を営むわけではないから、分業という点から考えても、政治の問題に参与するのは男子だけでよいとい

うようにみられていたからである。

けれども、民主主義の根本精神たる人間平等の立場から見ても、このような差別は、とうていいつまでも維持されるべきはずのものではない。しかし、民主主義は、能力や経験の大小を全く無視して、單にすべての人間を一律平等に取り扱おうとするわけではない。現に選挙権については、どの國でも一定の年齢上の制限を設け、子供は選挙に加わる資格がないものとされているのである。しかし、男性と女性との区別になると、事情はまったく違う。女性が低い地位におかれていたのは、主として男性が横暴だったからである。婦人の知識が低かったとすれば、それは高い教育を受ける機会が與えられていなかったためである。平均して、女子の方が男子よりも才能が劣っているかどうかは、わからない。よしんばそういうことが言えるとしても、無能な男子にも選挙権が與えられているのに、すぐれた女子には公民としての資格がないというのは、不合理千萬な話である。それに、社会的な活動への婦人の参加は、おい／＼に世界の大勢となってきた。婦人のこまかい情操とゆきといた配慮とは、公共の活動についても、方面によっては男性の及ぶべくもない働きを示すことが明らかにあった。たとえば、衣食住の生活改善は、婦人の政治參與なしには解決されがたい。そういう事情と並行して、イギリスのジョン・ストゥアート・ミルをはじめ、多くの先覚者が、婦人に参政権を與えよということを主張し、それが大きな世論となつて、男女平等の選挙権が認められるようになった。イギリスで婦人参政権が認められたのは、一九一八年であり、アメリカ合衆國では、一九二〇年の憲法改正によって、一般に婦人も選挙権を

行うようになったのである。

日本では、大正（一九一二—二五）の終りになって、男子だけの普通選挙が認められたのであるが、そのころまでは民主主義の方向に発達して來た政治の動きが、昭和の時代にはいとまもなく、軍國主義や独裁政治の邪道に脱線してしまつた。したがって、婦人参政権などということは、まったく問題にされる余地もなくなつたのである。それが今度の戦争の結果として、軍國主義や独裁主義は滅ぼされ、民主主義を、改めて政治のうえに徹底させることになり、婦人の選挙参加が一挙に実現すると同時に、選挙を行うための年齢の資格も、男女とも満二十歳に引き下げられた。それによって有権者の数は、全國で約二千三百万人の増加をみた。また、選挙されて國會議員となるための年齢上の條件は、衆議院では二十五歳、参議院では三十歳と定まり、若い國會議員や婦人代議士もできて、新しい日本を築くために働いている。財産上の制限もなくなり、婦人参政権も実現すれば、



- (1) 大正14年の選挙法改正 男子のみの普通選挙 (年齢満25才以上)
- (2) 昭和20年の選挙法改正 男女平等の普通選挙 (年齢満20才以上)

それがほんとうの普通選挙である。しかし、ほんとうの普通選挙といつても、選挙権について國民の間になんの制限もなくなつたわけではない。重い犯罪を犯した者や、二十歳未満の少年少女には選挙権はない。だから、どんな普通選挙でも、文字通り國民のすべてにゆきわたつてゐるというわけにはゆかない。二十歳という年齢の制限は、かなり機械的なものである。二十歳にならなくても、政治のことに相當に明かるといふ。有能な人もあるであらう。三十、四十になつても、政治に無關心な者があるに相違ない。けれども、野球の花形選手を選ぶのとは違つて、子どももまた参政権を認めるのは適當でないとすれば、この辺で線を引くよりほかはあるまい。選挙権拡張の歴史は、これでひとまず到達すべき点に到達したものと云つてよいであらう。

五 選挙の権利と選挙の義務

こうして、日本の民主政治は、選挙権という点に関しては、どこの外國に比べても劣らないほどに、國民の間に廣い地盤を持つことになつた。しかし、これは、いま言ふとおろ、敗戦の結果なのであつて、日本人がほんとうに民主政治の意味を自覺して、自分たちの力で選挙権の範囲をこれだけにおしひろげたわけではない。したがつて、こゝでよほどしっかりと民主政治のしかたをのみこみ、人間としての教養と政治に関する常識とを養つておかないと、このひろく認められた選挙権が空の持ち腐れになる。一時の困難に打ちひしがれたり、過激な思想に雷同したりして、みんな独裁者をつぎ上げたりするようなことがないとはかぎらない。

たとえば、ドイツは、第一次世界大戦に負けたあとで、ゲーテの死んだソイマールという町で新しい憲法を作り、國會を中心とする高度の民主政治を行うことにした。ところが、國會の中にたぐさんの政党ができて、あつてもない、こゝでもないと争つてゐるうちに、ヒトラーに率いられたナチス党というものが起つてきた。政党政治の煮えきらない態度にあいそをつかしたドイツの國民は、男も女も、その與えられた廣い選挙権を用いて、景氣のよいことをいうナチス党に投票を集中し、これを國會の第一席に仕立て、自ら求めて独裁政治の基礎を確立してしまつた。そのナチスの独裁主義は、だん／＼と國に乗つて、國際法を破り、國際間の信義を踏みじり、ついに無謀な戦争に突入して、國民を日本以上の慘憺たる運命におとし入れてしまつた。これでも、新しい民主主義の憲法ができ、選挙権が國民の間にひろくゆきわたつたからといつて、それだけで民主政治がうまくゆくと思つたら、とんでもないまちがひであることがわかる。

選挙権がどんなに拡張されても、國民が、その與えられた権利を用いて独裁者に投票すれば、民主主義はこわされてしまふ。が、しかし、それだけではない。選挙権者の多くがその権利に忠実でなく、投票を忘る場合にも、社會の裏面に隠れて民衆をあやつる独裁者の、思ふつばにはまつてしまふということを忘れてはならない。

なぜかといふと、國民が政治に無關心であれば、ある一つの目的を是が非でも實現しようとする連中だけが、有力な候補者を押し立て、お互に語り合つてその候補者だけに投票を集中する。そうすれば、よしんば、そういうふうにして権力をわがものにしようとする人々が國民の中の少



数であっても、けっきょくは無関心な国民の多数を押さえて、権力を独占するという仕事に成功することが出来る。そうなれば、権力を独占した連中は、多くの国民があとになってこれはいへんだと気がついて、もう民主的に自由な選挙を行うことができないように、政治の組織を根本から変えてしまいかもしれない。だから、多数の有権者が自分たちの権力のうえに眠るということは、単に民主政治を弱めるだけでなく、実にその生命をおびやかすのである。

それにもかゝらず、世の中には政治に無頓着な人が少なくない。そういう人々には大別して二つの型がある。第一の型に属するのは、相当に知識もあり、能力もありながら、かえってそのために、政治をくだらないこととして見おろそうとする人々である。かれらは、政治のことに夢中になる人々をいやしむ傾きがある。そのくせ、自分よりくだらないと考える人間が権力を握ってしまうと、そのことをだれよりも慨嘆するのは、かれら自身なのである。これに対して、もう一つ

の型に属するのは、政治などということには、自分たちにはわからない高いところにある事柄だと思ふ人々である。かれらは、自分自身を卑下してきた長い間の習慣で、政治は自分たちには縁の遠いことだと思ひこんでいるのである。しかも、政治のよしあしが、自分たちの運命に直接に大きなかゝわりを持つものであることに、気がつかないのである。

いうまでもなく、それらはどちらも正しい態度ではない。ほんとうの民主主義では、政治は「すべての人」の仕事でなければならない。

だから、選挙権は、権利ではあるが、同時に義務である。義務であるというのは、たとえば納税の義務のように、それを忘れれば罰せられるというわけではない。その意味で、熱意と理解とをもって政治に参加することは、法律上の義務ではなくて、むしろ道徳上の義務である。道徳上の義務であるというよりも、むしろ多くの人々の幸福を思ふ愛情の問題なのである。たとえば、農村の婦人が、選挙などということはわからないと言つて棄権したとする。おゝぜいの国民の中で自分ひとりが棄権しても、なんでもあるまいと思ふ。しかし、多くの人々がそういう氣持になれば、それはやはり選挙の結果を大きく左右する。選挙場に行かないで、乳ぶさを與えてあやしているわが愛児が、その一票のために將來独裁政治の犠牲になるかもしれないということは、けつして物語でも、おとぎばなしでもない。民主主義とは、そのところに、はつきりと氣がついた人々によつて、健全な良識と強い責任感とをもつてなされる行爲を、いわば一つ／＼のれんがとして組み立てられてゆく、がっしりとした大きな建築物のようなものである。

第五章 多 数 決

一 民主主義と多数決

人間はそれ／＼、天分も違ふし、性質も異なるし、境遇もまち／＼であるし、趣味や好みもさまざまである。それを一つの型に当てはめてしまふということは、けつして人間を尊重するゆゑではない。だから、人間の尊重ということを根本の精神とする民主主義は、何よりも人々の個性を重んずる。すべての人々が自由にその個性を伸ばし、持って生まれた天分を大いに發揮して世の中の役にたつことができるように、平等の機会と教育の自由とを保障しようとする。そういうふうにしてできあがつた社会では、各人が思うことを言い、信ずるところに従つて行動し、公共の福祉に反しないかぎり「自分自身になりきる自由」を持つてゐるはずなのである。

それであるから、民主主義の政治を行う場合には、多くの人々の中からい／＼な意見が出て、か／＼に議論がた／＼かわせられることになる。各人が自分の判断を主張し、自分の正しいと信ずることを行おうとするのであるから、そうして、各人がそれ／＼違った立場から違った意見を提出するのであるから、当然の結果として、さまざまの見解の対立が起り、利害の衝突を來たすことを免れない。それは、見方によつては好ましくない、不愉快なことであるかもしれない。

しかし、そこに民主政治の鼓動があり、活力がある。それが止まつてしまへば、民主主義は死んでしまふであらう。

けれども、法律を作つたり、政治の方針を決めたりする場合に、みんなが違った意見を主張し、お互の判断を固執して譲らないということになると、いつまでたつても結論に達することができない。各人の考えは尊重しなければならぬが、さればといって、互に対立するどの考えにも同じように賛成し、甲の意見もつともだ、乙の主張にも理由があると云つてばかりいたのでは、一つの方針でもつて實際問題を解決することは不可能になる。そこで、民主主義は多数決という方法を用いる。みんなでじゅうぶんに議論をた／＼かわせたうえで、最後の決定は多数の意見に従ふというのが、民主政治のやり方である。一つの意見を原案として掲げ、手をあげたり、起立したり、投票したりして、賛成かどうかを問い、原則として過半数が賛成ならばその案を採用し、賛成者が少数ならばこれを否決する。そうして、一度決めた以上は、反対の考えの人々、すなわち、少数意見の人々もその決定に従つて行動する。それが多数決である。多数による決定には、反対の少数意見の者も服するというのが、民主主義の規律であつて、これなくしては政治上の対立は解決されず、社会生活の秩序は保たれない。

二 多数決原理に対する疑問

ところで、多数決ということは、一つの便宜的な方法である。元來、法律は正しいものでなけ

ればならない。政治は正しい方針によって行われなければならない。しかし、どうするのが正しいかについては、いろ／＼と意見が分かれていて、いくら議論を続けても、意見の一致点を見いだすことができないという場合には、法律を作ること、政治の方針を決めることもできないから、やむをえず多数決によるのである。

しかしながら、多数の意見だからかならず正しいと言いうるであらうか。少数の賛成者しか得られないから、その主張は、当然まちがっていると考えてよいものであらうか。そうはいえないことは、もとより明らかである。実際には、多数で決めたことがあやまりであることもある。少数の意見の方が正しいこともある。むしろ、少数のすぐれた人々がじっくりと物を考えて下した判断の方が、お／＼でが／＼と附和雷同する意見よりも正しいことが多いであらう。いや、國民の中でいちばん賢明なたゞひとりの考えが、最も正しいものであるということができるであらう。それなのに、なぜその少数のすぐれた人々、最も賢明なたゞひとりの人の意見を初めから採用しないで、お／＼にかつてな意見を言わせ、多数決というような機械的な方法で、その中のどれか一つに決めるといふやり方を行う必要があるのであらうか。

多数決に対しては、昔からそういうものともな疑問がある。いや、單に疑問があるばかりではない。それだから、多数の意見によつて船を山にあげるような民主政治をやめて、最も賢明な人に政治の実権を任せてしまふ方がよい、という議論がある。その中でも最も有名なのは、ギリシアの哲学者プラトンの唱えた哲人支配論である。

プラトンは、お／＼の愚者が数の力で政治を行う民主主義を排斥し、最もすぐれた理性と、最も高い批判力とを備えた哲人が政治を指導するような組織こそ、墮落した人間の魂を救う理想の國家形態であると論じた。このプラトンの理想國家論が後世の政治哲学の上に及ぼした影響は、さわめて大きい。

けれども、プラトンの理想國家論は、政治の理想であるかもしれないが、これをそのまま、現実に行おうとすると、かならず失敗する。なぜならば、最も賢明だと称する人に政治の全権をゆだねて、一般の國民はたゞその哲人の命令に服従してゆけばよいというのは、けっきょくは独裁主義にほかならないからである。独裁主義によれば、独裁者は國民の中でいちばん偉い人だから、その人の意志に従つていけばまちがいはないという。しかし、独裁者が國民の中でいちばん偉い、いちばん賢明な人物であるということは、いったいだれが決めるのであらうか。独裁者のお取り巻きがそう言ったからといって、それがそうであるという保証にはならないし、実際にはそれがたいへんなまやかしものであるかもしれない。また、よしんば独裁者がほんとうに偉い人であつたとしても、同じ人間が長いこと大きな権力を握っていると、必ず腐敗が起り、墮落が生ずる。そうして、権力が少数の人々に集中しているために、それが薬にならずに、毒となって作用する。その悪い作用を國民に隠して、独裁政治のいい点だけを宣傳するために、いろ／＼なうそをいう。無理な政治をして、はな／＼しい成功を誇ろうとする。その結果は、無理に無理を重ねて、國民をならくのふちにおとし入れるような、取り返しつかない失敗を演ずる。ヒトラーを

無類の英雄に仕立てて、これこそプラトンの理想國家を実現したようなものだと思つていたナチスドイツの運命は、独裁政治を二度と再び繰り返してはならないという教訓を、人類にはつきりと示したものであるといわなければならない。

独裁主義は、民主政治を「衆愚政治」だと言つて非難する。なるほど、民主主義も、そういう弊害に陥ることがないとはいえない。しかし、教育が普及し、知識が向上した今日の國民は、プラトンの時代の國民とは違ふ。國民が健全な政治道徳を心得てさえいれば、おのづかの人々の考えを集めて事を議してゆくことは、「船頭多くして船山にのぼる」結果にはならないで、「三人寄れば文珠の知恵」という利益を大いに發揮することが出来る。政治のたいせつな要点を國民に隠して、たゞ指導者の言うがまゝについて來させたのでは、國民の中にある知恵の鉄脈を掘り当てることが出来ない。そうして、國民がめくらにされるばかりでなく、独裁者もまた國民からの批判を受ける機会がないから、自分自身もめくらになつて、馬車うまのように破滅のふちに突進してしまう。その危険を避けるためには、なるべく多くの人々が政治に參與して、多数決で意見をまとめてゆくという以外に、よい方法はないのである。

それに、民主主義もまた、決してたゞ玉石混淆の衆議だけを重んずるのではなく、國民の間から識見のすぐれた人を選んで、その人に政治を任せるといふ方法をも用いるのである。國民がみんな法律を作ることを議する代わりに、國會議員を選挙し、その道の熟練家に立法の仕事を任せるのも、それである。國會の指名によつて内閣總理大臣を立て、他の國務大臣には内閣總理

大臣がこれかと思ふ人々を選び、その政府が行政をつかさどつてゆくようになつてゐるのも、それである。たゞ、立法權にせよ、行政權にせよ、ある決まつた人たちだけが長くそれをひとり占めしていると、きつといろ／＼な弊害が生ずる。ちやうど、水が長いこと一箇所にたまつてゐると、ぼうぶらがわいたり、腐つたりするように、だから、民主政治では、國會議員の任期をかぎつて、たゞ／＼総選挙を行い、それとともに政府の顔ぶれも変わるようにして、常に政治の中心に新しい水が流れ込むようなくふうがしてある。つまり、民主政治は、「多数決主義」と「選良主義」との長所をとつて、それを組み合わせたようなぐあいになつてゐるということができよう。

三 民主政治の落とし穴

しかし、それにしても、民主政治を運用してゆく根本のしかたが多数決であることには変わりはない。國民の間から國會議員を選ぶにしても、最も多くの投票を得た人が当選する。國會で法律を作る場合にも、多数でその可否を決する。内閣總理大臣を指名するのも、國會での多数の意向によるのである。したがつて、民主政治は「多数の支配」である。多数で決めたことが、國民全体の意志として通用するのである。

しかるに、前に言つたように多数の意見だからその方が常に少数の意見よりも正しいということとは、けつして言えない。中世の時代には、すべての人々は、太陽や星が人間の住む世界を中心

にしてまわっているのだと信じていた。近世の初めになって、コペルニクスやガリレオが現われて、天動説の誤りを正した。その当時には、天動説は絶対の多数意見であった。地動説を正しいと信じたのは、ほんの少数の人々にすぎなかった。それと同じように、政治上の判断の場合にも、少数の人々の進んだ意見の方が、おしえいが信じて疑わないことよりも正しい場合が少なくない。それなのに、なんでも多数の力で押しとおし、正しい少数の意見には耳もかさないというふうになれば、それはまさに「多数党の横暴」である、民主主義は、この弊害を、なんとかして防いでゆかなければならない。

多数決という方法は、用い方によっては、多数党の横暴という弊を招くばかりでなく、民主主義そのものの根底を破壊するような結果に陥ることがある。なぜならば、多数の力さえ獲得すればどんなことでもできるということになると、多数の勢いに乗じて一つの政治方針だけを絶対に正しいものにまでまつりあげ、いっさいの反対や批判を封じ去って、一挙に独裁政治体制を作り上げてしまうことができるからである。

もう一度、ドイツの場合をひきあいに出すことにしよう。

第一次世界大戦に負けたドイツは、ワイマールという町で憲法を作って、高度の民主主義の制度を採用した。ワイマール憲法によると、國の権力の根源は國民にある。その國民の意志に基づいて國政の中心をなすものは、國會である。國會議員は、男女平等の普通選挙によって選ばれ、法律は國會の多数決で定め、國會の多数党が中心となって内閣を組織し、法律によって政治を行

う。そういうしくみだけからいえば、ワイマール憲法のもとのドイツは、どこの國にもひけを取らないりっぱな民主國家であった。

ところが、國會の中にたくさんある政党ができ、それが互に勢力を争っているうちに、ドイツ國民はだん／＼と議會政治に飽きて來た。どっちつかずのふら／＼した政党政治の代わりに、一つの方向にまっしぐらに國民を引っ張ってゆく、強い政治力が現われることを望むようになった。そこへ出現したのがナチス党である。初めはわずか七名しかいなかったといわれるナチス党は、たちまちのうちに國民の中に人氣を博し、一九三三年一月の総選挙の結果、とう／＼ドイツ國會の第一党となった。かくて内閣を組織したヒトラーは、國會の多数決を利用して、政府に行政権のみならず立法権をも與える法律を制定させた。政府が立法権を握ってしまえば、どんな政治でも思うがままに行うことができる。議會は無用の長物と化する。ドイツは完全な独裁主義の國となつて、國民はヒトラーの宣傳とナチス党の彈圧とのもとに、まっしぐらに戦争へ、そうして、まっしぐらに破滅へとかり立てられていったのである。

動物の世界にも、それによく似た現象がある。すなわち、ほととぎすという鳥は、自分で巢を作らないで、うぐいすの巢に卵を産みつける。うぐいすの母親は、それと自分の産んだ卵とを差別しないで暖める。ところが、ほととぎすの卵はうぐいすの卵よりも孵化日数が短い。だから、ほととぎすの卵の方が先にひなになり、だん／＼と大きくなってその巢を独占し、うぐいすの卵を巢の外に押し出して、地面に落してみんなこわしてしまふ。

多数を占めた政党に、無分別に権力を與える民主主義は、愚かなうぐいすの母親と同じことである。そこを利用して、独裁主義のほとゝぎすが、民主政治の巢ともいうべき國會の中に卵を産みつける。そうして、初めのうちはおとなしくしているが、ひとたび多数を制すると、たちまち正体を現わし、すべての反対党を追い拂って、國會を独占してしまう。民主主義はいづべんにこわれて、独裁主義だけがのさばることになる。ドイツの場合は、まさにそうであつた。こういうことが再び繰り返されないとはかぎらない。民主國家の國民は、民主政治にもそういう落とし穴があることを、じゅうぶんに注意してかゝる必要がある。

四 多数決と言論の自由

多数決の方法に伴なうこのような弊害を防ぐためには、何よりもまず言論の自由を重んじなければならぬ。言論の自由こそは、民主主義をあらゆる独裁主義の野望から守るたてであり、安全弁である。したがって、ある一つの政党がどんなに國民の多数を占めることになつても、反対の少数意見の發言を封ずるということは許されない。幾つかの政党が並び存して、互に批判し合ひ、議論をたゝかわせあうというところに、民主主義の進歩がある。それを、「拳國一致」とか「一國一党」とかいうようなことを言つて、反対党の言論を禁じてしまえば、政治の進歩もまた止まつてしまうのである。だから、民主主義は多数決を重んずるが、いかなる多数の力をもつてしても、言論の自由を奪うということは絶対に許さるべきでない。何事も多数決によるのが民主

主義ではあるが、どんな多数といえども、民主主義そのものを否定するような決定をする資格はない。

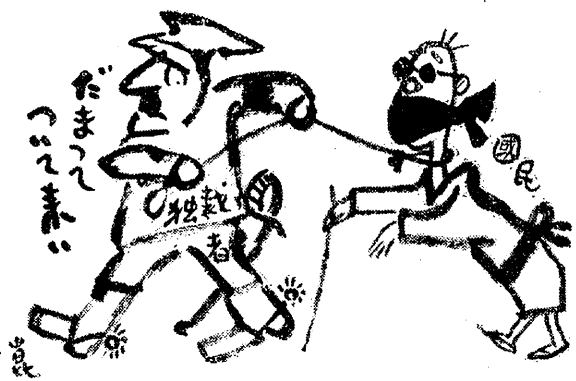
言論の自由ということとは、個人意志の尊重であり、したがって、少数意見を尊重しなければならぬのは、そのためである。もちろん、國民さえ賢明であるならば、多数意見の方が少数意見よりも眞理に近いのが常であらう。しかし、多数意見の方が正しい場合にも、少数の反対説のいうところをよく聞き、それによつて多数の支持する意見をもう一度考え直してみることには、眞理をいっそう確かな基礎のうえにおくゆえんである。これに反して、少数説の方がほんとは正しいにもかかわらず、多数の意見をむりにとおしてしまい、少数の人々の言うことに耳を傾けないならば政治の中にさして眞理の光はひなしくさえぎられてしまう。そういう態度は、社會の陷つてゐる誤りを正す機会を、自ら求めて永久に失うものであるといわなければならない。

だから、多数決によるのは、多数の意見ならば正しいと決めてかゝることを意味するものではないのである。たゞ、対立する幾つかの意見の中でどれが正しいかは、あらかじめ判断しえないことが多い。神ならば、その中でどれが眞理であるかを即座に決定しうるであらう。しかし、神ならぬ人間が、神のような權威をもつて断定を下すことは、思いあがつた独断の態度にほかならないのである。さればといつて、どれが進むべきほんとうの道であるかわからないというだけでは、問題はいつまでたつても解決しない。だから、多数決によつて一應の解決をつけるのである。つまり、多数決は、これならば確かに正しいと決定してしまふことではなくて、それで一應

問題のけりをつけて、先に進んでみるための方法なのである。

それでは、対立する幾つかの意見の中でどれが正しいかは、いつまでたってもわからないのであろうか。

いや、決してそんなことはない。正しい道と正しくない道との区別は、やがてはっきりとわかる時が来る、何でわかるかという、経験がそれを教えてくれるのである。神ならぬ人間には、あらかじめその区別を絶対の確実さをもって知ることはできない。しかし、一應多数決によって問題のけりをつけ、その方針で法律を作り、政治をやってみると、その結果は、まもなく実地のうえに表われてくる。公共の福祉のためにやはりその方がよかった、ということになる場合もある。逆に、多数の意見で決めた方針がまちがっていて、少数意見に従っておいた方がよかったということがある、事実によって明らかに示される場合もある。前の場合ならば、それはそのまゝでよい。あのような場合には、少数意見によって示された方針によって法律を改め、政治のやり方を変えてゆく必要が起る。その場合には、國民はもはや前の多数意見を支持しないであらう。反対に、今までは少数であった意見の方を多くの人々が支持するようになるであらう。そうなれば、以前の多数意見は少数意見になり、少数意見は多数意見に成長して、改めて國會で議決することにより、法律を改正することができる。このようにして、法律がだん／＼と進歩していつて、政治が次第に正しい方向に向かうようになってゆく、かくのごとくに、多数決の結果を絶えず経験によって修正し、國民の批判と協力とを通じて政治を不断に進歩させてゆくとともに、民主主



義のほんとうの強みがある。少数の声を絶えず聞くという努力を怠り、たゞ多数決主義だけをふりまわすのは、民主主義の墮落した形であるにすぎない。

独裁者は豪語する。「予の判断に狂いはない、予の示す方向は必ず正しい。人民どもよ、黙ってついてこい。批判や反対は許さない。現在の犠牲をいとうな。將來の幸福は予が保証する。よしんばおまえたちは苦しみ生涯を送るにしても、その苦勞はおまえたちの子孫の幸福となつて実を結ぶ。だから、しんぼうせよ。民族の繁榮のために。國家の發展のために。」と。

國民の大部分は、独裁者のこの予言に陶醉する。他の人は、これを疑い、これに反対の考えをいだいているが、その氣持をおもてに表わせば縛られる。だから、しかたなしについてゆく。独裁者の予言がとほうもない「から手形」であったことがわかる日まで。

この独裁者のごうまんなことばに對して、民主主義は説く。「政治は國民の政治である。政治のもたらす福利は、國

民自ら刈り取ることができる。しかし、それには、國民自身がよく土地を耕し、よい種をまき、除草や施肥や灌漑に不斷の努力をしなければならぬ。いろ／＼と困難な事情のあるこの世の中で、みごとに政治の実をみのらせるためにはどうすればよいか。その方法は、國民自らが考え、だれもが遠慮なく意見を言い、みんなの相談で決めて行くべきだ。しかし、みんなの意見が一致することは容易にありえない。だから、多数決によって一つの方針を採用し、みんなでその方針のもとに協力してゆく必要がある。もしも多数決で決めたやり方が悪ければ、その結果は秋の收穫のうえにはつきりと現われるであろう。そうしたら、來年はその經驗を生かして、別の方針でやってみるがよい。そうやってゆくうちに、今日の困難はだん／＼と克服されて、國民自身の幸福のためのもつばな政治のみをあげることができると相違ない。多数決の結論がときにまちがうことがあるからといって、多数決の方法を捨ててはならない。多数決の方法を捨てれば、かならず独裁主義になる。多数決の方法を取りながら、多数決の犯したまちがいを、更に多数決によって正してゆくのが、ほんとうの民主主義である。」と。

五 多数決による政治の進歩

今日の人類は、無限の宝を持っている。火山を爆発させる水蒸氣の力を利用して汽車や汽船を運轉する。昔の人が雷神のしわざとして恐れていた電氣を用いて、やみを照らし、工場の機械を動かす、電車を走らせる。何千メートルの地下から石油をくみ上げて、モーターをまわし、飛行

機を飛ばす。今度の戦争の末期に現われた原子爆弾は、人類を破滅せしめるような恐るべき武器であるが、その同じ原子力を平和の用途にあてれば、どれほど大きな福祉を人類のためにもたすかわからない。これらの無限の知識の宝は、人類の長い努力と経験とによって得られたのである。無限に多くの人々がそのために協力しているのである。鉄びんのふたを押上げる水蒸氣の力にヒントを得て蒸氣機関を發明したのはワットであり、それを應用して汽関車を作ったのはズティーヴンソンであった。しかし、そのころのおもちゃのような汽車から、豪華な列車を引いて時速百キロで走る現代の汽関車になるまでには、無數の技師や職工の血のにじむような努力が積み重ねられている。その間には、何度失敗が繰り返されたかしかない。しかし、失敗は發明の母である。一度の失敗にこりて、改善の試みをやめたならば、人類の進歩は、とうの昔に止まってしまうに相違ない。

それと同じことが、政治についても言える。政治をやって、一度で完全に成功しようというのはあまりにも虫のよい話である。人間社会の出來事は、蒸氣や電氣のような自然現象よりも、はるかに複雑である。だから、社会のことを取り扱う政治には、自然力を利用する技術よりも、ずっと失敗が多い。その失敗を生かして、だん／＼とよい政治を築きあげてゆくのは、國民全体の責任である。みんなが自由に意見を語り、多数決で政治の方針を立て、やってみて、悪いところ、またみんなの相談で直す。それが民主主義である。その手間と労苦をいとって、ひとりの考えだけにすべてを任せ、一度ではなく／＼しい成功を収めようとするのが、独裁政治であ

る。それは、神社に祈ってさえいれば神風が吹くと思うのと同じことである。天は自ら助ける者を助ける。人任せの政治に神風が吹く道理があらうか。

それであるから、民主政治は多数決に誤りがありうることを、最初から勘定に入れているのである。しかし、なろうことなら、政治もむだをしない方がよい。多数で決めたことが、初めから正しい政治の方向と一致している方が望ましい。それには、國民の政治上の教養を高めることが、第一の條件である。多数決によって運用される民主主義を非難する者は、口をそろえて民主主義は衆愚政治だという。なるほど、國民がそろってばかりの集まりならば、お、ぜいのばかりが信ずることほど、まちがいが大きいということにならう。しかし、國民の間に知識が普及し、教養が高まってゆきつゝある今日、依然としてそういうことを考えるのは、自分自身がいばんの愚か者であることを証拠だてているのである。そういう人間は、裏長屋の貧乏人や台所のおさんどんに選挙権を與えれば政治が乱れるといつて、普通選挙や婦人参政権に反対した。ところが、今日の多くの國々では、選挙権が拡大されるにつれて、ますます明かるといふ政治が行われるようになってきている。

それでは、日本はどうであらうか、日本人は、自分たちでほんとうの政治上の自覚を持つ前に、戦争の結果として最も廣い政決參與の權利を得た。独裁主義は追放されて、万事が選挙と多数決とで行われる世の中となった。これで、これからの日本の政治が明かしく築きあげられてゆくであらうか、もしも國民が、今までのように政治的に無自覚であれば、それはおぼつかない。

これに反して、みんなが勉強して政治に興味をもち、自分たちの責任と努力とをもって多数決の原理を正しく運用してゆくならば、やがて焦土の上にも明朗な世の中が築きあげられるであらう。世界じゅうの人がそれを見守っている。そこへ至る道は、國民のひとりひとりが毎日踏みしめてゆく正しい一步一步によって開かれるのだ。

第六章 日ざめた有権者

一 民主主義と世論

民主主義は、單なる政治の形をさすものでもなければ、古い政治組織を進歩したしくみに改めることだけを意味するものでもない。それは、もともと大きな事柄を意味している。眞の民主主義とは、われ／＼が日常生活をおくるその方法なのである。世の中には、人間の個人としての力ではどうすることもできないいろ／＼な事柄がある。そのように、個人個人の努力ではどういゝ実現できない仕事を、國民の相互の協力によって達成しうる方法が、民主主義であり、民主政治なのである。

民主國家では、すべての政治の源は國民の意志にある。言い換えれば、主権は國民に存する。しかし、國民がみんなで朝から晩まで政治のことを考えているわけにはいかないから、自分たちに代わって政治を行ってくれる代表者を選ぶことになっている。これは、前に述べたとおりである。そこで選挙民は、村長・市長・知事・市會議員・國會議員などのような代表者を、自分たちの中から選ぶことになる。これらの代表者が、國民の支持と協力とを基礎として、國民の個個別々の力では実行しえないようなたいせつな事業、たとえば、学校を作ったり、道路を開いた

り、水利を圖ったり、疫病や火災や犯罪を防止したりするような仕事を行うのである。だから、國民の代表者は、國民の大多数が何を求めているか、國民にとって何がいちばんたいせつであるかをつかむことに、たえず努力してゆかなければならない。

ところで、國民の数はひじょうに多い。だから、國民のひとりひとりが何を考え、何を望んでいるかを、いち／＼聞いて歩くわけにはいかない。といって、國民の代表者が一部の人々の意見だけを聞いて、それで政治のやり方を決めるというのはさわめて危険である。そこで、國民は、ひろく一般に知れわたるようなしかたで、その希望や意見を言い表わそうと努める。政治を行う代表者たちは、そういうふうにして表明された國民の氣持を公平に判断し、できるだけ國民の意志にかなうように、實際の政策を決めてゆかねばならない。このように、世の中の注目をはいている問題について、たとえば新聞やラジオへの投書とか、雑誌や書物への寄稿とか、國民大会その他の會議での発言とかいう方法によって、一般的なししかたで表明された國民の声を、世論という。

今日の社会には世論を伝える道筋がいろ／＼と発達している。自分で新聞や雑誌に書いたり、講演をしたり、ラジオの街頭録音に出かけて行って意見を述べたりしないでも、ある問題について論じている雑誌がどのくらい賣れたか、ある人の講演にどんな人々が集まり、どれだけ熱心に拍手したか、どんな映画や芝居が人氣があるか、というようなことを通じて、ある程度まで世論を知ることができる。それは、國民に対して、現在どういうことが問題となり、どんな点に關心が持たれているかを知らせる道であると同時に、國民の代表者たちに世論の傾向を判断させる

有力な材料ともなるのである。

しかし、新聞や雑誌やラジオや講演会などは、用い方のいかんによつては、世論を正しく伝える代わりに、ありもしない世論をあるように作りあげたり、ある一つの立場だけに有利なように世論を曲げていったりするひじょうに有力な手段ともなりうる。もしも、自分たちだけの利益を図り、社会の利益を省みない少数の人々が、巨額の金を投じて新聞や雑誌を買収し、一方的な意見や、ありもしない事実を書きたてさせるならば、國民大衆が実際には反対である事柄を、あたかもそれを欲しているように見せかけることができる。そうして、國民の代表者がそれにだまされるだけでなく、國民自身すらもが、いつのまにかそれをそうだと思ひこんでしまうこともまれではない。人々は、その場合、「宣傳」にのせられてゐるのである。

報道機関を通じて行われる宣傳は、何も悪い働きだけをやるわけではない。偽らない事実、國民が知らなければならない事柄を、新聞やラジオや講演会によつてひろく國民に伝えるのは、ぜひしなければならぬ宣傳である。そういう正確な事実や情報を基礎にして、良識のある國民が、これはこうでなければならぬと判断したことが、ほんとうの世論なのである。しかし、宣傳は、悪用されると、とんでもない方向に向かつて、國民の判断を誤らせることになる。小人数だけの計画していることが、金と組織の力を通じて議會を動かし、國民に大きな不利益をもたらすような法律を制定してしまうこともありうる。

だから、宣傳の正体をよくつかみ、それがほんものであるかにせものであるかを明らかに識別

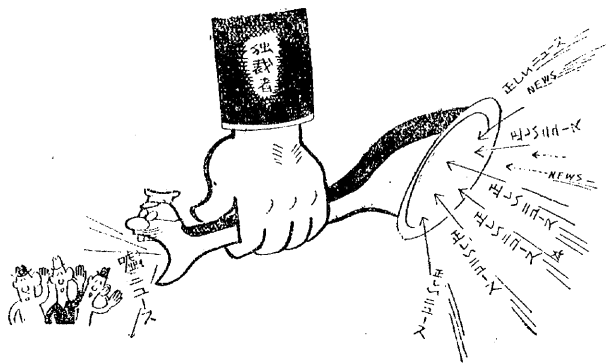
することは、民主國家の國民にとってひじょうにたいせつな心かげであるといわねばならない。

二 宣傳とはどんなものか

宣傳のことをプロパガンダという。プロパガンダということばがはじめて用いられたのは、一六二二年であつた。それは、ローマ法王の作った神学校の名まえで、キリスト教の信仰を異教徒に傳へひろめるために、世界に送り出さるべき青年たちを、そこで教育した。それ以來、それが、組織的な宣傳を行う技術の名称となつたのである。

しかし、人類が宣傳を行つたのは、もつとずっと古い時代からのことである。昔の日本でも、大名同士が戦つたとき、軍事上の作戦を有利に展開するために、耳から耳へ傳える私語宣傳が行われた。たとえば、人民たちに強い敵対心を植えつけるために、敵を慘酷非道なもののように言いふらしたり、大義名分は自分の方にあると思ひこませる手だてが行われた。

このように、昔は、耳から耳へのことばによる宣傳がほとんど唯一の方法であつたが、第十五世紀に印刷術が発明されてからは、文書による宣傳が長足の進歩を遂げた。特に第十九世紀には、いつてから、世界の國々での教育の普及はめざましく、字の読める人の数が一躍増加し、ひろい読者を日あてにする新聞や雑誌などの印刷物がひじょうに多く刊行され、それを通じて宣傳がさわめて有力に行われるようになった。だから、印刷機械の進歩と一般教育の普及とは、宣傳技術を發達させる最も大きな要素となつたといつてよい。



ひろい意味でいえば、宣傳とは、ある事実や思想を、文書やラジオや講演などを通じて大衆に知らせる方法である。だから、一つの目的をもっておくぜいの人々を感化し、大衆をそれになつたような行動に導くための報道は、すべて宣傳であるといつてよい。しかし、前にも言つたように宣傳は、きわめてしばしば悪用される。そういう悪い意味での宣傳とは、利己的な目的をわざと隠して、つごうのよいことだけをおくぜいの人々に伝え、それによつて自分たちの目的を実現するための手段なのである。

たとえば、ある種の雑誌や新聞がある政党と特別の關係を持っているとする。それらの雑誌や新聞がその党から金を出してもらっているという事実を隠して、この党の主張に有利なような論説や記事を書けるとする。その場合、それらの新聞雑誌はこの党の宣傳の道具になっているのである。そのほか、おかしな政治家が大衆の考えを変えさせるために派遣されることもある。多くの資金

を投じて映画や芝居や小説を作らせ、それを見、それを読む國民が、しらずしらずのうちに一つの考えだけをぼんとうだと思ひこんでしまうこともある。

日本國民に大きな悲劇をもたらしたあの太平洋戦争でも、政府や軍部が権力と金とを使って宣傳したために、初めは戦争をしたくないと思つていた人々も、だん／＼と戦争をしなければならぬという氣持になり、戦争に協力するのが國民の務めだ、と信ずるにいたつた。実際には負け續けてばかりいたのに、まことしやかな大本營発表などというものにあざむかれて、勝ちいくさだと思ひこんでしまつた。戦争が済んで、これほどまでにだまされていたのかとわかつて、あととまりであつた。宣傳の力の恐ろしさは、日本國民が骨身にしみるほどに知つたはずである。

民主主義の世の中になって、議會政治が発達すると、政党が重大な役割を演ずるようになる。政党人の多くは眞剣であり、經濟の再建や、産業の復興や、社會の改革のためにいろいろと考え、それに役だつような計画をたてているに相違ない。しかし、また、なるべく多くの当選者を出すために、そうして自分たちの政策とおりの立法を行い、政府の実権を握るために、バンフレットを出したり、党の大会や演説会を開いたり、ラジオによつて國民に呼びかけたり、さまざまの活動をすることも、事實である。その中には、正々堂々たる宣傳もあるが、隠れた目的のための宣傳がまじっていることもある。そうになると、一般の有権者は、どれを信じてよいかわからなくなつて、途方にくれ、健全な判断力を失ひ、まちがった主張を支持することになりやすい。それを冷静に判断しようのが「目ざめた有権者」である。理想的な民主主義の國を築くためには、選挙に

加わる國民のすべてが目ざめた有権者にならなければならない。

そこで、たくみな宣傳によって國民がどんなふうにだまされるかを、もう少したち入って考察してみることしよう。

三 宣傳によつて國民をあざむく方法

これは政治ではないが、商品の廣告も宣傳の一種である。産業革命以來、商業が盛んになり、廣告もひじょうに進歩した。じょうずに廣告をするのとはしないのでは、比較にならない違いがある。どんなよい品を作っても、廣告をしなければ買れない。悪い品物でも、きかない薬でも、うまく廣告すると、飛ぶように買れる。そこで、廣告のしかたを研究する専門家があたり、廣宣傳を引き受ける業者ができたりするようになった。廣告を信用して、とんでもないものをつか告・ませられる場合があることはだれでも知っている。それにもかゝらず、きれいな絵や、好奇心をそゝることはなどにせられて、ついまた買う氣になる。政治の宣傳も、それと同じようなものだ。

煽動政治家、特に煽動的共產主義者がきまつて目をつけるのは、いつもふみにじられて、世の中に不平を持っている階級である。こういう階級の人たちは、言いたい不満を山ほど持っている。しかし、訴えるところもないし、自分たちには人を動かす力もない。それで、しかたなく黙っている。煽動政治家は、そこをねらつて、その人たちの言いたいことを大声で叫ぶ。その人

氣をとる。もっともらしい公式論をふりまわして、こうすれば富の分配も公平にいき、細民階級の地位も向上するように思ひこませる。自分をかき出してくれば、こうもする、あゝもできると約束する。不満が爆発して動乱が起つても、それはかれらの思うつぼである。そこを利用して政權にありつく。公約を無視してかつてな政治をする。けっきょく、いちばん犠牲になるのは、政治の裏面を見ぬくことのできなかった民衆なのである。

煽動政治家が民衆を煽動することを、英語でデマゴギーという。日本では、略してデマという。日本語でデマをとばすといえは、いい加減な、でたらめなことを言いふらすという意味である。デマがデマだとわかつていれば、弊害はない。まことしやかなデマには、よほどしつかりしてないと、たいていの人はのせられる。自分に有利なデマ、相手に不利なデマ、それが入り乱れてとび、人々はそれを信ずるようになってしまふ。

これをもう少し分析してみると、宣傳屋が民衆をあざむく方法には、次のような種類があると

いふだろう。

第一に、宣傳屋は、競争相手やじやまな勢力を追い拂うために、それを悪名をもつてよび、民衆にそれに対する反感を起させようとする。保守的反動主義者・右翼・ファッショ・國賊・左翼・赤・共產主義者など、いろ／＼な名称が利用される。今までの日本では、自由な考えを持った進歩的な人々が、「あれは赤だ」という一言で失脚させられた。民主主義がはやり出すと、「あれは反動主義者だ」と言つて、穩健な考えの人々を葬ろうとするだろう。それに、あることないこと、

取りまぜて言えば、いっそう効果があるに相違ない。

次は、それとは逆に、自分の立場にりっぱな看板を掲げ、自分のいうことに美しい着物を着せるといふ手である。眞理・自由・正義・民主主義などということばは、そういう看板にはうってつけである。しかし、羊の皮を着たおゝかみを仲間だと思いこんだ羊たちは、やす／＼とおゝかみのえじきになってしまふだろう。

三番めは、自分たちのかつぎあげようとする人物や、自分たちのやろうとする計画を、かねてから國民の尊敬しているものと結びつけて、民衆にその人物を偉い人だと思わせ、その計画をりっぱなものだと信じさせるやり方である。たとえばドイツ國民には、民族というものをたいへんに尊く思う氣持があつた。ナチス党は、そこを利用して、ヒトラーはドイツ民族の意志を示すことのできる唯一の人物であるように言いふらした。また、日本人には、昔から天皇をありがたいと思う氣持がある。戦争を計画した連中は、そこをつかつて、天皇の實際の考えがどうであつたにかゝらず、自分たちの計画どおりにことを運ぶのが、天皇のお心になうところだと宣傳した。そうして、赤い紙の召集令狀を「天皇のお召し」だといって、國民をいやおうなしに戦場へ送つた。

四番めには、町の人氣を集めるために、民衆の氣に入るような記事を書き、人々が感心するような写真や新聞などに出すといふ手もある。たとえば、ふだんはりっぱな官邸に住んで、ぜいたくな生活をしている独裁者でも、労働者と同じように、スコップで土を掘っている映画を見せれ

ば、人々はその独裁者を自分たちの味方だと思ふ。総理大臣が自動車で遠い郊外に出かけて、貧しい村の入口で馬に乗り替へ、農家を訪問して慰勞のことばを語っている写真を出せば、人々は、忙しい大臣が自動車にも乗らずに民情を視察しているのだと思つて感心する。

五番めは、眞実とうそをじょうずに織りまぜる方法である。いかなる宣傳も、うそだけではおそれ早かれ國民に感づかれてしまふ。そこで、ほんとうのことを言つて人をひきつけ、自分の話を信用させておいて、だん／＼とうそまでほんとうだと思わせることに成功する。あるいは、ほんとうの事実でも、その一つの点だけを取り出して示すと、言い表わし方次第では、まるで逆の印象を人々に與えることもできる。その一例として、次のようなおもしろい話がある。

印度洋を航海するある貨物船で、船長と一等運轉士とが一日交替で船橋の指揮にあたり、當番の日の航海日誌を書くことになつてゐた。船長ははじめ一方の人物だが、一等運轉士の方は老練な船乗りで、暇さえあれば酒を飲むことを楽しみにしてゐたために、ふたりの仲はよくなかつた。ある日、船長が船橋に立つてゐると、一等運轉士が酔つぱらつて、ウイスキーのあきびんを甲板の上のところがしてゐるのが目についた。船長は、それをにが／＼しく思ったので、その晩航海日誌を書くときに、そのことも記入しておいた。翌日、一等運轉士が任務についてその日誌を読み、まづかに怒つて、船長に抗議を申しこんだ。

「非番のときには、われ／＼は好きなことをしてよいはずですよ。私は、任務につきながら酒を飲んでゐるではありません。この日誌を会社の社長が読んだら、私のことをなんと思ひますか。」

「それは私も知っています、」と船長は静かに答えた。「しかし、君がきのう酔っぱらっていたことにはまちがいはない。私は、たゞその事実を書いただけです。」

内心の不満を押さえて任務に服した一等運轉士は、その晩の航海日誌に、「きょう、船長は一日じゅう酔っぱらっていませんでした。」と書いた。次の日にそれを見て怒ったのは、船長である。

「私が酔っていないかったなどと書くのは、けしからんではないか。まるで、私は他の日はいつも酔っぱらってでもいるようにみえる。私が酒を一滴も飲まないことは、君も知っているはずだ。君は、うその報告を書いて私を中傷しようとするのだ。」

「さよう。あなたが酒を飲まないことは、私もよく知っています。しかし、あなたがきのう酔っていないかったことは事実です。私は、たゞその事実を書いただけです。」と一等運轉士はひや／＼かに答えた。

航海日誌に書かれたことは、どちらも事実である。しかし、言い表わし方のいかんによって、事実とは反対の印象を読む人に與えることが、これでわかるであろう。

もう一つ、忘れてならない重要なことは、民衆がよほど注意しないと、宣傳戦ではいろ／＼な立場の党派が金を使って世論を支配しようと努め、いちばん多くの資金を持っている者が勝を制するということである。たとえば、ある党派が、企業の國家管理のように、企業家にとって不利な法案が議會を通過するのを妨げようとして運動し、それがうまくゆかないとみると、こんどは、その法律をほとんど骨抜きにするような條文を入れようと努力する。もしも、そのような企てが

金の力で成功したとするならば、民主主義は、それだけ金權政治に道をゆずったことになるのである。

四 宣傳機關

現代の発達した宣傳技術で、いちばん大きな役割を演じているのは、新聞と雑誌とラジオである。その他、ポスター・ビラ・映画・講演などもよく利用されるが、今言った三つは特に重要であり、中でも新聞の持つ力は最も大きい。新聞は、世論の忠実な反映でなければならぬ。むしろ新聞は確実な事実を基礎として、世論を正しく指導すべきである。しかし逆にまた新聞によって世論が捏造されることも多い。

新聞が宣傳の道具としてもつ價值が大きいだけに、これを利用しようとする者は、巨額な金を投じて新聞を買収しようとする。あるいは、自分の手で新聞を発行する。その新聞がどんな人物により、またはどの政党によって経営されているかがはつきりしていれば、読む人もそのつもりで読むから、たいした弊害はない。しかし、それをそうと見やぶりにくいような名まえの新聞で、じょうずに宣傳をやると、國民の考えを大きく左右することができ、違った名まえの幾つもの新聞を買収すれば、いっそう効果がある。そのようにして、外形だけは民主主義の世の中にも金權政治が幅をきかせる。「地獄のさたも金次第」という。金が万能の力をもって世論を思うとおり動かすようでは、ほんとうの民主主義は行われえない。

新聞の経営には金がかかる。その費用は、購読者が拂う新聞代を集めた額よりもずっと多い。それなのに、どうして新聞の経営が成りたつてゆくのだろうか。ほかでもない。その足りない部分は、広告の収入でまかなわれるのである。したがって、購読者も、それだけ安い新聞代でおもしろい新聞が読めることになる。ときには、新聞を発行する費用の半分以上が広告の収入でまかなわれることさえある。それでみても、新聞広告がどれほどききめがあるかということが、わかるであろう。広告がきき目ということは、新聞が宣傳機関として、それだけすばらしいねうちを持つていることを物語るのである。広告でさえそうなのだから、記事をしようずに、おもしろく、人の目をひくように載せ、珍しい写真などを掲げれば、どんなに効果があるかは、想像にあまりがある。同じ事件を取り扱うにしても、大きな活字で見出しをつけるのと、小さくすみの方に掲げるのでは、まるできき目が違う。無根の事実を書いて人を中傷すれば、あとで小さくとり消しを出しても、その人の信用は地に落ちてしまう。世論を動かす新聞の力は、このように大きい。それだけに、新聞を経営する人たちのもつ責任は、きわめて重大であるといわなければならない。

これと同じようなことが、雑誌その他の定期刊行物についてもいえる。雑誌も、発行部数の多い大雑誌になると、宣傳機関として大きな利用価値がある。したがって、雑誌社の経費のかなりの部分が広告の収入でまかなわれる。

それよりも、もっとおもしろいのはラジオである。今の日本では、すべての放送局が一つの放送協会によって経営され、その経費は聴取者の拂う料金でまかなわれて、ラジオを広告につかうということは行われていない。ところが、アメリカでは、六百以上の私設放送局がある。東京の半分ぐらいの都会に幾つもの放送局があつて、いろいろとおもしろい番組を作つて競争している。しかも、聴取者からは、いっさい料金を取らない、放送の中に広告を組み入れ、その料金で経営しているのである。

このように、新聞や雑誌やラジオは広告にそのおもな財源を求めているから、なるべく多くの広告を得ようとして競争する。広告を得るために、特に努力しないでも、廣告主の方から廣告を頼みに来る大新聞や大雑誌ならば、わざと廣告主のこきげんをとるようなことをする必要はないが、そうでない場合には、大廣告主の氣に入るような編集をしたり、その感情を害するような記事や載せることを恐れたりすることもありうる。そういう新聞や雑誌だと、廣告主が集まつてこれらの宣傳機関に圧力を加え、自分たちにとって不利な法律案が議會をとることを妨げるように、論文や記事の書き方についていろいろと注文をつけることができる。その法律案の悪い点を大きく取りあげたり、その支持者の悪口を書いたりさせる。そういう技巧によって、何も知らない読者の氣持を動かしてしまふことはけつしてむずかしいことではない。

一方また、小さな雑誌や地方新聞の中には、土地の有力者を、不利な事実を書くぞと言つて脅迫し、それを書かないことの代わりに多額の金を出させる者などもある。他方には、自分にとって有利な記事を載せさせるため、それらの雑誌や新聞にたくさん金を注ぎこむ候補者もいる。

そういう悪徳記者や、ずるい候補者がいると、有権者はそれにまどわされて、よい人に投票せず、不適任な人物を選んでしまうということになりがちだ。

新聞記事にはそんな事情でうその書かれることが多いとすれば、それをきびしく監督し、政府が前もって検閲して、そのような弊害を防止すればよいと思うかもしれない。しかし、それはなお悪い結果になる。なぜならば、そうすると、こんどは政府がその権力を利用して、自分の政党のために不利なような論説や記事をさし止め、その立場にとって有利なことだけを書かせるようになるからである。それは、國民をめぐらし、権力者が宣傳機関を独占する最も危険なやり方である。言論機関に対する統制と検閲こそ、独裁者の用いるいちばん有力な武器なのである。

だから民主國家では、かならず言論・出版の自由を保障している。それによって國民は政府の政策を批判し、不正に対しては堂々と抗議することができる。その自由があるかぎり、政治上の不満が直接行動となって爆発する危険はない。政府が、危険と思う思想を抑圧すると、その思想はかならず地下にもぐってだん／＼と不満や反抗の氣持をつのらせ、ついには社会



的・政治的不安を招くようになる。政府は國民の世論によって政治をしなければならぬのに、その世論を政府が思うように動かそうとするようでは民主主義の精神は踏みにじられてしまう。

政治は眞実に基づいて行われなければならない。しかも、その眞実は自由な討論によって生み出されるということこそ、民主主義の根本の原則なのである。甲の主張と乙の立場とを自由な討論させる。甲は宣傳によって國民の心をひきつけ、選挙でも多数の投票を得て、乙に対する勝利を占める。しかし、もしも甲の宣傳が眞実でなかったならば、その勝利はいつまでも続くだろうか。國民が眞実を発見する能力を持たなければ、眞実を言った乙の立場はいつまでも浮かぶ瀬はないであろう。これに反して、國民にその力さえあれば、甲の人氣はやがて地に落ちる。そうして、少数だった乙の立場の方が有力になってくる。いや、もしも國民がほんとうに賢明であるならば、初めから甲の宣傳にのせられて判断をあやまることもないであろう。

だから、自由な言論のもとで眞実を発見する道は、國民が「目ざめた有権者」になる以外にはない。目ざめた有権者は、最も確かなうそ発見器である。國民さえ賢明ならば、新聞がうそを書いても賣れないから、眞実を報道するようになる。國民の正しい批判には勝てないから、新聞や雑誌のような宣傳機関は眞の世論を反映するようになる。それによって政治が常に正しい方向に向けられてゆくのだ。

五 報道に対する科学的考察

眞実を探究するのは、科学の任務である。だから、うそと誠、まちがった宣傳と眞実とを区別するには、科学が眞理を探究するのと同じようなしかたで、新聞や雑誌やパンフレットを通じて與えられる報道を、冷静に考察しなければならぬ。乱れと宣傳を科学的に考察して、その中から眞実を見つけ出す習慣をつけなければならぬ。

一、科学的考察をするにあたって、まず心がけなければならないのは、先入観念を取り除くということである。われ／＼は、長い間の経験や、小さい時から教えられ、言い聞かされたことや、最初に感心して読んだ本や、その他いろいろの原因によって、ある一つの考え方に慣らされ、何ごとをもまずその立場から判断しようとするくせがついている。それは、よいことである場合もある。しかし、まちがいであることもある。そういう先入観念を反省しないものごとを考えてゆくことは、とんでもないかたよった判断にとらわれてしまうことになる。昔の人は、風の神が風をおこし、地下のなまずがあらはれると地震になると思っていた。そういう迷信や先入観念を取り除くことが、科学の発達する第一歩であった。近ごろでも、日本人は、苦しい戦争のときには「神風」が吹くと信じていた。大本營の発表ならばほんとうだと思こんでいた。そういう先入観念ぐらゐ恐ろしいものはない。政治上の判断からそのような先入観念を除き去ることは、科学的考察の第一歩である。

二、次にたいせつなのは、情報がどういうところから出てくるかを知ることである。読んだり、聞いたりしたことを、そのまゝ信じてこむことは、たゞに愚かなことであるばかりでなく、

またひじょうに危険である。だから、いつも自分自身に次のようなことを質問してみるがよい。

すなわち、だれがそれを書き、それを言ったか。それはどんな連中だろうか。かれらにはそういうことを言う資格があるのか。どこで、どうしてその情報を得たか。かれらは先入観念を持ってはいないか、ほんとうに公平無私な人たちか。あるいは、まことしやかなその発表の裏に、何か

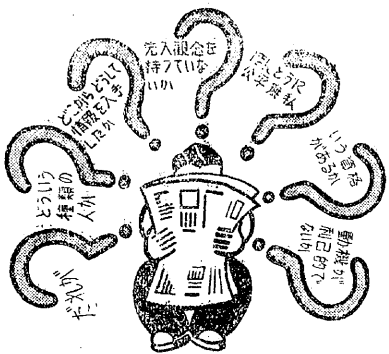
利己的な動機が隠されてはいないか。こういう質問を自分自身でやってみることは、たしかに科学的考察の役にたつであらう。

三、新聞や雑誌などを読むときに、次のような点に注意する。

イ、社説を読んで、その新聞や雑誌の正しい傾向、たとえば、保守か、急進かをできるだけ早くつかむこと。

ロ、それがわかったならば、それとは反対の立場の刊行物も読んで、どちらの言っているこ

情報の科学的考察



とが正しいかを判断すること。

ハ、低級な記事を掲げたり、異常な興味をそゝるような書き方をしたり、ことさらに人を中傷したりしているかどうかを見ること。

二、論説や記事の見出しと、そこに書かれている内容とを比べてみる。記事の内容にはだいたいほんとうのことが書いてあっても、それにふさわしくない標題を大きく掲げ、読者にまるで違った印象を興えようとするところがあるから、標題を見ただけで早合点してはいけない。

ホ、新聞や雑誌の経営者がどんな人たちか、その背後にどんな後援者がいるかに注意すること。政府の権力に迎合する新聞を御用新聞というが、政府ではなく、金権階級におもねるような新聞も、御用新聞であることに変わりはない。

四、毎日の新聞やラジオは国際問題でにぎわっている。今日では、國の内部の政治は国際問題と切り離すことのできない関係があるから、國際事情にはたえず氣をつけて、その動きを正しく理解することが必要である。戦争前の日本國民は、世界じゅうが日本のやるところをどう見ているかを少しも考えずに、ひとりよがりの優越感にひたっていた。これからも、日本が國際關係の中でどういう立場におかれているかを、たえずしっかりと頭に入れて、そのうえで國內の問題を考えてゆかなければならない。國際間の宣傳は、國內におけるよりもっと激しく、もっとじょうずに行われるから、いろ／＼なことを主張し、論争している國々の、ほんとうの目的を察知するように努めなければならない。特に、言論や出版が政府の手で嚴重に統制されている國に対しては、そういう注意がたいせつである。

五、世の中の問題は複雑である。問題の一つの面だけを取りあげて、それで議論をすることは、きわめて危険である。だから、ある主張をする者に対しては、問題の他の反面についてどう

思ふかを聞いてみるがよい。宣傳を読み、かつ聞くだけでなく、逆にこちらからもいろ／＼と疑問をいだいて、それを問いたゞす機會を持たなければならぬ。それには、討論会などをさかんに開くことが有益である。学校などでも、クラスごとに時事問題についての討論会を行うがよい。研究グループを作るときには、反対の考えの人々をも仲間に入れなければならない。それは、科學者の行う実験のようなものである。いろ／＼な場合をためしてみ、いろ／＼な人の研究の結果を聞くことによって、誤りはだん／＼と取り除かれ、共通の一つの眞実が見いだされる、そういうふうにして、ものごとを科學的に考察する習慣をつけておけば、それが民主主義の社會で責任のある行動をする場合に、どんなに役にたつかしれない。

要するに、有権者のひとりひとりが賢明にならなければ、民主主義はうまくゆかない。國民が賢明で、ものごとを科學的に考えるようになれば、うその宣傳はたちまち見破られてしまふから、だれも無責任なことを言いふらすことはできなくなる。高い知性と、眞實を愛する心と、発見された眞實を守ろうとする意志と、正しい方針を責任をもって貫徹く実行力と、そういう人々の間のお互の尊敬と協力と——りっぱな民主國家を建設する原動力はそこにある。そこにだけあって、それ以外にはない。

第七章 政治と國民

一 人任せの政治と自分たちの政治

民主主義が、單に選挙のときに投票をしたりする政治上の民主主義だけでなく、もつとひろい、もつと大きな事柄であることは、前にも述べたとおりであるが、その政治上の民主主義を実現するには、各個人が政治に參與することが、不可欠の要件であることもまた、疑いのないところである。教育の普及にせよ、交通の発達にせよ、經濟の繁榮にせよ、政治のよしあしによって影響されるところがひじょうに大きい。そのたいせつな政治を、人任せでなく、自分たちの仕事として行ふという氣持こそ、民主國家の國民の第一の心構えでなければならぬ。

日本人の間には、封建時代からのしきたりで、政治は自分たちの仕事ではないという考えがいまだに残っている。東洋では、昔から「由らしむべし、知らしむべからず。」ということがいわれてきた。政治をする者は、人々をその命令に従わせておけばよいのであつて、政治の根本方針を知らせることは禁物だ、という意味である。政治の方針を知らせると、それをい／＼と批判する者が出てきて、かつてな政治ができなくなるからである。わが國の政治家も、長い間そういう態度をとつてきたために、國民は、自分たちは政治をされる立場にあるのであつて、ほんとうに

自分たちで「政治をする」という考えにはなか／＼なれない。主權は國民にあるといつても、なんのことだかよくわからないという、とまどつたような氣持が抜けきれない。政治を人任せにするという態度も、そういうところからきている。

しかし、いつたい、政治を人任せにしておいてよいものだろうか。國民の知らないうちに政治家たちによつて戦争が計画され、夫やむすこを戦場に奪い去られ、あけくの果ては、家を焼かれ、財産を失ひ、食べるものにも窮するような悲惨な境遇におとし入れられたのは、ついこの間のことではなかつたか。政治のやり方が悪いために、いちばんひどいめにあうのは、ほかならぬ國民自身である。反対に、よい政治が行われることによって、その利益を身にしみて感じる立場にある者も、また國民自身である。國民は政治を知らなければならぬ。政治に深い關心を持たなければならぬ。自分たちの力で政治をよくしてゆくという強い決意をいだかなければならぬ。政治のよしあしを身にしみてかみ分けることのできるのは國民であるから、その國民の手で政治を行うのが、政治をよくする唯一のたしかな方法である。民主主義の政治原理の根本は、まさにそこにある。國民が、政治を自分たちの仕事と思ひ、政治の急所をよく理解することは、政治の成果をあげるためにぜひとも必要である。政治は政府だけで行えるものではない。どんなによい政治の方針をたてても、國民がその氣になつて協力しなければ、けつしてよい結果は得られない。昭和二十二年の秋の初め、恐ろしい豪雨が関東地方を襲つた。利根川を初め、幾つかの河川がはんらんして、大洪水となつた。その少し前、東北地方も大水害にみまわれた。これらは天災

には違いないが、どんな天災でも、ある程度まで人力で防げないことはない。政府がしっかりとした方針をたて、國民がそれを自分たちの仕事と思つて協力すれば、天災をくい止めることもけつして不可能ではない。東北や関東の水害の場合には、戦争中から水源地の森林をむやみに切り倒していたのがいけなかった。弱っている堤防を補強する代わりに、堤防の上まで耕して畑にしたのが、その決壊を早める原因となった。政府にも責任があるが、國民が治水や植林を自分たちの仕事と思つて、それを眞剣に考えることを怠つていたというをしりも免れないであらう。山や川が水の出やすい状態にあるときには、雨の少ない季節になると、こんどは深刻な水不足にみまわれる。電力は低下し、水道も止まるようなことになる。どうすれば、そういう状態を改善することができるか。それを國民自らが考え、政府をして適切な方針をたてさせ、國民がすゝんでこれに協力してゆくのが、「國民による、國民のための政治」にほかならない。

自然の災害を防いだり、天然資源を利用したりするにも、國民の協力が必要である。まして、人間の世の中のことをよくしてゆくためには、國民がその氣になることが、絶対に必要な條件である。インフレーションが恐ろしいことは、だれでも知つてゐる。生産を高めなければならぬことは、みんな承知している。しかし、そのためにどんな政策を行つても、國民がその氣にならなければ、けつして効果はあがらない。人任せの政治では、國民は陰で政府の悪口を言うだけで、自分で責任をもつという氣持にならない。けつきよく、ずるい人間が得をして、正直者がばかを見ることになる。それでは、世の中は悪くなるばかりである。政治をよくしてゆくには、國民の

ひとりひとりが責任を持たなければならない。無責任な人間の乗ずるすきのない政治を行わなければならぬ。だれがそれを行うか。國民がそれを行うのである。だから政治は、國民にとつて「自分たちの仕事」なのだ。だから民主政治は「國民の政治」でなければならないのである。

二 地方自治

國民が政治を「自分たちの仕事」と思わなければならないわけは、これでわかる。たゞ、國の政治となると、範圍もひろいし、問題も複雑だし、なりゆきの見とおしも困難だし、それをどう「自分たちの仕事」とするかは、なか／＼見当がつかないと思ふかもしれない。しかし、政治は國の政治だけとはかぎらない。もっとせまい、もっと手近なところにも政治がある。町にも政治があり、村にも政治がある。國民は、同時に市民であり、町民であり、村民である。國の政治はむずかしくてわからない場合でも、町の政治や村の政治ならば、だれにもわかりやすい。それを「自分たちの仕事」と考えるのが、民主政治の第一歩である。

日本の國は、一つの都、一つの道、二つの府、四十二の縣に分かれてゐる。その中にまた、市があり、区があり、町があり、村がある。それらを地方自治團體という。明治憲法のもとでは、中央政府の支配者たちが天下りの命令を出し、地方の政治を動かす、町や村の事情にそぐわないことを強制した。しかし、こんどの憲法のもとでは、そういうことはできない。地方自治團體には、それ／＼自分たちの議決機關と執行機關があつて、地方民がその任にあたる人々を選挙す

ることになっている。縣議會議員・市議會議員・村議會議員などを選挙するのはもとよりのこと、縣議會・市議會・村議會などで議決した事柄を執行してゆく知事や市長や村長なども、みな選挙で決める。だれを代表者に選挙するか。選挙した代表者にどういう政治をしてもらうか。代表者たちが、縣民・市民・村民などの期待するとおりの政治をしているかどうか。そういうことを自分からすすんで考えてゆくことによって、それらの政治がみんなにとっての「自分たちの仕事」になつていく。それは、けつしてむずかしいことでもなく、わからないことでもないはずである。

たとえば、ある村に荒地がある。水はけが悪いので耕作に適さない。そこを耕すには、費用もかかるし、労力もたいへんだ。そのために、昔からそのまゝになっている。しかし、それでよいのか。なんとか金の融通をつけ、みんなの協力でそこを開墾するくふうはないか。川の上流をせき止め、水はけをよくすれば、数町歩の水田が得られるだろう。せき止めた水は、かんがいの用水に役だつだろう。それを村民がくふうし、実行力のある人を村議會議員や村長に選び、その計画を実行したとする。二年や三年は、村の財政は、赤字になるだろう。しかし、四年めには少しは收穫があるだろう。五年めの秋には、ふさ／＼とした黄金のみのりが見られるだろう。もちろん、ものごとすべてそううまくゆくとはかぎらない。だから、反対もあるうし、反対にも理由があるう。そこをみんなで考える。そうして、多数の賛成者が得られたならば、やってみる。村は進歩し、村民の生活はらくになる。それが村の政治だ。学校を建てるのでも、公民館をつづばにするのでも、道路を改修するのでも、みな同じことだ。村民にとって、どうしてそれが「人任せの

仕事」であつてよいであらうか。一家協同で耕すのら仕事が、家族にとって「自分たちの仕事」であるのと同じように、それらはみんな、村人たちの「自分たちの仕事」でなければならぬ。

今の世の中では、國にも、地方にも、町にも、村にも、困難な問題が山のようにある。しかし、日本の問題を日本人が解決しようとしなくて、だれがそれを解決してくれるか。それと同じく、地方の問題、町の問題、村の問題は、まずその地方の住民が、その町民が、その村民が、自分で考え、自分で解決に努力してゆかなければならない。「天は自ら助くるものを助く」という。村が縣の援助を受け、地方が國の補助を受けるのは、それから先のことである。國民全体が努力に努力を重ねて、それでも力の及ばないところがあつてはじめて、外國の援助や協力を期待することができると同じである。

地方自治の問題は、地方民の力で解決する。しかし、町民や村民は、それ／＼自分の職業を持つてゐるから、町の政治、村の政治だけにかゝりきりになっていることはできない。そこで、自分たちの中から代表者を選んで、もっぱらその方面の仕事をしてもらう。けれども、代表者を選んだから、あとはその人たちに任せておけばよいという態度であつてはならない。町長や村長は何をしているか。町議會議員や村議會議員は何を議論しているか。感情問題にとらわれたり、党派の争いに氣をとられたりしているようなことはないか。町民や村民は、いつもそのようなことに注意し、自分たちの代表者のすることを激励批判し、いふべき意見は筋をたてて申しで、みんな正しく明かるとい町政治、村の政治をもりたててゆかなければならない。

政治は、だれにとつても「自分たちの仕事」であるべきだ。しかし、なんといつても、実際の仕事にたずさわつてもらふ代表者にその人を得るということは、最もたいせつである。だから、われと思う者は、町長や村議會議員にうって出るがよい。自分が代表者にならない場合にも、自分でうって出るのに劣らない熱心さをもつて、自分たちの代表者をまじめに選挙すべきである。

しかし、選挙に熱中しすぎて、冷静な判断を失うようなことになつても困る。アメリカなどでは、選挙は國民の最も力こぶを入れる行事だから、ときにはそれが文字どおり鳴りもの入りで行われることもある。人目をひいて選挙戦を有利に導くために、樂隊を雇つて大がかりな宣傳をする候補者もある。浮きたつ景氣に心を奪われて、いかもの候補者に投票し、じみなまじめな人を落選させてしまう場合もあるそうだ。日本では、まだプラス・バンドで選挙戦にくり出す者はないようだが、うわべの宣傳につられて、選ぶべき人を選ばない結果になることは少なくない。政治は神頼みでは解決しない。よい政治は、もつぱな人の力に頼まなければならない。だから、鎮守のお祭以上に選挙に力こぶを入れるようになるのは結構なことだが、それだけ、から宣傳に乗ぜられないように注意することが、くれぐれもたいせつであらう。

三國の政治

村の政治は村民の力で、町の政治は町民の意志で、地方の政治は地方民の協力でやつてゆくのが、民主的な地方自治の原則である。しかし、村の政治は村だけでは解決しない。地方の問題に

は、地方だけではどうすることもできないことがたくさんある。だから、村のことを考えるには、地方全体のことと心を配らなければならない。地方の問題を解決するには、國全体の政治を考えてゆかなければならない。初めのうちは、國の政治は複雑で、ひろすぎて、わからないように思われるが、こうして地方地方のことを眞剣に考えてゆくうちに、大きな國全体の政治問題について、だん／＼と理解ができ、識見を養うことができるようになってくる。

今の日本でいちばんたいせつな問題の一つが食糧問題であることは、いうまでもない。その食糧の生産を受け持つ農村は、年じゅう休み暇もない重労働に従事している。アメリカのような國では農村の工業化が大規模に行われていて、畑を耕すのも、種をまくのも、收穫をするのも、脱穀を行うのも、大部分機械の力でやる。飛行機で空から種をまくことすら行われている。日本のように土地が狭く、水田の多い國で、そのまねをすることはできないが、せめて電力や畜力だけでももつと豊富に、有効に使うようになれば、どのくらい農業生産の能率があがるかわからない。そうなれば、農村でも文化や教養にももつと力を注ぐ暇ができてくるであらう。しかし、それには、水力電氣をもつと開発しなければならぬ。石炭も増産しなければならぬし、畜産を奨励し、農業機械の改良・普及も図らなければならぬ。そういうことは、一村・一町・一地方の問題ではなくて、國全体の政治がこれに協力することによつてはじめて解決される。

これはほんの一例であるが、この一例でもわかるように、地方の政治は、すべて國全体の政治と密接に結びついている。だから、村の政治を眞剣に考える人々は、地方の政治にも熱心になら

ざるを得ない。地方の問題に熱心な人々は、國全体の政治に深く心を配らないではいられない。村の政治を自分の仕事と思う氣持は、そのまゝ、國の政治を自分の仕事と考える態度となつてくるはずなのである。

しかし、町や村の政治から府や縣の政治へ、地方の政治から國全体の政治へと範圍がひろがつてくるにつれて、問題が複雑の度をましてくることは確かである。國の政治といえども、國民が「自分たちの仕事」と考えなければならぬことに変わりはないが、一町一村の事情と違つて、國全体の政治となると、一般の國民には、細かいところにまで立ち入つて、問題の要点をつかむことはむずかしい場合が多い。それに、町や村ならば、自分でその代表者にうって出る機会も多いが、國全体の政治だと、國會議員や大臣になつて自分で政治をつかさどる立場に立つということは、ごく少数の人々にかぎられる。したがつて、大多數の國民にとっては、できるだけよい代表者を國會議員に選出することが、國の政治に關與する最もたいせつな筋道だということになる。

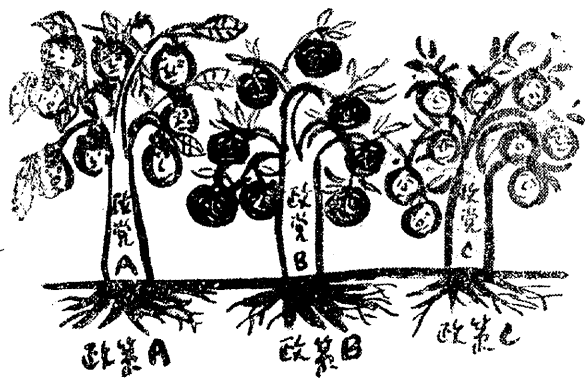
ところで、同じく代表者を選ぶにしても、町會議議員や村會議議員ならば、選挙民は候補者の経歴や性質や意見をよく知つてゐるから、だれを選ぶかを容易に決めることができる。これに反して國會議員となると、候補者の公報を見て、はじめて名まえや職業などを知るような場合が少なくない。その中から品定めをするのだから、いわば写真結婚のようなもので、なか／＼どれがよいかを決めかねる。政見發表の演説やラジオを聞いても、それをそのまゝに受け取つてよいかどうかがあやぶまれる。それでは、選ぶ方も不安だし、選ばれる方からみても、投票が偶然に

よつて支配されることになつてぐあいが悪い。また、選挙された何百人かの國會議員が、各個ばらばらの意見を主張し、各個別々の判断によつて行動するといふのであつては、政治の方針のしめく／＼がつかない。そういう不都合は、どういふ方法によつて取り除かれうるであらうか。

四 政 党

今述べたような不都合を取り除くために、民主政治の發達とともに發達してきたものは、政党である。民主政治は、政党を本位として行われる。國民にとつては、「人」を選ぶことはむずかしいけれども、どの「党」の主義主張に賛成すべきかを決めることはたやすい。代議士にとつては、個人としてではなく、政党の一員として行動することによつて、その抱負を國政の上に強く押し進めてゆくことができる。政党は、地方の政治の場合にもいろ／＼な役割を演ずるが、特に、國全体の政治は政党によらないでは民主的に運用することはできない。それだけに、よい場合にはひじょうによい働きをするし、悪い場合にはいろ／＼と弊害を伴うのが、政党政治だといわなければならない。

政党は、政治について、同じような主義主張を有する人々によつて作られる團體である。政治上の見解は、人によつて大なり小なり違ふのがあたりまえであるが、共通な点を取りまとめてゆけばだいたいとして幾つかの色彩に区分することができる。そうすれば、その共通の政策をはつきりと理論づけ、その原理を高く掲げ、一定の方針のもとに正々堂々と進退しうるようになる。



そこに政黨の意義がある。政治家はどれかの政黨に屬して選挙戦に臨む。國民は、どの政黨の政策を支持すべきかを判断し、あわせて候補者の人柄を考え、これはと思う人に投票する。おの／＼の政黨が、國民の支持に應じて、あるいは多数の、あるいは少数の代議士を國會に送りこむ。そうして、反對の政黨と議論をたゝかわせたり、似かよった考え方の政黨同志が協力したりして、國の政治の方針を決めてゆく。國民は、それを激励したり、批判したりして、自分たちの期待する政治が行われるようにかじを取る。國の政治もまた、そういうしかたで、國民にとって「自分たちの仕事」となっていく。國の政治は複雑でむずかしい。複雑でむずかしいから、どういふ政策を実行するのが正しいかについて、いろいろ／＼と意見が分かれる。だから、二つも三つも、ときには五つも六つも違った政黨ができてくる。政黨が幾つかに分かれるのは、当然のことである。それなのに、一つの政黨の立場だけを正しいとし、他の立

場の政黨を認めないというのは、民主主義ではない。それは独裁主義である。

独裁主義は、反對黨の存在を許さない。したがって、一國一黨などといって、権力で思想を統制してしまう。これに反して、民主主義は言論の自由と政黨を選ぶ自由とを尊ぶ。だから、多数黨が政權を握っても、かならずその反對黨があつて、政府のやることを遠慮なく批判する。それによって、政府や多数黨も自分の政策について反省することになるし、國民も、どういふところに問題があり、それについてどういふ考え方がありうるかを知ることができる。少数黨の意見は多数決によって否決されても、その見解が正しければ、だん／＼と國民の支持を得て、少数黨も多数黨に成長する。このようにして運用されてゆくのが、民主政治の正しいあり方である。

しかし、さればといって、政黨の数があまりに多くなることは、けつして歓迎すべき状態ではない。政黨が五つにも六つにも分かれると、その中のどれか一つが國會の過半数を占めるということとは、ひじょうに困難になる。したがって、國會の多数黨が内閣を組織する場合、一つの政黨だけでは力が足りないで、二つも三つも政黨の寄りあい世帯を作ることになる。二つ以上の政黨が政策を協定して連立内閣を作ることが悪いというわけではないが、そういう政府は、やゝもすれば政治力が弱くなるおそれがある。一つの信念をもつてはつきりした政策を一貫させることができない。政府の中でおりが悪いが、やゝも悪くなりやすい。一つの黨が緩返りをうつと、與黨が少数になつて、内閣が立ちゆかなくなる。政府がいつも短命であつたり、政府の政策が中途半端でぐらぐら変わつたりすると、國民はだん／＼と議會政治を信用しなくなる。そうして、反動的に、一

筋道をまっしぐらに進む徹底した政治を求めて、独裁主義に走るおそれが生ずる。

だから、あまりに多くの政党に分裂するということはできるだけ避けなければならない。現在の日本のように、民主政治が行われてまもない状態では、ある党からうって出た代議士が、いつのまにかその党から脱退したり、無所属の議員や灰色の小会派をかり集めて新党を作ったりすることも、ある程度まではやむをえないにしても、早くそういう状態を清算することが望ましい。そうして、はっきりした主義を持つ二つか三つの大きな政党だけになって、小細工をする余地のない、堂々とした議会政治が行われるようになってゆかなければならない。

五 政党政治の弊害

民主政治は多数決によって行われる。選挙の場合にも、最も多くの投票を得た候補者が当選する。国会で法律を作るのも、内閣総理大臣を指名するのも、多数の決定するところによる。前の章で述べたように、この多数決原理を否定しては、民主政治は成り立たない。したがって、民主政治でものをいうのは数である。多数を得んがための公明正大な争いは、民主政治を推しすすめるための原動力である。しかし、その反面また、そこに政党政治に特有の弊害がもし出されることに注意しなければならない。

政党政治に最もありがちな弊害は、「どろ試合」である。政党は、是が非でも多数を獲得しようとするから、とかくそのために手段を選ばないことになりやすい。そこで、選挙の際には、相手



の政党の勢力をそぐために、單なる攻撃のための攻撃を行う。あることないことを並べたてて、政敵の立場を不利に導こうとする。果ては候補者の私生活までもあばいて、中傷や人身攻撃をやる。攻撃される方も黙ってはいられないから、「賣りことばに買いことば」で、同じように公私の別を無視したをしりあいをする。そういうどろ試合は相手の顔にどろを塗るつもりで、実は自分の顔にもどろを塗ることになる。否、政党政治そのものの、民主主義そのものの顔にどろを塗ることになる。こうしたどろ試合は、総選挙が済んでもまだ終らないで、国会が成立したのちにまでもち越されることもある。そうになると、一つの政党が他の政党の切りくずしをやる。政敵の信用を落すような事実をさがし出して、ばくろ戦術を試みる。数ではかなわないとみると、政府の提出した法律案に対して長い反対演説をやる。賛成演説に対しては、やじをとばして議場を混乱させる。同じような質問を繰り返して審議を長

びかせる。議長が討論をうち切ろうとすれば、「横暴」と叫ぶ。果ては議長席につめよせたり、乱闘さわざまで演ずる。そうして採決をおくらせて、審議未了ということに持ちこもうとする。審議未了のまゝ会期が終れば、多数党といえども法律案を通過させることができない。少数党は少数で、そのような作戦を用いることがまれでない。

そういうどろ試合とならんで、政党政治につきまとう大きな弊害は、金の誘惑である。「地獄のさたも金次第」というが、政治の世界も金で動かされることが多い。公明な選挙であっても、多額の金がかかるのが普通である。まして選挙民に金をばらまいたり、新聞を買収したりすれば、ばくだいな費用がいる。選挙の費用の一部は党から出すにしても、政党は株式会社ではないから、自分で金をもうけることはできない。そこで、財閥から金を出してもらうということになれば、政権は金権によって左右されてしまう。以前の日本では、しばしばそういうことが行われた。政友会の黒幕は三井、民政党の金主は三菱^{ミヅ}ということは、國民の常識にまでなった。そんなありさまでは、公明な政治の行われるはずはない。またその金が流れて、選挙民がそれによって買収されるようなことになっては、民主政治もおしまいである。昭和の時代になって、軍を中心とする独裁政治が横行するにいたった大きな原因の一つは、こうした政党政治の腐敗にあった。

これらの弊害を取り除くにはどうしたらよいか。

その第一は、政党が公党としての自覚に徹底することである。政党は、國民を代表してその主張を政治のうえに実現してゆこうとするものであるから、はっきりした政策を掲げ、それを忠実

に遂行するように努めなければならない。しかし政治は生きものであるから、はっきりした政策といっても、現実にあわない公式論では困る。そこで、移り変わる世の中の事情に應じうるように、その政策にたえず新味と弾力性を持たせてゆくことが必要である。政党人はそういう政策を中心として公明正大に行動し、公表された政策に共鳴する國民は、その政党に信頼してこれを支持するようになれば、政党が金や情実によって動かされる危険は、よほど少なくなるに相違ない。

第二に、政党それ自身が民主主義的に組織されることである。政党にりっぱな人物を得ることがたいせつであるのは、いうまでもない。政党は、政策と人によろしきを得ることによって発展する。特に、党の幹部がしっかりしていないでは、とうてい政党の團結を維持してゆくことはできない。しかし、幹部がしっかりしているということと、幹部の命令が独裁的に行われるということは、全然違う。政党が金で動くようになると、党の幹部のいちばんだいじな仕事は金を集めることになってしまう。そうして、そうした点で最も有力な人間が總裁にたてまつられ、むずかしいことはすべて總裁一任ということになる。

政党は民主政治の中心であるから、その内部が民主的に組織されなければならないことは、あたりまえである。党の規律は重んぜられなければならないけれども、それとやらんで党の中の公論討論が尊重され、指導的な人物が推されて幹部になるというふうでなければならぬ。それと同時に、党の経費は、財閥や少数の金持からみつがれるのではなく、なるべくひろい支持者の寄附金によってまかなわれるようにすべきである。

第三に、政党には、相手方の立場を理解する雅量が必要である。政党は、それ／＼違った主義や綱領によって立っているものであるから、その間に対立があり、政争が行われるのは当然である。しかし、いかに政党の間に対立があつても、それはけつきよく、國の政治をよくし、國民生活を上させるためなのであるから、互に主義主張を争うことそのことによって、すべての政党が同じ一つの目的に向かつて協力しているはずでなければならぬ。だから、政党は、相手方の主張にもよく耳を傾け、正しい意見はす／＼で採り入れるだけの寛容さを持たなければならぬ。特に、多数党は少数党の主張を重んじなければならぬ。多数によって少数を圧迫し、是非にかゝわらず採決で勝利を獲得すれば、多数党の横暴となることを免れない。國民の禍福の分かれ道になる問題を、右からも左からも、上からも下からも見てよ、く研究し、互の論議を重ねつゝ、たゞ一つの眞理を発見してゆこうとする謙讓の精神があつてこそ、花も実もある政党政治が行われうる。しかし、これらのことの根本をなすのは、國民の良識である。政党は、國民の心の鏡のようなものである。國民の心が曲がつていけば、曲がつた政党ができる。國民の氣持がさもしければ、さもしい政党が並び立って、みにくい争いをするようになる。それを見て、政党の惡口を言ふより先に、何よりもたいせつな國民の代表者に、ほんとうに信頼できるとばな人を選ぶことを心がけなければならぬ。國民がみんな「目ざめた有権者」になること、そうして、政治を「自分たちの仕事」として、それをよくするためにたえず努力してゆくこと、民主政治を榮えさせる道は、このほかにはない。

第八章 社会生活における民主主義

一 社会生活の民主化

ポツダム宣言を受諾したのちの日本では、まず、政治の民主主義化が思いきつて行われた。新憲法ができ、國會を中心とする政治の組織が確立され、天皇の權威をかさにきた軍閥や特権階級の勢力は一掃された。前には役所の權力を握つて國民をあごでさしづしていた官僚は、國民の公僕とよばれるようになった。地方自治制も改革され、地方の政治のおもだった地位につく人は、選挙で決まることになった。制度のうえからみれば、今日の日本はまさにとりつぱな民主國家である。政治の形だけについていえば、もうこのうえ民主主義化する余地は、あまり残っていないといつてもよい。

しかし、民主主義はけつして單なる政治上の制度ではない。それは、その根本において社会生活のあり方であり、社会生活を営むすべての人々の心のもち方である。政治上の制度だけならば、それを民主化することはかならずしも困難なことではない。もちろん、民主政治の制度を、今日みるような形にまで發達させるために、人類の長い苦闘と努力の歴史が必要であつたことは、第二章で概観したとおりである。けれども、日本のように、敗戦によって過去の政治組織がいっぺ

んにくずれ、そのあとに、西洋の進んだ國々の政治形態の大きな影響を受けつゝ、新たな制度を採用するといふ場合には、既にたくさん模範や先例があるのだから、事は比較的に容易なのである。これに反して、社会生活の根本から民主主義化するということになる、これは一朝一夕にできる事柄ではない。長い間、人の心にしみこんできた民主主義的でない氣持をぬぐいさり、日常生活のすみ／＼まで民主主義の精神を行きわたらせるには、なみ／＼ならぬ覺悟と修鍊とがいる。しかも、それが行われなければ、政治の形のうえで民主主義もけつしてほんものにはなれないのである。

民主主義の發達する前には、西洋にも封建制度が行われていた。諸侯や貴族が廣い土地の領主となつて、その土地の人民を支配していた。領主にはおゝぜいの家來がいて、それらの家來たちには、領主には忠節を勵むが、人民に対しては大きな顔をして權力をふるつていた。そういうふうに、人間の間に身分の差別があつて、身分によつて人間のぬうちに大きなへだたりをつけるのに、封建制度の特色である。日本には、武家政治の時代を通じて、長い間封建制度が続いた。中央には絶大の權力を持つ將軍があり、地方には大名があつて、どんなばか殿様でも、人民は土下座してこれを迎えなければならなかつた。將軍や大名の家來は武士で、武士にもいろいろな階級があり、しかも、その武士はすべて一般人民の上に位していた。士農工商といつて、社会生活の階層がはっきりと身分で決まり、両刀を帯びた武士は、ちよつとしたことで人民を殺しても、「切りすて御免」といって涼しい顔をしていた。そういう封建制度は、明治維新によつて廢止された。



けれども、そのなごりは最近まで存在していた。華族という特権階級が尊ばれたり、士族とか平民とかいう無意味な族籍を履歴書に書いたりすることは、ついこの間まで行われた。

なるほど、それらのことも、今はまったくなくなつた。しかし、日本人の心の中には、まだ／＼封建的な氣持が残っている。人間のほんとうのねうちを見ないで、家柄によつて人を敬つたり、さげすんだりするのは、封建思想である。上役が下役にいばりちらしたる、氣に入つた子分だけをひきたてたりするの、封建的である。親の威光で子ども的人格を無視したり、夫が妻を一段低いもののように見下すのも、封建時代のなごりである。人と人との間に、人格的な價值とは無關係な上下の差別をつけてみたがるのは、日本人の封建性の表われである。そういうくせを取り除かないかぎり、社会生活の眞の民主化は行われない。

験の大小もあるし、人格の高下もある。人格・識見の高い人が世の尊敬を受けるのはあたりまえである。すぐれた才能を持ち、深い経験を積んだ人が、高い月給で重い地位につくのも、当然である。社会生活の民主化とは、そういうことを無視する意味ではけつしてない。同じ仕事をして、十の成績をあげる人と、一の能率しか示さない人とを、まったく同じように待遇するのは悪平等であって、けつしてほんとうの平等ではない。しかし、そういう地位や待遇の違いは、人間の眞價によって定まるべきものである。高い地位についているから偉いのではない、りっぱな人だから重要な仕事を受け持つのでなければならぬ。たとえば、学校でも、先生は先生だからなんでも敬われなければならないのではなく、先生は學問もあり、人格も高く、世の中の経験を数多く積んでいればこそ、生徒を監督したり、指導したりする責任の立場に立つのでなければならぬ。

日本の社会の中でも、特に手近なところで民主化される必要があるのは、われ／＼の皆んでいゝ家庭生活であらう。父親が父親たるがゆえにこどもにむりなことを強制したり、夫が夫なるがゆえに妻に従属と一方的な奉仕とを要求したりするのは、まったく理由のないことである。弟も妹も同じこどもであるのに、特に長男だけをたいせつにするのも、個人を平等に尊重するという精神を妨げる不合理な風習である。親は親だから權威があるのではなく、親たる愛と年長者としての識見と経験とをもってこどもを心から監護すればこそ、こどもも自然の敬愛と信頼とをもってこれに従うのである。夫婦の間柄も兄弟姉妹の關係も、お互の人格を認めあつてこそ、円満に平和に秩序づけられうる。家庭は社会縮図である。その意味で、社会生活における民主主義の实

踐は、まず家庭から始められなければならない。

二 個人 の 尊重

社会生活における民主主義の根本の原理は、人間を個人として尊重するということである、尊重されるのは、だれだろう。それは、「わたし」であり、「あなた」である。人はよく、「わたしはこんなつまらない人間だから」などと言う。言うだけでなく、実際にそう思う。人間は、うぬぼれてはいけないから、そういう謙讓な氣持もいちめんでは必要かもしれない。しかし、その謙讓な氣持をよいことにして、そういう人々を思うようにあしらい、自分のかつてな欲望を遂げようとする者があつた場合、それでも黙っているのが正しいことであらうか。「あなた」の生活を踏みにじり「わたし」の努力をだいにしにされても「御むりごもつとも」と言つて横車を押させてよいものだろうか。そうではあるまい。そうであつてはならないと思うところに、人間の自覺がある。「わたし」であらうと「あなた」であらうと、人間としての存在は何よりも重んぜられなければならない。民主的な社会生活は、このような人間の自覺と個人の尊重とから始まる。

「泣く子と地頭には勝てない」ということばがある。「むりが通れば道理引つこむ」ということばがある。日本人の心にしみこんだ封建的な氣持を、これほどよく言い表わしていることばはない。自分の信念をも主張しえず、權勢の前に泣き寝入りをするのがあたりまえのような世の中が、どうして正しく明かるくなつてゆくみこみがあるうか。卑屈な、じめ／＼した、陰口ばかり

言いあっている社会生活ほど、堪えられないものはあるまい。家庭の中にそういう空気がないだらうか。学校にはそんな気分が残っていないだらうか。役場や工場にそうした傾向がありはしないだらうか。もしもそういうところがあつたならば、だれがその空気を拂いのけるか。その家庭の人々、その学校の先生や生徒たち、その役場や工場の勤務員以外に、それをやり遂げる者はない。みんなが人間としての自覚を持ち、「すべて人にせられんと思ふことは、人にもまたそのごとくする」以外に、明かるく住みよい社会を作りあげてゆく方法はない。

すべての人間は、生きる権利がある。めい／＼がその幸福な生活を築きあげてゆく権利を持っている。できるだけ多くの人々ができるだけ幸福になることは、人間社会の理想である。

封建社会では、少数の特権階級の幸福のために、大多数の人々の幸福が犠牲にされた。専制時代には、専制君主の虫の居どころひとつで、誠実な家來や善良な人民が、虫けらのように殺された。独裁政治の横行している場合には、独裁者の計画した戦争のために、幾百万という命が奪い去られた。人間の生命は何よりも尊い。人間の幸福は花園のように美しい。人はすべて、平等に幸福を分かちあひうようにならなければならない。民主主義は、そのために封建制度を倒し、専制主義をくつがえし、独裁政治となくした。自ら血と汗と涙でた／＼かい取った精神的な財産であるがゆえに、西洋の進んだ民主國家の國民は、人間の自由と個人の権利とを、あくまでも守り抜こうとする強い意志を持っている。日本人には、自由と権利とを自分たちでた／＼かい取った経験が少ないだけに、まだそれをほんとうに自分から尊く思う氣持が出てこない傾きがある。しか

し、それがこのうえもなく尊いものであることは、西洋と東洋とで変わるはずはない。恐るべき戦争の記憶がまだ生々しい今こそ、その尊さを眞に心の中にかみしめるべき絶好の機会である。

人間は、すべて平等に幸福を求める権利を有する。しかし、幸福は、天から降ってくるものでも、地からわいて出るものでもない。幸福は、人間の勤労と努力とによって築きあげられてゆくのである。だから、社会に生活するすべての人間は、皆々と働かなければならぬ。自ら働くことの喜びを味わうとともに、他人の額に汗する勤労を尊ばなければならぬ。

もつとも、人間の世の中にはいろいろと矛盾があつて、民主主義が行われるようになって、働く者の暮らしがらくにならず、働かない者のふところに金がころがりこむ場合が少なくない。それは、主として経済生活における民主主義の問題であるから、次の章で考察することとしよう。けれども、経済の組織の問題は別としても、ほんとうに人間を個人として尊重する精神が行きわたれば、経済生活に伴なう矛盾の多くは、それによって解決されるはずである。他人の勤労によって得られた利益を、働かない人間が取り取るようなしくみは、けっきょくは民主主義の根本精神を裏切る考え方が、社会の中に深く巣をくついている結果として表われてくるのである。哲学者カントは、「それが自分自身であらうと、どんな他人であらうと、人間を常に同時に目的として取り扱うべきであり、けつして、それを單なる目的のための手段にのみ用いるようなことがあつてはならない。」と説いた。他人の目的のための單なる手段として利用される者は、奴隸である。他人を自分の利己心の道具として用いるのは、人間の尊嚴なねうちを踏みこむ罪惡である。民主

主義は、社会生活からあらゆる意味での奴隷を驅逐しなければならない。他人の汗の結晶を、ぬれ手であわをつかむように、つかみ取る罪惡を追放してゆかなければならない。

三 個人主義

人間を個人として尊重する立場は、個人主義である。だから、民主主義の根本精神は個人主義に立脚する。軍國主義の時代の日本の政治家や思想家たちは、民主主義を圧迫した。したがって、その根本にみる個人主義を、いやしむべき利己主義であるとした。しかし、これほど大きなまちがいはない。個人主義は、個人こそあらゆる社会活動の單位であり、したがって、個人の完成こそいっさいの社会進歩の基礎であることを認める立場である。すべての個人が社会人としてりっぱになれば、世の中はしぜんとりっぱになる。個人個人の生活が向上すれば、おのずと明かるい幸福な社会が作りあげられる。ゆえに、尊重されるべきものは、「一部の人間」ではなく、ましていわんや「おのれひとり」ではなく、生きとし生ける「すべての個人」である。その考え方のどこに、いやしむべき利己主義がひそんでいるであろうか。

民主主義に反対するものは、独裁主義である。ゆえに、独裁主義は個人主義を排斥する。そうして、その代わりに、全体主義を主張する。

全体主義は、個人を尊重しないで、個人をこえた社会全体を尊重する。民族全体とか國家全体とかいうようなものを、いちばん尊いものと考ええる。民族や國家は、個人をこえた全体として、

それ自身の生命を持ち、それ自身として発展してゆくものであるとみる。そうして、すべての社会生活の目的は、そのような尊い全体を發展させ、繁榮させてゆくにあると説く。全体がまず尊ばれるということは、部分の價値をそれに從属させるということである。社会全体の部分をなしているものは、個人である。だから、全体主義は、個人の尊さを認めない。個人は、全体のための犠牲とならなければならないと教える。戦時中の日本では、滅私奉公ということが、さかんに唱えられた。個人の幸福、否、個人の生命をも捨てて、國家のために殉じなければならないという意味である。國民に対しては、「命を鴻毛の輕きに比する」ということが要求された。イタリアのファシズムも、同じような極端な國家主義を採った。ドイツのナチズムは、國家の代わりに民族全体を至上・絶対の尊いものにまでまつりあげた。のみならず、今日のソ連その他の共產主義者の中にも、これに似かよった全体主義の考え方があるようにみえる。

なるほど、民族や國家はたいせつなものである。しかし、民族のひとりひとりが榮えないで、どこに民族全体の繁榮がありえようか。國民のすべてを犠牲にして、どうして國全体が發展する余地があるであろうか。民族や國家の繁榮といつても、その民族や國家に属するすべての個人の繁榮以外にはありえないはずなのである。それなのに個人の尊さを否定して、社会全体を絶対に尊いものと教えこむのは、独裁主義のからくり以外の何ものでもない。

独裁者は、國民にそういうことを教えこんで、國民が犠牲をいとわないようにしむける。そうして、これは民族のためだ、國家のためだといって「滅私奉公」の政策を強要する。その間に、

戦争を計画し、戦争を準備する。戦争ほど個人の犠牲を大量に必要とするものはない。だから、戦争という大ばくちをやろうとする者は、國民に、國家のために命をさしあげるのが尊いことだと思ひこませる。道徳も、宗教も、教育も、すべてそういう政策の道具に使われる。

全体主義者は、民主主義をけなすために、民主主義は個人主義だから、民主國家の國民は國家觀念がうすく、愛國心に乏しいという。愛國心に乏しいから、いくら軍艦や飛行機をたくさん持つていても、戦争には弱いという。それがどんなに大きなまちがいであるかは、こんどの戦争でよく証明された。

民主主義者は、國家の重んずべきことを心得ている。祖國の愛すべきことを知っている。しかし、國家のためということの名として、國民の個人としての尊嚴な自由や權利を踏みにじることに対しては、あくまでも反対する。國家は、社会生活の秩序を維持し、國民の幸福を増進するために必要な制度であつてこそ、重んぜられるべきである。國民がともに働き、ともにく／＼に助けあい、一致團結して築きあげた祖國であればこそ、愛するに値する。民主主義が最も尊ぶものは、個人生活の完成であり、すべての個人の連帶・協力によつて發達してゆくところの社会生活である。國家は、さような社会生活の向上・發展を保護し、促進するために存在する政治上の組織にほかならない。

全体主義の考え方が危険であるのは、内に向かつて國民の個人としての基本的權利や生活を踏みにじるためばかりではない。それはまた、外に向かつては他の國家の利益を侵害してはぐから

ない態度となる。全体主義は、すべての國々の主權と安全を等しく尊重するのではなくて、「わが國」だけが世界でいちばんすぐれた、いちばん尊い國家であると考ええる。したがつて、他の國はどんなつても、自分の國さえ強大になればよいと思う。そこから導き出される結論は、自分の國を強くするためには手段を選ばないという國家的な利己主義であり、外國を武力でおどしたり、力づくで隣國の領土を奪つたりする侵略主義である。全体主義は戦争の危険を招きやすい。だから、恐るべき戦争をくり返さないためには、ふた／＼び全体主義の誤りに陥つてはならない。

これに反して、民主主義は個人の價値と尊嚴とに対する深い尊敬を基礎としている。自國の國民を尊重するばかりでなく、外國の國民も等しく人間として尊重する。だから、自分の國が榮えるときともに、他の國々もともに榮えることを願う。そこから出てくるものは、偽りのない國際協力の態度であり、崇高な世界平和擁護の精神である。民主主義によつてこそ、世界はだん／＼と一つになる。おの／＼の國がその特色を生かし、その任務を果たすことによつて、生きとし生けるすべての人間に平安と幸福とをもたらすべき、たゞ一つの世界がしだいに築きあげられてゆく。

四 權利と責任

個人主義は、自分であると他人であると問はず、すべて人間を個人として尊重する。自分を尊重するのは、自分の人格をたいせつにすることであり、自己の正当な權利を擁護することである。人格を重んずる者は、自分の人格をみかくことに努めなければならない。自己の正当な權利

を主張する者は、同様に、他人の正当な権利を重んじなければならない。自分の人格がいやしいのに、どうして他人から尊敬されることを期待しえようか。他人の立場を重んじないで、どうして自分の立場だけを認めさせる資格があろうか。だから、個人主義は、個人の権利を重んずると同時に、個人の責任を重んずる。個人個人がその責任を自覚することによって、すべての社会活動が円滑に行われるようになることを期待する。

民主主義の社会生活では、すべての人々が、自分のいつさいの行動について責任を持たなければならない。何か仕事をやってみて、うまくいったときには大いにその権利を主張する代わりに、失敗すればすぐ他人のせいにするというようなやり方は、最も卑怯な態度である。すべての人がそれ／＼その持場を守り、その個性を発揮し、責任をもってその任務を遂行するのでなければ、社会生活の向上は望まれない。

野球を見ても、投手はボールを投げ、捕手はボールを受ける。遊撃をゴロがおそえば、はっしとこれを取って二塁に投げ、二塁手は直ちに一塁に転送して、みごとにダブルプレイを演ずる。ライト・センター間の大飛球をふたりの外野手がともに追っても、右翼手が一步球に近ければ、中堅手は功名争いをやめて、捕球を右翼手にゆずる。九人がそれ／＼別々の行動をし、おの／＼その特色を発揮しながら、ちょうどひとりの人が手足を動かすように全体の統一がとれ、みんなで共同の目的に向かって一糸乱れず協力している。民主主義の社会生活も、一流チームの野球のようになればいいものだ。

しかし、社会生活は、えりすぐったわずか九人の選手だけでやる野球とは違う。村だけでも何千という村民がある。町には二万、三万の人が集まって生活している。國全体となると何千万という人口である。その中には、悪い人間もある。したいほうだいなことをして、他人に大きな迷惑をかける者もある。どろぼうもいれば、強盗もある。それをそのまゝにしておいたのでは、社会生活は成り立たない。そこで、法律があつて、犯罪を処罰する。悪い人間を取り締まる。良民の正当な権利を擁護してくれる。所有権を侵された場合には、それを取りもどしてくれる。不当の損害を受けたならば、裁判所に訴えて、賠償を求めることができる。法律といえは、こわいもののように思い、裁判ざたになるといへば、いまわしいことのように考えるのは、権力をびくびくと恐れていたころのくせが残っているからだ。民主國家の國民は、権利のうえに眠っているではない、正しい権利は、堂々と國法に訴えて争うべきだ。法律と裁判所とは、國民によって作られた、國民のための味方でなければならぬ。

それと同時に、法律上の権利を主張することだけに急であつて、義務を行うことをなおざりにするようであつてはならないことは、いうまでもない。まして、法律をたてとつて弱い者をいじめ、非道な契約をおしつけて、不当な利益をむさぼるようなことは、はなはだしい法律の悪用である。

むかし、イタリアのヴェニスに、アントニオという善良な市民がいた。友人のために金を用立てる必要があつて、高利貸のシャイロックから三千兩を借りた。その証文には、返金できない場

合には肉一ポンドを切り取ると書いてあった。アントニオは金を返すことができなかったために、シャイロックはこれを訴えて、約束どおり肉一ポンドを切り取ると言って迫った。アントニオの恩を受けた友だちの妻ポーシャは、裁判官に変装して法廷に現われ、証文には肉一ポンドを切り取るとあって、血を取るとは書いてない、一滴の血も流さずに、しかも一ポンドかつきり狂いなく肉を切り取ることができるか、できるものならばやってみよ、と判決し、とうとうシャイロックを恐れ入らせた。これは、シェークスピアの「ヴェニスの商人」の物語である。今の世の中に、こんなばかげた契約があるはずはない。しかし、財産というものは、用い方によっては、弱者を苦しめる強大な武器となる。財産家の利益だけを一方的に保護するような法律制度は、國民の意志によって改めてゆく必要がある。

財産は、人間の生活を維持するためになくてはならない意義を持つ。だから、憲法は財産権を保障し、法律は所有権を保護する。しかし、社会に生活する人々の間の富の不均等が大きくなってくると、金持の利益はますます増大し、貧乏人はいよいよ不利な立場に追いこまれる。そうなるとは、國民のすべてに幸福を分かとうとする民主主義の理想は、だいたしなくなってしまふことを免れない。この弊害を除き去るためには、経済生活を民主化することが何よりもたいせつである。しかも、それと同時に、社会生活を営む人々が、財産というものについて持つ考え方を變えてゆかなければならない。財産権は、財産家の利益だけのためにあるものであってはならない。財産を持つ者は、それが大きければ大きいだけ、それだけその財産を活用して世の中の福祉を増進し

てゆく責任がある。権利の保護が個人の社会的責任を伴うものであることは、このような現代社会的な財産権の観念の中にもはつきりと現われている。

五 社会道徳

社会に生活する人々が、それぞれ責任を重んじ、本分を守り、互に協力しあうのは、人間の踏み行う道徳である。道徳と法律とは、社会の秩序を保つためにどちらも欠くことのできないものであるが、同じ内容の責任にしても、強制的にこれを守らせるのが法律であるのに対して、道徳上の責任となると、自分でそれを自覚し、自らすすんでそれを実行してゆくところに、ぬうちがある。しかも、法律上の責任も、國家から強制されるまでもなく、國民がすすんで行うようになることが必要であり、道徳上の責任も、どうしてもそれを守らない者があれば、法律的な強制に訴えるほかはなくなる。だから、法律も道徳によって基礎づけられなければじゅうぶんに行われまいし、道徳も法律が伴わないと力が弱い。

たとえば、電車の運轉手は、いつも信号に注意し、責任をもって運轉に従事しなければならない。友だちとの話に氣を取られて事故を起したり、不注意で人をひいたりすると、法律によって罰せられる。しかし、多くの運轉手は、法律上の処罰を恐れてではなく、たくさんの人命をあずかる責任の重大さを感じて、自らすすんで注意を重ね、いやしくもあやまちが起らないように氣をつけて電車を運轉しているだらう。それらの運轉手は、法律上の責任を道徳的に守って

るのである。また、たとえば、人から借りたものを返すのは、道徳上の義務である。友だちから本を借りたならば、忘れずに返そうと思うであらう。困ったときに金を用だててもらったならば、さいそくされないでもつごうのつき次第に返済するだろう。けれども、中には、言を左右にして借財を踏み倒す者もある。そういう場合には、法律によって弁済を強制する必要がある。すなわち、道徳上の義務を法律的に強く行わしめることが必要になってくる。

このように、道徳と法律とは、車の両輪のように密接に結びついて、秩序正しい人間の共同生活を維持しているのである。しかし、日常の社会生活では、法律に訴えるまでもなく、道徳の力によって正しい秩序が保たれているに越したことはない。

ところで、日本では、昔から人間の間の「縦の道徳」がひじょうに重んぜられてきた。下は上を敬い、上は下をいつくしむ、というようなことが、縦の道徳である。特に、君に対する忠と、親に対する孝とが、國民道徳の根本であるとされてきた。これに対して國民相互の対等の關係を規律する「横の道徳」は、その割にいっこう発達していなかった。「旅の恥はかき捨て」などと言って、だれも知っている人のいない所へ行けば、不道徳な行いをしても平氣だというような態度があった。「免れて恥なし」と言って、法律で罰せられる心配がなければ、どんな悪いことでもやってのけるといった連中もあった。そのために、日本人は、やゝもすれば、見ず知らずの人にぶあいそで、非社交的で、公衆道徳を守らないという不評判をとるさらいがあった。

このように、縦の道徳だけが重んぜられて横の道徳が軽んぜられたというのは、日本の社会に

まだ封建的な要素が残存していることの一つの証拠である。民主主義の社会では、何よりもまず、だれもが同じ対等の人間として尊敬しあうという氣持を養わなければならない。個人の自由の尊さを認識せず、個人の尊厳を自覺しない者は、他人の自由を侵し、他人の人格を傷つけることを意に介しない。日本人には、特にそういう欠点が多い。他人の私生活に不必要に干渉し、それを悪いことと思わないばかりか、どうかすると、かえってそれがしんせつでもあるかのように感ぜられている。むやみに他人のことを氣にしたがるくせがあり。人の悪口に興じあたり、人をけなしてむなしの優越感を味わたりする傾向がある。こんなありさまでは、政治や法律が民主化されて、も民主國家の國民たるにふさわしい社会道徳を備えているとは、とうてい言えない。

人間として生まれてきた以上、何人といえども、ひとりだけで生きてゆけるものではない、人間はお互に持ちつ持たれつ世の中に生まれ、お互のために働き、他人の勤勞のおかげで不自由のない生活をするのである。それゆえ、みんなの住む社会をできるだけ住みよい、氣持のいいものにしてゆくことは、お互の義務である。そのためには、各人がお互の個性を認めあい、自分も他人から不当に自由を束縛されることがないようにすると同時に、自分も他人の自由を尊重しなければならない。そうして、常に眞実を語り、眞実を実行する誠意と、正義のために、は斷乎として譲らぬ勇氣とを持ち続けなければならない。社会生活における民主主義の成否は、そのように、社会公共の福祉のために盡くそうとする誠意と勇氣とを持った人々が、多いか少ないかによって決まるのである。

第九章 經濟生活における民主主義

一 自由競争の利益

民主主義の精神は、政治生活や社会生活だけでなく、經濟生活の中にも生かされなければならぬ。經濟をはなれては人間の生存は不可能であり、經濟の發達なくしては人間の眞の幸福はありえない。經濟の目的は、われ／＼の衣・食・住の生活を豊かにするにある。特に、經濟活動における民主主義の使命は、お互が尊嚴な人間として生きる權利を尊重し、公平な經濟的配分を保障するとともに、すべての人々の生活水準をできるだけ高めて、暮らしよい社会を作りあげてゆくにある。

近代の經濟は、資本主義もしくは自由企業とよばれる組織によって發達した。ごく簡単にいうと、資本主義とは、個人や会社や協同組合などが生産手段を私有して行われる經濟のしくみである。たとえば、土地や鉱山や工場などは、物を作り出す力を持っている。そのような生産財をだれもが私有財産として所有することができ、それを利用していろ／＼な企業を經營してゆく經濟のやり方が、資本主義である。だから、資本主義經濟の普通の形では、一方には資本をもって企業を經營する資本家または經營者があり、他方にはそれに雇われて働く労働者がある。資本家は、

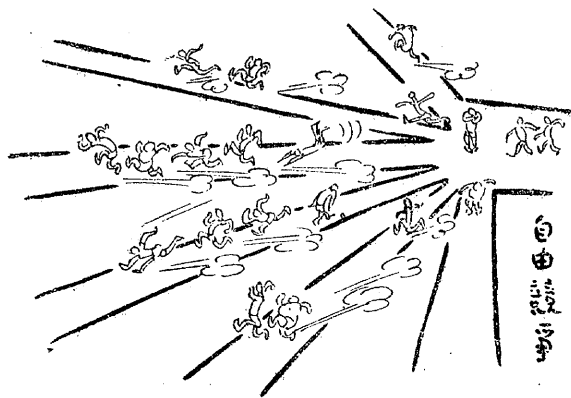
自分の持っている財産を資本にして、思うとおりの事業をする。これに対して、労働者は、その事業に雇われ、賃金をもらって働く。そこで生産された品物は、商品として市場に集まり、それを買いたいと思ひ、かつ、それを買う力を持っている人々が自由にそれを購入する。資本主義の經濟は、そういうふうにして運轉される。

したがって、資本主義は、まず國家の統制を受けない、比較的に自由な形の經濟として發達した。自由經濟は、政治上の自由主義と深い關係がある。封建主義や專制主義の時代には、人民には政治上の自由はなかった。政治上の自由がない時代には、經濟上の自由もほとんどなかった。封建時代の手工業者や農民は、領主の権力の下に圧迫されていた。それに続いて、近代國家の中央專權が專制主義の形で確立されてきた時代には、國民の經濟生活に対して國家の強い干渉が加えられた。しかるに、國民の政治上の自覚が高まり、封建制度や專制主義が没落するにつれて、經濟生活に対するこれらの圧迫や干渉も取り除かれ、經濟上の活動は、それに比べるとずっと自由に個人や企業經營者の考えにゆだねられるにいたった。それが、第十九世紀の經濟上の自由主義の傾向である。近代の資本主義は、この經濟上の自由主義を基礎として、その上に長足の發達を遂げた。

もちろん、生きた社會經濟の組織としての資本主義は、時代とともに動いてゆく。第二十世紀の資本主義は、第十九世紀のそれと同じものではない。第十九世紀の自由放任の經濟には、長所もあったが、短所も少なくなかった。そのような自由經濟の短所は、適當な統制によって是正さ

れなければならぬ。特に、無統制の資本主義が重大な弊害を生んだことは、確かである。その弊害を是正して、資本主義の経済活動を公共の福祉と合致させてゆくものが、経済生活における民主主義の諸原理にほかならない。しかし、それについては、のちにだん／＼と述べることにして、こゝではまず、第十九世紀的な自由経済を基礎とする資本主義が、どのような形で運営せられたか、また、それを経済学者がどういうふうに理論づけたかを考察することしよう。

第十九世紀における経済上の自由主義の最も大きな表われは、「企業の自由」である。資本家は、自分のしたいと思う仕事、有利だと考える事業に投資し、それを自由に経営する。そうなる、有利な事業を経営する者が多くなるから、その間に競争が起る。競争が起れば、生産者は、なるべくよい品物になるべく安く作って、それをたくさん賣ろうとする。しかし、生産が多すぎると、需要がそれに伴わなければ、その品物は賣れなくなる。そこで、資本家は、需要の多い別の品物をねらって事業を経営しようとする。このようにして、あたかも「見えない手」によって導かれているかのように、需要と生産とがぐあいよく調節され、資本家は利益を求めて生産するし、社会に生活する人々は、金さえあればなんでも必要なものを求めることができるようになる。生産は大いに向上し、國民の幸福は増進し、すべての人々の基本的な需要を満足させるような高い生活水準を保つてゆくことが可能になる。アダム・スミスというイギリスの有名な経済学者は、経済上の自由主義における企業の自由の重要性をこのように主張し、特に「自由競争」の利益を力説した。



実際、自由競争は資本主義経済の原動力である。これがうまく行われるかどうかによって、資本主義のねうちと意義とが定まる。だから、今述べたアダム・スミスの自由経済の理論を基礎として、自由競争が行われる場合をもっと具体的に考えてみよう。

ある人が、自分の持っている資本、または他人から借りた資本で労働者を雇い、設備を整え、原料を購入し、そして、自分が利益が多いと認める品物の生産にたずさわったとする。ところが、他の人もその品物を生産することの利益を認めて、同じような事業を経営するから、その間に自由競争が行われる。これに対して、消費者は自由に自分の好きな品物を選ぶことができるから、自然とよい品物、安い品物に向かつて購買力が集中する。したがって、品質のよい、そして安い品物の生産者は、他の生産者よりもたくさんに自分の作った品物を賣ることがで

き、けつきよくそれによって多くの利益を得る。これに反して、品質の悪い、そして高い品物の生産者は、消費者の氣に入ることができないから、自分の品物を賣ることができず、そのため、生産に要した費用を取り返すこともむずかしくなる。そこで、第二の生産者も、生産費を減らしたり、技術を改善したり。あるいは生産品に新しくふうをこらしめたりして、第一の生産者に負けないような品物を作ろうとする。これによって、一般社会にはよい品物が安く供給され、それだけ消費者の受ける利益が増大するわけである。

そればかりではない。今述べたような競争が激しく行われ、同じ品物が社会の需要以上に生産されるようになれば、劣った地位にある生産者は、その品物の生産を続けても利益を得ることができなくなる。そうになると、その生産者は、最初やっていた品物の生産をやめて、なにか別の品物の生産に着手するであろう。そこで、第一の品物の需要と供給がしぜんに一致し、むだな原料や労働力を使用することがよほど少なくなる。一方、第二の品物の生産についてみると、そこではひとり新しい競争者が現われたことになるから、それだけお互にますます「仕事に励むようになり、粗悪な品物を作っていた者は、競争にやぶれて、よい品物だけが市場に迎えられる。こういうことをくり返すうちに、社会全体の資金や、労働力や、設備や、原料は、最も有効にむだなく利用されるから、生産力はしぜんに最も高い水準にまで向上する。資本主義を支持する理論家は、このように自由競争の効用を力説するのである。

更にこれを消費者の側から考えてみると、經濟上の自由主義は「消費の自由」を意味すること

になる。社会に生活する人々は、めい／＼自由に品物を選ぶことができる。だから、だれしもが、自分の最も欲するものを、できるだけ安い値段で買おうとする。その結果、値段が高ければ賣れゆきが悪くなるから、品物の価格は消費者が買いやすい程度におちつくかたむきがある。したがって、消費の自由は自由競争を促し、自由競争によって消費者の満足するような品物が、消費者の需要を満たすだけ生産されることになるであろう。

自由競争が円滑に行われれば、このような利益がある。特に、第十九世紀の經濟上の自由主義は、自由競争のもたらす利益を最も高く評價し、かつ、その結果がかならずうまくゆくということを信じた。すなわち、社会に生活する人々がそれ／＼自分たちの利益を求めて行動すれば、その結果としてしぜんにお／＼の人の利益が調和して、經濟は繁榮し、社会の幸福は増進すると考えた。そうして、資本主義はかくのごとき自由企業を地盤として、たくましく発達していったのである。

二 独占の弊害

たしかに、自由經濟にはいろいろ長所がある。健全な自由競争が社会の經濟活動をかばつにする力を持っていることは、第十九世紀の自由主義の經濟学者が考えたとおりである。しかし、各人がそれ／＼自分だけの利益を追求して営まれる經濟の働きを、自然の成りゆきのまゝに放任しておいて、はたして社会全体の利益がうまく向上してゆくであろうか。實際の結果は、なかな

かそう多くはゆかないことを示した。それは、いったいどうしてであらうか。

歴史上の経験が示すところによると、全然統制を加えないで行われる經濟は、いろいろな弊害を生み出す。それにはさまざまの理由があるが、いちばん重要な理由としては、「独占」の発生とすることが考えられる。独占とは、互に競争している何人かの生産者が、最後まで競争を続ける代わりに、競争の途中で協定を結び、あるいは合併して、價格や生産量や市場を自分たちの都合がよいように決めることである。すなわち競争によって生産者たちが打撃を受けるのを避けるため、ほどよいところで競争をうちきり、話しあいでも市場をその独占的な支配のもとにおいてしまわなければならない。独占の力は、競争をやめて、妥協によって市場を支配しようとする企業家の数が多ければ多いだけ、それだけ増大する。カルテルとかトラストなどと呼ばれるものは、企業独占のおもな形態である。

独占はひじょうに強い力を持っている。その力をよく利用することができさえすれば、社会の福祉を増進するのに役だつところが多い。すなわち、独占がすすめば、企業の規模は概して大きくなる。しかるに、産業は、大規模に經營されればされるほど、原則として生産費の單價が安くつく。また、優秀な技術を採用したり、新しい發明を取り入れたり、独立の研究所を持つたりすることによって、よい品物を大量に生産することができるとされる。それゆえに、独占による大量生産は、よい品物を安く消費者に供給することができるとされる。したがって資本主義であると社会主義であるとを問はず。産業はだん／＼と大企業化されてゆく傾向がある。それに、独占が

すんでも、一つの國のある種の商品の生産が單一の企業体の手で全部統制されてしまわないかぎり、自由競争のもたらす利益も失われない。幾つかの大企業が並んで、互によいものを安く提供しようとする場合には、社会生活はそれによって大きな福利を受けることができる。製鋼とか鉄道とかいうような、基礎的な、そうして、公益に關係の深い事業については、特にそうである。これらの事業においては、企業体の数が制限されていることが望ましい。

しかしながら、もしも独占企業家が、その力をこのように善用しないで、逆にそれを悪用するならば、そこからさまざまな弊害がもし出される。たとえば、大量生産によって生産費はひき下げられているにもかゝらず、企業家が、独占的な地位を利用して、商品の價格を自分たちの間だけの話しあいでも決めてしまえば、消費者は依然として高い品物を買わされることになるであろう。また、競争者がいないのをいいことにして、生産技術の改良を怠るような場合に、品質の向上も望まれないであろう。それに、独占企業家は、外部から新しい競争者がはいって来ようとする、その強大な資力を武器として、一時だけ品物の安賣りを行い、競争者を立ちゆかないようにしてしまうことも、やろうと思えばできる。そうなると、独占によって自由競争の利益は失われることにならざるを得ない。このような現象は、經濟生活における民主主義の発達を妨げる重大な障害である。したがって、独占が避けがたい傾向であり、それにはその長所もあるとするならば、その反面において独占の力がこのように悪用されることを防ぎ、自由で公正な競争を行うことができるようにするのが、經濟民主化の大きな課題になってくる。

独占の弊害を取り除いて、自由で公正な競争を行わせるための、一つの有効な方法は、法律による独占の禁止または制限である。國家が弊害の多い独占企業に解散を命じ、あるいは、その経営のしかたを監視して、不逞な経営を禁止するようにすれば、独占の脅威はかなり防ぎうるであろう。これまで日本の經濟で、大きな力をふるっていた財閥が解体されたのは、それがいちじるしく独占的な性格を帯びて、軍事的經濟力の中心をなしてきたからである。それと同時に、新たに私的独占を禁止する法律が制定されたことも、公正な取引の制度を確立するのに役だつてあらう。

三 資本主義と社会主義

資本主義が山滑に行われている社会においては、一方では經濟上の自由主義による自由企業制度が発達しつつ、他方では自由企業制度のいき過ぎを戒める独占禁止の措置が採られる。それと並んで、中小商工業者や農民は協同組合を、消費者は消費組合を、労働者は労働組合を作つてそれぞれその地位の向上を図り、經濟生活を安定せしめてゆくことができる。そのうちに、國家としてもいろいろな社会政策を実行することによって、失業や貧困や不安を防止し、もしくはすくなくともそれを緩和する道がある。これらの事柄については、後にだん／＼と述べることにするが、すくなく資本主義の國では、このようにして、私企業の伸び／＼した活動をいたすらずに押さえることを避けつつ、過度の自由經濟に伴なう弊害を是正し、政治を民主的に運用することによ

つて、經濟生活における民主主義を着々として実現している。アメリカ合衆國がこれまでもうできた道は、だいたいとしてこの方向であつたということができよう。

資本主義は、このように時代とともに進歩もし、改善もされ、資本主義の資本主義たる大筋のなてまえを変えることなしに、經濟的民主主義の方向に向かつて、発展しつつある。しかし、一方またヨーロッパの先進資本主義の國々、たとえば、イギリスなどでは、第十九世紀の終りごろになつて自由經濟のいさづまりがかなり強く表われ、その結果としてだん／＼と資本主義から社会主義の方向への轉換が行われるようになった。それでは、社会主義とはどのようなものであらうか。

資本主義の社会では、個人や会社が生産手段を私有し、資本家の経営する私企業が經濟の中心となる。そうして資本を持たない人々の多くはこれに雇われて、労働によって得た賃金でその生活を持してゆく。その場合、労働者は自由に職場を選ぶことができるのであつて、封建社会のように、因襲や身分によつて一定の仕事にしばりつけられていることはない。その意味では、經濟上の自由主義の中には「労働の自由」が含まれている。したがつて、資本主義は、その点でも自由を重んずる民主主義の要求に合致するものと考えられてきた。

しかし、それでは、労働者に眞の自由があるであらうか。

資本主義のもとでは、労働者の生活費は労働によって得た賃金でまかなわれる。もっとも、ひるく労働者というと、農民や一般の給料生活者も含まれるが、こゝでは主として工場などで働く

労働者について考えてみることにする。それらの労働者は職にありつかなかつたり、失業をしたりすると、たちまち生活に窮することになるから、何はともあれ仕事を與えてくれる所をさがして、そこで働く。働く場合に、賃金などについていろ／＼と言ひ分はあつても、そこで雇つてもられないと生計を維持することができなくなるから、経営者側の申し出る條件に甘んぜざるを得ない。労働組合が発達するにつれて、労働者もだん／＼と企業家と対等の立場で、労働條件についての約束を、とり結ぶことができるようになってきつゝあるが、それ以前の状態では、職業の自由とか、契約の自由とかいつても、名ばかりで、経済生活の自由は、主として資本家にとってのみ有利に用いられる傾きがあつた。かくて資本主義は、生産力の増大によつて、國民生活の水準を向上させるには役だつたが、そのもたらす利益は、一方的に資本家にかたよることを免れなかつた。

もちろん、資本主義は企業の自由を保障するから、労働者に対しても、機会さえあれば、資本家になる道が閉ざされているわけではない。しかし、機会だけはあつても、資本がなければ資本家にはなれない。したがつて、無統制の資本主義の下では、資本を私有する人々と、それに雇われて働くばかりではない人々との間に、はつきりとした区別ができてしまふ。これでは、経済上の不平等がますます／＼はなはだしくなることを免れない。しかも、労働者階級は社会の大多数を占めてゐるのであるから、しぜんのいきおいに放任された資本主義は、できるだけ多数の人々の幸福をできるだけ向上させてゆくこととする民主主義の根本精神と矛盾することになる。

資本主義に伴なうこのような欠陥を是正するためには、二つの方法が考えられる。

その一つは、資本主義のしくみそのものを変えないで、資本家と労働者とのへだたりを緩和するための「社会政策」を実行するというやり方である。すなわち、賃金やその他の労働條件を、経営者と労働者の間の約束だけに任せておかないで、あらかじめ最低賃金を法律で定めたり、労働時間の最大限をかぎつたりして、労働者が不当に不利な地位に立つことがないような措置を講ずる。しかし、それだけではもとより不十分である。そこで、労働者が團結して経営者側と團体的に交渉しうるような組織を作ることがよくふうされる。働く手を持つてゐるお／＼の労働者が團結すれば、ひじょうに大きな力になる。したがつて、團体的に経営者と交渉するようにすれば、労働者の立場はよほど有利になる。だから、労働者が組合を作つて、組合の力で生活の改善や失業の防止に努力できるようにする。戦後の日本でも、新憲法によつて労働者の團結権や団体交渉権が保障され、労働組合法や労働関係調整法が制定されて、各種の労働組合が急に発達するようになった。また、労働基準法の制定や労働省の設置をみて、働く者の利益を保護するための施策が実行されると同時に、労働者災害補償保険法や失業保険法等が設けられて、労働者の生活に伴なう不安を取り除くための努力がなされつゝある。一方では、これらの社会政策が徹底し、他方では、また後に述べるような協同組合や消費組合が発達して、中小商工業者や農民や消費者が、自らの力で自らの利益を守るようになれば、資本主義の大筋を變えることなしに、経済生活における民主主義の目的を達成することができるのである。

これに対して、資本主義の欠陥を取り除くためのもう一つの方法は、社会主義を実行することである。この考えを主張する人々によれば、今述べたような社会政策を行っても、生産手段の私有を認める資本主義の原則を変えないかぎり、労働者の地位は、とうてい根本からよくはならない。それはなまぬるいやり方であって、そんなことでは資本家と労働者の争いは容易に解決しないであらう。そこで社会主義者は、経済上の平等をほんとうに実現するためには、生産手段の私有を許す資本主義を廃して、資本を國家または公共團體の所有に移すほかに道はないと主張する。つまり、それによって資本家と労働者の対立をなくするとともに、公企業形で生産力の増大を図るべきだといっているのである。

このように、社会主義者は、経済上の配分を平等にするための最もすんだ方法は、資本主義の経済組織を根本から変えてしまふにあると論ずる。しかし、資本主義の立場からいうならば、そのようにしてすべての生産が國營に移されると、資本家が自由競争によって利益の追求にいつしうけんめいになっていたときのような刺激が失われるから、はたして資本主義の場合と同じように生産を高めてゆくことができるかどうかあやぶまれる。生産がさがり、資源の高度の利用や費用の節減への熱意が減ると、配分は平等になっても、勤労大衆の生活水準が全体として低下するおそれがある。また、自由競争による経済の自動調節作用がうまくゆかないために、社会主義経済では何をどれだけ生産すればよいかを判断する確かな手がかりがなく、その結果として多くの生産力をむだにするおそれがある。その他、いわゆる官僚統制や國營事業にみられるよう

な、実情にそぐわない企業の経営が行われやすいところに、この種の國家社会主義的ないさ方の弱点がある。それが資本主義の側から社会主義に対して下される批判の要点であるといつてよい。

これに対して、社会主義の論者は、そういう心配はないと言って、次のように説く。

なるほど、社会主義では利潤の追求という刺激は失われるが、労働者は國民に対する義務と責任を感じて、大いに生産に努力するであらう。また、國營の生産事業の内部でも、いろ／＼の方法で競争をすゝめることができるから、社会主義を実行したからといって競争がなくなり、生産を低下せるとはかぎらない。更に、社会主義経済では、資本主義経済の特色だといわれる需要と供給との間の自働的な調節作用に代わって、國家が全体の生産を総合的に計画し、それによって合理的に経済を運営してゆくから、むだや浪費を省いて、國民生活に必要なものを、必要な量だけ生産してゆくことができる。その点では、資本主義の自由競争の方がずっと生産力を浪費することになる。なぜならば、必需品よりもぜいたく品が生産され、競争のための廣告費とか、品物の保管費などが大きくなり、それだけむだが行われる。それは、社会主義の計画経済によってのみ除かれるであらう、と。

資本主義がよいか、社会主義によるべきかについては、このように大きく議論が分かれている。しかし、この問題について判断する場合によく注意しなければならないのは、資本主義といひ、社会主義といつても、けっして普通に本に書いてあるように、また、實際問題から離れた議論の中に出てくるように、はつきりと二つに区別されてしまふようなものではなく、その間に幾

つもの中間の形態があり、さまざまの程度の差があるということである。

すなわち、公式論的にいうならば、資本主義は、生産手段の私有を基礎として経営される経済組織であるのに対して、社会主義は生産手段の私有を認めない。しかし、生産手段の私有を認めないといっても、それはどのような種類の生産財を意味するか。すべての生産手段の私有を禁じ、すべての産業を公企業化してしまえば、それはもちろん完全な社会主義に相違ない。しかし、たとえば単に土地を國有とし、鉱山その他二、三の重要産業を國營としただけでも、じゅうぶんに社会主義的な政策であると認められうる。けれども、そのときには、依然としてその他の生産財の私有が認められているのであり、したがって、社会主義的だといわれる経済の中でも、それらについては資本主義の、または資本主義に近いしかたでの生産が行われているのである。逆に、全体として資本主義的な経済組織が行われている社会であっても、特に國民の福祉に關係の深い幾つかの企業に統制を加え、これに対する國家の管理を実施した場合には、既にそれだけ社会主義的な要素が加味されているのであるということが出来る。それなのに、第十九世紀的な無統制の資本主義と極端な社会主義とだけを比べて、どちらがよい、どちらが悪いと議論してみたとところで、実際にはなんの役にも立たない。

だから、実際問題としてたいせつなのは、このようなさまざまな社会経済の運営のしかたの中で、どういう方針を採用し、どの程度に二つの要素を結びつけてゆくのが、國民経済の民主化のために、ほんとうに適當であるかを考えることである。それには、自分たちの社会がどのような

経済條件の下にあるか、自分たちの國が現在どんな國際環境のもとに置かれているかを、じゅうぶんに考えあわせてみなければならぬ。現実の具体的な條件を度外視して、空な理論だけで事を決めるぐらゐだ、いやむしろ危険なことではない。また、今日のような複雑な世界において、外國との關係を無視して経済の再建や國民生活の向上を図りうるはずはない。

民主主義の政治が行われているところでは、われ／＼は、多数決の原理に従って、資本主義の長所を発揮してゆくこともできるし、大なり小なり社会主義的な政策を行うこともできるし、両方を併用してゆくこともできる。自由競争の利益に重きをおく政党が政治の中心勢力となれば、資本主義の根本の組織は動かさずに、経済の民主化を図ろうとするであろうし、國會の多数を占めた政党が、重要産業の國有法案を通過させたとすれば、それだけ社会主義の線に近づくとになる。ゆえに、われ／＼は、日本のおかれている内外の情勢を冷静に見きわめ、各政党の動きをよく注視して、どういう政策を支持すべきかを判断しなければならぬ。

たゞ、その場合に特に注意を要するのは、全体主義的な方法によって社会主義を實現しようとする共産主義の態度である。共産主義は、まず社会主義を徹底させることを目ざしているのであるが、その特色は、資本主義を最初から根本的に悪いもの、もしくは、歴史とともにまもなく滅びてしまうものと決めてかかっている点にある。したがって、多数決の方法によってその時々具体的な事情に適した政策を探ることに飽きたらず、暴力革命や、いわゆるプロレタリアの独裁などという非民主的な方向に走ろうとする傾きがある。われ／＼は、民主主義の根本の政治原理

たる多数決によって、自由企業制度の長所を生かすこともできるし、自由経済の弊害を除き、行き過ぎを是正して、高度の経済的民主主義を実現してゆくこともできる。ゆえに、この弾力性に富んだ政治のやり方に疑惑をいだき、暴力や独裁によって少数の意志を貫徹こうとする全体主義の誤りに、陥ることがないように、深く戒める必要がある。

四 統制の必要とその民主化

資本主義のたてまえを変えずに、しかも経済生活における民主主義を実現するためには、前に述べたような社会政策のほかにも、なおいろ／＼となすべきことがある。その中で、特に心がけなければならないことは、適正な経済統制を考え、かつその統制を民主的に行うということである。

資本主義の社会でも、国民経済に対するある程度の國家の統制や干渉を行う必要がある。もちろん、資本主義の下では、企業の自由は、原則として尊重されなければならない。しかし、さればといって、それはけつして無制限の自由を約束するものではない。自由企業制度に伴なう弊害を防ぎ、社会一般の福利を守るためには、私企業に対して統制のわくをはめなければならない場合が起る。統制は経済上の自由に制限を加える。しかし、前にも述べたように、民主主義の重んずる自由はけつして各人のかつて氣ま／＼を許すことではない。したがって、公共の利益のために自由経済に統制を加えたからといって、それが民主主義の原則に反することはない。問題は、たゞ、

その統制をどういう目的のために行い、それをどこまで民主的に運営するかにある。

日本でも、戦時中盛んに経済統制が行われた。それは、一般國民の需要に應ずる生産を極端にきりつめて、戦争のための軍需物資を増産することが目的であった。そういう目的のための統制がもはや行われるはずのないことは、もとより言うまでもない。現在も、今後も、経済統制が行われるとすれば、それはもっぱら國民生活を安定させ、生活水準を向上させるためでなければならぬ。その中でも、一般に必要と認められているのは、社会福祉を目的とする統制と、景氣対策を目的とする統制との二つであらう。

経済生活における民主主義を実現するために、労働者の地位を向上させることを目的として、いろ／＼な社会政策が行われるということは、前にも述べた。そのうち、國家の法律によって労働賃金その他の労働條件の最低の基準を公定することなどは、それらの事例を、雇う者と雇われる者との自由な約束だけに任せないという意味で、やはり経済生活に対する一種の統制である。そのほか、國家は、多くの財産収入のある者には重い税金をかけるとか、公債を発行するとかいうような方法によって財源を作り、それで、失業手当・社会保険・救済扶助などの施設を行って、恵まれない人々を救済する必要がある。経済組織の欠陥のために貧富のへだたりが大きくなればなるほど、このような社会政策の必要は大きくなり、その使命は重くなる、それだけ、経済に対する國家の統制も増大することにならざるを得ない。

これに対して、もう一つの景氣対策のための統制は、資本主義経済に伴ないやすい景氣の変動

をおさえ、特に不況によって生ずる失業その他の民衆の生活難を取り除くために行われる。無統制な自由經濟だと、生産が多すぎたり、需要が減退したり、内外の景氣變動の影響を受けたりして、急に不景氣に見まわれることがある。その結果として、一度にたくさんの方々の失業が出て、民衆の生活が窮乏した状態におとしいられる。企業家の協定による独占は、景氣に應じて一つの産業を伸ばしたりちぢめたりすることによって、ある点までこれを防ぐ役にはたつが、そういう自治統制では、前に言ったような独占の弊害がつかまとうから、これに國家による統制を加えて、公益を主とする立場から景氣に應じて産業を調節することが必要になる。それとともに、不景氣のときには、國家が公共の土木事業などを起して、失業者をその方面の仕事にふりむけたり、金利を引き下げて産業界に活を入れたりする。アメリカで行われたニューディール政策などは、この種の統制の模範を示したものであるといつてよい。ともかく、失業は、國民から勤勞の權利を奪い、生きる權利をさへおびやかすものであるから、國家は常にその対策を考えて、いわゆる「完全雇傭」を目標として、あらゆる努力をしてゆかなければならない。

資本主義の下で統制を行う目的には、このほかに、緊急の場合を切りぬけるための非常統制が考えられる。たとえば、激しいインフレーションが起つたり、戦争などによって生産が破壊されたりした場合には、生産力を回復させ、物價の安定を図り、國民生活の危機をさきぬけるために、かなり思いきつた統制を加える必要がある。今日の日本の状態は、まさにそれである。それによって企業家の自由が制限を受けても、その目的が國民生活の建て直しにおかれていくかぎり、民主主

義の精神には反しない。もしも企業家の自由を重んずるのあまり、必要な統制が行われず、そのために國民がいつそすみじめな状態に陥るならば、それこそ民主主義の目的に反することになる。

これで、ある程度の統制が望ましいことはおよそわかったが、それでは、その統制をどういうふうに行つていけばよいのか。どうすれば、統制を民主化することができるか。

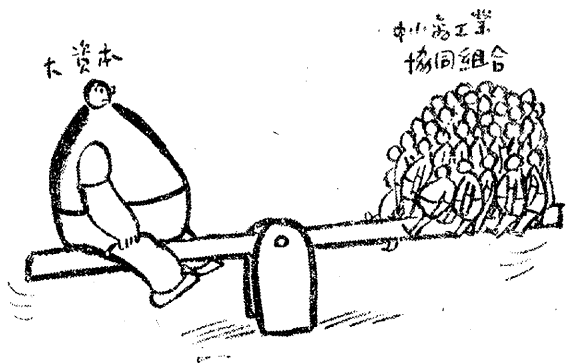
この点はひじょうにむずかしい。なぜならば、統制を経営者の自治に任せておくと、先に述べた独占的經營の弊害を避けることができない。そこで、統制は國家の手で行うほかはないということになるが、そうすると、今度はいわゆる官僚統制の弊害に陥る。すなわち官吏が國民生活の事情と、産業の實際問題とをじゅうぶんに知らないで、法律一点ばりの融通のきかない統制をやる危険がある。また、統制に伴ないがちな公務員の不正や、統制の網をくぐるやみ取引が行われる。そうなつては、どんなに適切な統制の組織を作つても、とうていその目的を達することはできない。そういう欠点を除き去るためには、いろいろの方法が考えられる。第一に、統制を官廳だけに任せておかないで、國民の代表者である國會の監督と発言とを強くすることが必要である。それがよく行われれば、統制のいき過ぎや不徹底を除き去り、実情に適した統制が実施されるようになるであらう。第二には、官廳の組織の中に、民間のりっぱな人物や學識經驗者をどしどし起用し、國民として實際に體驗したところを、經濟統制の上に活用してもらうこともたいせつである。更に、第三には、役所の統制事務が果たしてすみ／＼までよく行われているかどうかを監視する組織を作つて、それに、一般國民、特に消費者の代表を参加させるという方法も、適当で

あろう。このようにして、國民が統制の必要を理解すると同時に、統制の実行のうえに國民の目がよくとどくようにして、これを民主主義的に行うことが、これからの経済統制には何よりもたいていせつである。

このことは、國家が自分の手で行う國營事業についても、あてはまる。資本主義の社会でも、鉄道や電信や電話などのように公益的な色彩の強い事業は、國家の手で經營される場合が多い。それが、社会主義の方向に近づいてゆくと、鉄鋼業や炭鉱や電気事業なども、次第に國營に移される傾向がある。それは、産業の中でも特に重要なものであるから、もしもそれが國家の独占に移された結果として、独占的經營と官僚統制との二重の弊害を生むようになったならば、その及ぼす悪影響はひじょうに大きくなるであらう。だから、この場合にも、すぐれた學識を持つ人々や、責任感の強い消費者の代表などが、じゅうぶんに意見を述べうるような組織を作つて、國營事業が正しく經營されるように監視しなければならない。國民が國民自らの利益のために政治に參與するという民主主義の原則は、こういう点にも大いに生かされなければならない。

五 協同組合の發達

経済生活における民主主義を實現してゆくためには、大企業や大地主の経済力に、中小企業や農民が對抗できるようにする必要がある。そこで、多くの國では、中小企業や農民によって組織された協同組合が發達した。近代の資本主義社会では、大規模な企業は、たいてい株式組織にて



經營されるが、それと並んで、それほど大きな資本を持たない、たくさんの中小商工業がある。中小商工業にも会社經營があるが、その多くは個人經營である。今日の日本では、財閥を解体し、資本の集中を排除することによって、中小商工業の地位はそれだけ重要になりつゝあるが、それでも、大企業の圧迫を受けるおそれは依然としてあるし、仲間どうしの間でも、自由競争の結果として弱肉強食が行われることになりやすい。したがって、中小商工業者は、まず／＼従業員を安い給料でこき使うというような弊害をも生ずる。これらの欠陥を取り除くには、どうすればよいか。

これに対するいちばん有効な対策は、同じ種類の中小商工業者が集まつて「協同組合」を作り、組合の力によって中小企業の弱点を補い、大企業の資本力に對抗すると同時に、企業の合理化を図るといふやり方である。

たとえば、同じような生産を行っている中小工業家が組合を作って、原料も共同で購入するし、製品も共同して販賣する。個々の企業ではなか／＼できない施設を行って、組合員が共同でそれを利用する。資金のやりくりがつかない場合には、組合の手で銀行から共同して金を借りる。もつとすゝめば、組合員の持つ工場を共同で使って、集中的に生産を行い、損益の計算も共同でやって、その利益を分配する。こういうふうにしてゆけば、個々の業者に対して組合がかなりの統制権を持つことになり、自由企業のおもしろみが失われるおそれはあるが、それだけ大企業に対して相当の競争力を持つことができるようになるであらう。また、従来は、中小商工業は問屋に対して頭が上がり、資金の融通をつけてもらうにも、原料を仕入れるにも、製品の提供および販賣を行うにも、不利な條件に甘んじなければならなかったのが、よほど改善され、中小企業の健全な発展を促進しうることになるであらう。

しかし、このようにして中小企業の地位が改善されても、経営の内部で従業員に対する封建的な支配が行われているようであつては、民主主義の目標へはまた道は遠いといわなければならぬ。中小企業が、これまでいろ／＼不利の点があつたにもかゝらず、根強く存在を續けてくることができた大きな理由は、安い労働力を使って、利益をむさぼつていた場合が多かつたからである。これからは、中小企業の労働者の地位を守るために、國家も一般社会もじゅうぶんな監視を加へ、その労働條件を引き上げるようにしてゆかなければならない。人件費がかさめば、中小企業の経営はそれだけ困難になるが、その弱點は、協同組合の発達によって補つてゆけばよい。

協同組合の健全な発達を必要とするのは、商業や工業の部門ばかりではない。國民生活を直接にさへえている農業においても、組合の組織によつて經濟の民主化を図ることがたいせつである。農業は國民經濟の中でも、全く特別な、そうして重要な地位を占めている。農業は、全國民に食糧を供給する立場にある。中でも、日本では、全人口の半数近くが農村で占められているから、農村問題は特に重大な関心の的になる。それに、工業にふりむけられる労働力は、主として農村から補給される。したがつて、農村の生活水準が低いと、工場労働者の賃金もその影響を受けて、ある程度以上には引き上げることができない。だから、農民の生活を改善することは、間接に都市の労働者の地位を向上させることになる。

農村で最も問題になるのは、地主と小作農との關係である。少數の地主が大きな土地を所有して、自分ではほとんど働かず高い小作料を取り、小作農は、激しい労働に従事しながら、その收穫の多くの部分を小作料として、しかも現物で拂い、貧困の生活に甘んじているという状態は、不自然さやむを得るものであつた。それに、「所有の魔力は、砂を化して黄金にする。」ということばもあるとおり、自作農になつて、自分の土地を自分で耕すことになれば、農業に対する身の入れ方も自然に違ってくる。だから、農村民主化の根本は、小作農をできるだけ自作農にするにある。そこで、先に行われた農地制度の改革により、國家が地主の土地を買収して、これを小作農に買い取らせることにした。これは、日本の農村に大きな変革をもたらし、働く農民に対して生活の向上を約束するものであるに相違ない。

しかし、今度の農地改革にしても、約一町歩以下の小作地、北海道では四町歩以下の小作地は認められているから、それだけまだ小作農は残るわけである。それらの小作農の地位を安定させるためには、もつと自作農化をひろく行うか、または、小作権をはっきりさせ、小作料を引き下げなければならない。ことに、わが國の小作料は、昔から物納の形で、しかもひじょうに高率であった。これは、百姓が領主に年貢を納めていたしきたりの残りであつて、農村の封建性の大きな要素をなしていたのである。これも、今後の農地制度の改革によって、金納に改められ、實質的にかなり引き下げられた。

このようにして農地制度は大いに改革されつゝあるが、それだけでは、まだ日本の農業の根本の弱点は救われえない。なぜならば、今までの日本では一戸あたりの耕作面積は平均一町歩をそこであり、全体として、五反歩から一町歩までの農家がいちばん多い。このように経営面積が小さいと、自作をしても、農業生産力の発達にはどうしても限度があつて、農業経営の安定はなかなか望めない。そこで、これらの小さな独立農民の地位を高めるために、どうしても「農業協同組合」を発達させることが必要になつてくる。

農業協同組合は、勤労農民の自立的な組織である。したがつて、個々の農家はそれ／＼独立に農業を經營しつゝ、種や肥料や農具の購入にしても、資本の融通をつけるにしても、農産物を販賣するにしても、みんなの力を合せて共同に行うようにするのである。農家が孤立して、農業を經營していると、その利益はとくに都市の工業や商業や金融業によつて左右されやすい。農

民は、高い工業製品を買われ、商人からは農産物を値ざられ、高利の借金に苦しめられることが少なくない。しかも小さな經營と、そこから生まれる乏しい利益では、機械設備をじゅうぶんに利用することなどは、思いもよらない。そこで、農民のばら／＼な力を集めて、金融事業を自分で經營し、購買も販賣も共同で行い、機械設備や水利施設などを共同で利用するようにすれば、農家の弱い地位も大いに強化されるであらう。これが協同組合の仕事である。協同組合は、それ自体が民主的な組織であるばかりでなく、農民の地位と生活を安定させるために果たす役割は、きわめて大きい。

しかし、なんといっても、日本の農村の悩みの種は、土地が狭くて人口が多すぎることである。もしも人口がこれまでのように農村にあふれているならば、耕地はもつと細分されるし、小作料も前のようになつてゆくおそれがある。だから、農民の生活をほんとうにりっぱなものにするためには、農村のあり余る人口になんとかさばきをつけてゆかなければならない。それには、工業や鋳業を発達させて、農村の人口をその方面に吸収することも必要である。しかし、それと同時に、農村の内部にも、農産物に加工する農村工業を起して、余った人口をそれにふりむけてゆくふうもしなければならぬ。それはなか／＼むずかしいことであるが、健全な農業經濟の発達を図るために、ぜひとも実行に努力すべきであらう。

六 消費者の保護

國民は、生産の方面では、資本家・労働者・商人・給料生活者・農民などというふうに、立場が分かれているが、消費の方面では、みな同じ消費者として共通の利害を持っている。このような消費者の利益を守ることは、國民生活を安定させ、その向上を図るうえからいってきわめて重要な課題である。その重要性は、特に都會の場合に大きい。農村では、消費物資が自給される割合が多く、それに、既に農業組合がかなり発達して、必要な品物の共同購入を行っているから、購入物資についてもそれほど問題はない。

消費者の利益を考えるにあたって、最もたいせつなことは、できるだけ「消費の自由」を與えることである。何がいちばん必要か、まづなにを買いたいかは、原則としてその人が最もよく知っている。人にはそれぞれ好みがあり、また、生活上の必要も異なるから、これを一律におさえることはなるべく避けなければならぬ。もちろん、物資の少ないときには、消費の制約や制限を行うこともやむをえないが、それでも、消費の自由の精神はなるべく生かさるべきである。消費の自由を最もよく認めるには、販賣を商店の自由競争に任せて、國民はなんでも好きなものを好きな店から買えるようにしておくのがよい。しかし、商人が生産者と消費者との間にあって、中間で大きい利益を得るようなくみでは、消費者の利益は侵されやすい。そこで、この場合、消費組合を発達させて、消費者の利益を直接に守るようになってゆくことが望ましい。消費組合は賢利団体ではないから、中間の手数料はわずかで済む。それに、消費組合が発達すれば、商人の方でもこれに対抗するために、費用を節約して、なるべく安く商品を提供するように努力するから、消費者の受ける利益は増大する。したがって、商店と消費組合とが両方ならんで存在することは大いに結構で、これをどれか一方に限定する必要はない。

消費組合が、小さな地域単位から地方的・全國的な連合組織にまで発達すれば、ひじょうに大きな力になる。イギリス・アメリカ・スウェーデンなどでは、消費組合が大きな工場を持ち、自分の汽船を動かして製品を運ぶまでになっている。そこまで成長するのはたいへんであるが、民主的な消費組合の発展は、國民の消費生活を明かしくするのに大いに役だつてあろう。

消費組合の機能は、生活必需品の共同購買だけにはかぎらない。大きな連合の組織を背景にすれば、理髪店・浴場・託児所などはもとより、病院を設けることもできるし、共同炊事なども経営してゆけるであらう。それに消費組合が発展すれば、各方面の會議に消費者代表を選ぶ場合、消費組合からそれを出すことができる。それは、強大な組織を基礎とする代表だから、消費者の意向を反映するのにはきわめて適しており、おのずから消費者の発言を重からしめるであらう。これも、これからの國民の経済生活の向上にとって、けつして輕くない意味を持っている。國民が、個人個人ばら／＼の消費者としてはどうすることもできないような事柄を、共同の力によって解決し、團結の力によって主張してゆくところに、消費者の利益を守る消費組合の重要な意味がある。

だが、消費生活をさへえるものは、根本においては生産である。生産が向上してこないかぎり、どんなに完全に組合の組織が発達しても、消費生活の向上は望まれない。それでは、いったい、

わが國の生産はどこまで發展するであろうか。それは、八千万の國民のすべてに仕事を與え、その生活を維持させることができるであろうか。日本の經濟がはたしてじゅうぶんに民主化されるかどうかは、けっきょく、すべてこゝにかゝってくる。生産がふるわないために、國民の生活水準が低くなり、いたるところに失業者があふれるようでは、經濟生活における民主主義はとうてい實現されえない。それどころではなく、經濟の不振と混亂とは、やがて政治上の民主主義をも危うくし、民主國家としての歩みを困難ならしめる。そのたいせつな日本經濟のこれらの見とおしは、どうであろうか。だれが考えても、その前途はけつして安心してはいられない。

第一に、今日のわが國では、すべての人口が狭い四つの島に集中し、人口過剰の悩みはますます痛切である。第二に、國內の設備の破壊と工業技術の低下のため、生産の回復はなか／＼思うに任せない。それに、戰災・賠償・インフレーションなどによってくずれた經濟の骨組を建て直すことは、もとよりやさしい仕事ではない。第三に、これらは労働者の地位も改善され、農民の生活も向上してゆくであろうが、それが直ちに國民生活の向上を意味するかというと、そう簡單にはゆかない。なぜならば、これからの日本の經濟は、前にもまして外國との貿易によってさええられなければならない。その場合、外國と競争して、わが國の品物を輸出するには、これまでもよりずっと大きな困難が予想される。というのは、労働者の賃金が高くなれば、それだけ生産費がかさんでくるから、欧米各國の生産品との競争もそれだけ困難になる。それに、日本の産物の重要な輸出先である東洋諸國にも、だん／＼と工業が盛んになってゆくであろうから、販路

がかぎられてくることも予想しなければならない。このようにして、輸出がふるわなくなれば、海外から原料を輸入できないことになり、資源の貧弱なわが國の産業をますます困難な立場に追いつむことにならざるを得ない。

このように考えてみると、八千万の日本人が働いて生活できるようになるのは、けつして容易なことではない。だが、われ／＼は連合國の好意ある援助のもとに、この困難をのり越えることに全力をあげなければならない。それには、まず、經濟統制の適切な運用によって、生産力の回復と經濟生活の安定とを圖らなければならない。ついで、科學を高度に実用化すること、日本國民固有の細かい技術を活用することによって、平和産業の發達と貿易の向上とに努めなければならない。更に、窮迫した人口過剰と生活難とを解決するうえからいつて、結婚年齢のひきあげや産兒調節の問題も眞剣に考慮されるべきであろう。日本國憲法は、その第二十五條をもつて、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。」と規定している。この規定の精神をいかにして現實化し、そのいわゆる最低限度の生活をいかなる水準にまで高めうるかは、かゝつてわれ／＼日本國民の今後の努力いかにある。われ／＼の生活水準を向上せしめうるまでは、國民のすべては苦しい生活を送らなければならないが、これは敗戰國として、当然忍ばなければならないところであろう。このように經濟生活がなか／＼らくにならないとすれば、經濟民主主義は簡單に實現できないといわざるを得ない。しかし、それだからこそ、逆にまた、經濟生活において民主主義を強く主張し、その實現に努力することがたいせつなのである。

第十章 民主主義と労働組合

一 労働組合の目的

資本主義の社会では、民主主義の原則が確立し、各人がそれ／＼幸福を求めてその生活を經營する自由と権利とが認められているかぎり、國民の努力次第で、日常生活はだん／＼と豊かになってゆくべきはずなのである。しかし実際問題としては、かならずしもそう簡單にはゆかない。ことに経済的民主主義がじゅうぶんにゆきわたらない状態においては、労働者の経済上の立場は、とくにおおざりにされる傾きがある。なぜならば、そこでは資本がしだいに比較的少数の資本家の手に集中し、その持つ経済的な力が、や／＼もすれば資本家だけの利益のために、一方的に用いられやすいし、その反面、労働に従事する國民の多数は、不当に低い賃金で、不当に長い時間働くことを余儀なくされ、したがって一般に不利な生活条件に甘んぜざるを得ないことになりがちだからである。

つまり資本がほとんど無制限にその力をふるいうるような経済社会では、労働者は、だいたいとして資本家側が決めた条件によって工場などに雇い入れられる。このような事情のもとでは、労働によって得られた生産の価値の大きな部分が、資本家の手に吸収されることを免れない。もっとも、そういう社会でも、労働の条件は、法律上は雇い主と労働者との間に取りかわされた契約

によって自由に決められることにはなっている。しかし資本家の方は自分たちだけにだけつごうがよいような条件を持ち出しうるのに反して、労働者の方は、生活の必要上やむをえずそれを受諾するというふうであつては、その間に結ばれた契約は、けつしてほんとうに自由なものであるということとはできない。また、そういう状態をそのまゝにしておくことは、民主主義の原理に反する。

なぜならば、民主主義の根本精神は、人間の尊重である。人間は、だれであらうと、すべて生活の福祉を享有する権利を有する。それなのに、まじめに働いている人々が、人間として生きてゆくだけの衣・食・住にことを欠くようなことになっては一大事である。だから、すべての人間は、自分と自分の家族とのために働く権利を持ち、その勤労によって一家の生活をさへえるだけの収入を得ることを、平等に要求できるはずでなければならぬ。それが、國民のすべてに對して等しく認められている基本的人権である。基本的人権を何にもまして重んずる民主主義が、経済生活のいろ／＼な弊害や不合理を除き去ることに努力するのは、きわめて当然なことであるといわなければならない。

これらは、けつきよく、前の章で説明した経済生活における民主主義の問題であるが、特に労働者の地位の向上という面から考えてゆくと、それがいわゆる労働問題となる。労働問題の対策にはいろ／＼ありうるけれども、それを根本から解決する道は、労働者にとって、不当に不利な諸条件を取り除くという方向に求められなければならない。労働者の團結によって作りあげられるところの労働組合は、そのような要求からみて最も重要な意味を持った組織なのである。

今日の産業組織の中で働いている労働者は、たくさん工場や職場に分散している。そうして、もしも労働組合がなければ、同じ職場で働いている人々でさえも、企業主に個別的に雇われ、ひとりひとり孤立した立場で賃金やその他の労働条件をとり決めなければならない。かれらは、自分たちの提供する労働が、どのくらいいのちのえうちを持つものなのか、どこでそれがいざばん求められているか、適正な賃金はどのくらいなのか、というようなことをはっきり知る道がない。会社の都合で解雇すると言われても、ひとりひとりの力では、抗議のしようもないし、抗議しても取りあつてはもらえない。失業すれば、すぐさまあすのパンに困るから、どこでも、どんな条件でも、雇ってくれるところがあれば、そこで仕事にありつかなければならない。だから、このように孤立した立場にあることは、労働者にとって最も不利な点であるということができよう。

それに、現代のように産業の規模が大きくなつてくると、ますます細かい分業が行われる。一つの場所で働く労働者は、たとえばハンマーで釘を打つとか、機械に油をさすとかいうような、型にはまった単純な一つの仕事だけを分担して、それを年じゅうくり返しているということになる。そうになると、頭をつかつて新しいくふうをする余地はほとんどなく、人間が機械同様な働きをするだけになって、精神の創造性も、それを活用する機会がないために、だん／＼とすり減らされてしまう。そこに、今日の工場労働者が手工業時代の職人とまるで違う点がある。人間は、そうなるほど、それだけ娯樂や慰安や文化的な教養をせつに求めるのであるが、一日の大部分を工場で働いて、安い賃金をもらつて、家に帰れば疲れて寝るほかはないというふうでは、そ

のような要求もほとんど満たされる機会はない。労働者の立場が孤立している場合には、自分ひとりのかぎられた力で教養を高めるための施策をすることなどは、ますます思いもよらない。

しかし、そのような不利な条件も、お／＼の労働者が團結すれば、団体の力で、すくなくとも一部分は克服してゆくことができる。そうして、その団体も、規模が大きくなればなるだけ、それだけ團結の力を大きく發揮するようになる。そこで、それ／＼の職場に分散して働き、ひとりひとり孤立した立場にあった労働者は、だん／＼と分散、孤立していることの不利を感じ、互に團結して適正な労働条件を確立することに努力するようになってきた。そうして、大企業が發達し、その経済的な力が強大となるにつれて、労働組合もまた、小さな規模のものから、だん／＼と力の強い地方的および全國的の組織を作るようになってきた。労働条件の是正も、労働者の生活環境の改善も、このような組合組織の活動にまつところが最も大きい。それとともに、民主主義の國家制度としても、労働者の團結権を認め、法律によって組合の發達を助長するようになってきたことは、経済民主化の方向に向かつての大きな進歩であるということができよう。

二 労働組合の任務

このように、労働組合は、適正な労働条件を確立しようとする勤労大衆の自主的な團結である。したがって、その精神とするところは、企業経営者の力が不当に濫用される場合に対して、労働者の立場から基本的人権を守ろうとする民主主義的な運動であるといつてよい。言い換えれ

ば、労働組合は、経済上の民主主義を実現するための大衆組織にはかならない。

もしも労働組合という勤労大衆の自主的な組織が存在せず、あるいはその成立が禁ぜられていたとするならば、近代の民主主義の原理は、よしんば法律の形式のうえでは認められ、制度としては確立されていても、実質的にはじゅうぶんに実現されえない。だから、労働組合は、民主主義の原則を近代的な産業組織の中で具体化するものであり、民主主義を單なる法律制度としてではなく、動く生命のある生活原理として発展させてゆくための、不可欠の条件なのである。

ゆえに、労働組合の第一の任務は、適正な労働条件を作りあげることにある。しかし、たゞ單に労働条件をよくするというだけならば、独善的な官僚や「慈悲ぶかい」独裁者でもできることであろう。たとえば、ヒトラーなどは、労働者をおだてて「勸喜力行團」という組織を作らせ、大いに勤労大衆のごきげんをとろうとしたことがある。しかし、このようにして興えられた労働条件の改善は、けっして正しいものではない。なぜならば、ここでは勤労者の自主性が無視されているからである。封建時代の民衆統治の原則は、「由らしむべし、知らしむべからず」であった。これに対して、現代の労働組合の理想は、勤労大衆が、正しい労働条件を自分たちの組織の力で自主的に実現してゆくところにある。「上から」の命令によってではなく、「下から」の組織と、盛りあがる力によって経済的民主主義の発展を図るところにこそ、労働組合の大きな使命がある。

その点をよく深く考えてみれば、労働組合の精神がいかに深く民主主義の原理とあい通ずるものであるかがわかるであろう。民主主義の政治は、「國民のための政治」である。しかし、「國民の

ための政治」ならば、どんな方法で行われてもよいというのではない。「上から」の命令によって國民の幸福が増進されたととしても、それは民主主義ではない。國民自らの力により、國民自らの手によって、國民のための政治を行うのが、眞の民主主義である。それと同じく、政治的な野心家や、労働者の後に隠れているボスの力によってではなく、労働者自らの力により、勤労大衆自身の團結によって、働く者の生活条件を向上させてゆくのが、労働組合のほんとうのあり方である。そういう自主的な組合の活動によって、労働者は、自分自身を社会的に、また政治的に教育することができる。その意味で、労働組合は、自治的な組織を持った民主主義の大きな学校であるといふことができる。

それだから、労働組合の任務は、けっして賃金の値上げや労働時間の短縮やその他の労働条件の改善を要求するという経済上の目的だけに盡きるものではない。労働組合は、それ以外に更に重要な社会的・文化的な任務をになっているのである。

前に言ったとおり、現代の大規模な工場に働く勤労者は、型にはまった仕事だけをするために、知識の円満な発達を図ることが困難なばかりでなく、精神的なかたわらになってしまふおそれがある。それは、資本主義であれ、社会主義であれ、極度の分業を必要とする大企業の形態では、ほとんど免れえないことである。これに対して、労働者の知能の磨滅を防ぎ、その精神生活を豊かなものにすることは、基本的人權を守るといふ立場からみて、きわめて切実な問題となってくる。人間は食物だけを食べて生きてゆけばよいというものではない。すべての人々は、心のか

てを得ることについて、平等の権利を持っている。大企業中心の経済組織が、そのように労働者の精神的成長を妨げるおそれがあるのに対して、労働者の自主的な團結の力により、個人個人では得がたい教養を身につけ、新しい文化を吸収できるようにすることは、労働組合に課せられたひじょうにたいせつな使命であるといわなければならない。

三 産業平和の実現

労働組合の活動によって、適正な労働条件が得られ、勤労大衆の地位が向上することは、いわゆる「産業平和」の実現に役だつところが大きい。企業の自由が全く無統制のまゝに放任されていると、経営者と労働者との間の地位のへだたりが大きくなって、その間に利害と感情の融和しがたい対立が生ずる危険がある。そうして、それが、生産の増強を妨げ、社会公共の福祉を害する原因となる。これに対して、労働組合が健全な発達を遂げ、経営者と労働者との理解と協力とがすゝむならば、そうしたいまわしい現実を防ぎとめることは、けつして不可能ではないであらう。産業平和は、健全な発達を遂げた組合運動の目標であつて、現実がそのとおりうまくゆくとはかぎらないが、その目標を高く掲げ、それに向かつてたえず努力を続けることは、労働組合にとつて最も望ましい態度である。それはまた、罷業に訴えるのは、常に最後のやむをえない手段であるということの意味する。

産業平和を実現するためには、まず、経営者の側が労働者の現実の立場を正しく理解すると同

時に、労働者もまた、企業経営の現実の問題を公正に認識しなければならない。

資本主義の経済では、私企業は、他のいかなる目的を持つ場合にも、原則として同時に営利を目的となされる。しかし、資本家や経営者が営利だけを本位として、労働者の立場を無視し、できるだけ安い賃金で、できるだけたくさん働かせようとするならば、労働者側も、團結の力をまずもって闘争の武器として用いるということにならざるを得ない。そうなれば、経営者側はまず／＼労働者の運動を敵意をもって見るようになるだろう。しかし、工場が動き、生産が行われ、利益があがるのは、主として労働の力によるのであるから、それについて労働者の発言を重んずるのは、当然で正しいことである。経営者側に、労働者の人間としての基本的な権利とその正当な要求を尊重する民主主義的な氣持があるならば、いろいろ問題も、穏やかな話しあいでの解決がつかないはずはない。そこに、おのずから産業平和への道が開かれてゆくであらう。

第二に、産業平和の目標を達成するためには、経営者と労働者とが共通の地盤の上に立つという自覚を持つことが必要である。

なるほど、経営者と労働者とは、いちおう違った立場に立っている。しかし、事業が経営されてゆくためには、両方の協力がたいせつなのであつて、一方だけの力で仕事が行く運んでゆくものではない。だから、経営者と労働者とは、感情の疎隔や政治的な対立に走ることを避けて、共同の事業のために力を合わせてゆくという考えにならなければならない。企業経営に伴う弊害を除き去り、事業そのものをよくしてゆくことに、共通の利益を見いだすならば、経営者と労働者

とが互に不愉快な闘争をくり返す必要もなくなる。特に、あらゆる生産は、けつして生産者だけの利益のために行われるのではなく、国民全体の生活を豊かにし、その福祉を増進するために、欠くべからざる意味を持っている。その目的を主眼として考えるならば、両方の間の意見の一致点を見いだすことがいかにたいせつであるかは、きわめて明白であるといわなければならない。

もしも、このようにして、経営者と労働者とお互の立場をよく理解し、双方の協力と責任とによって事業の改善に努め、各自がその持場持場を守って仕事に励むならば、おそらく事業の成績は向上し、利益も増加してゆくであろう。その場合、もしも経営者が労働者の功勞を正當に評價するならば、その利益は賃金をひきあげることによって、労働者にも正しく配分されるようになってゆくであろう。それはけつして資本主義の考え方が社会化されたということだけを意味するものではない。もしも企業の経営者が遠大な考えを持つならば、そういうふうにするのが事業に成功する要訣であることを知るに相違ない。高い給料を拂って大きい利益をあげるといふ政策は、企業を發展させると同時に、企業に因與するすべての人々に繁榮をもたらすゆえんである。資本主義のもとで経済的な民主主義の理想を実現するための最もよい方法は、こゝにあるということができる。

これに対して、社会主義的な経営方法を採用することは、経営者と労働者と同じように取り扱う点で、社会正義の要求にはかなう。しかし、資本主義の長所を生かしてゆこうとする立場からみるならば、そのような組織のもとでは、各人がそれ／＼の利益のために生産に励むという強

い原動力を減退させるおそれがある。そこで、仕事に精を出せば出すほど利益があがるという資本主義の強味を發揮しつつ、勤勉によって得られた收穫に対しては、労働者もまた高い賃金という形でその分けまえにあずかるようにしてゆくならば、生産の向上とあわせて、社会正義にかなった経営が行われることになるであろう。かくしてはじめて、経営者と労働者との間の円満な協力が生まれ、産業平和の実現が期待されうるであろう。

四 団体交渉

労働組合には、今まで述べてきたようない／＼な使命や理想があるが、その根本をなすものが適正な労働條件の確立にあることは、いふまでもない。そうして、労働組合がこの目的を実現するために用いる最も重要な手段は、「団体交渉」である。

労働組合が発達するまでは、労働條件は経営者側の一方的な意志によって決定されるのが常であった。これに反して、労働組合の發展に伴ない、労働賃金・労働時間・休日その他の條件は、経営者側と組合の代表者との間の団体的な交渉によってとり決められる。前には、個々の労働者が別々に雇い主と交渉するために、だいたいとして雇い主側の決めた條件に甘んじなければならなかった。しかるに、団体交渉によれば、労働條件の主たる内容は、一般の標準とにらみあわせて、合理的に決定されうるようになる。ゆえに、労働者の團結権と団体交渉権とは、労働組合の目的を実現するための欠くべからざる前提である。日本の新憲法が、これらの二つの権利を掲げ

て、これをおごそかに保障しているのも、そのためにほかならない。

団体交渉によって適正な労働条件が定められるためには、経営者側は、労働組合員の生活水準の向上が経営の健全な運行のために絶対に必要であることを、深く認識しなければならない。また、組合側としても、経営の合理化と生産の増進とがなければ、事業そのものが経営難に陥って、適正な労働条件や双方の繁榮ということも單なることばに終ってしまうことを、じゅうぶんに理解しなければならない。

このような相互の理解によって団体交渉が円滑にすすめられれば、その結果として、経営者と労働者との間に「労働協約」ができれば、手工業や小規模企業の場合には、労働の種類や性質がまち／＼であるために、一般的な労働条件の標準を求めることは、もとよりきわめて困難である。これに反して、大規模な経営が発達するにたがひ、労働者の生活環境がだん／＼と画一化されてくるから、どの程度の労働条件が適正なものであるかを、ひろい立場から一般的に決めることが可能になる。ことに、労働の最低の基準を國家の法律で統一して示すようになれば、団体交渉の目標をどこにおくかが、いっそうはつきりしてくる。「労働基準法」という法律は、労働条件の最低基準を決めて、労働者の人間らしい生活を保障するという目的のために制定されているのである。

次に、団体交渉によってとり結ばれる労働協約は、一年ぐらゐの期間を定めて、労働条件を決めることが望ましい。そういうふうになれば、すくなくともその間は労働条件が安定するから、労働者はそれに基づいて生活の計画をたてることができる。また、経営者としても、それによつ

てどのくらいの人件費がかかるかということがはつきりするから、経営のための計算がたてやすい。それは、双方の側にとってきわめてたいせつなことである。組合によって団体交渉をするこの意義は、このような方面においても経営の合理化のために役だつ。

しかしながら、団体交渉の結果が、常に円満な協定に到達するということは、かならずしも予定できない。組合側からは、事業の実情になつた懸念な要求を提出し、経営者側も誠意をもつてその実現を図るといふふうならばよいが、そうでない場合は、交渉は決裂に近づく。しかし交渉決裂のおそれが大きくなつてきた場合にも、当事者は、調停や仲裁の方法によって、お互にとつて得るところのない闘争に陥ることを極力避けなければならない。それでも、どうしても打解の道が見いだされないということになれば、官廳關係の勤務者は別として、一般の労働者には、最後の手段として「罷業」に訴える権利がある。

罷業は、労働者の正当な要求を保護するための方法ではある。しかし、罷業を單なる闘争のための武器として濫用し、罷業のための罷業をするようなことは、あくまでも避けられなければならない。いうまでもなく、罷業によって生ずる経済的および社会的な損失は、測り知れないほどに大きい。今日では、一國の産業は、いろ／＼な分野が互に連関を保つて、有機的な統一をなして行われている。したがつて、一つの地域や一つの産業の生産が止まれば、國民経済の全体としての機能を麻痺まひさせてしまうおそれがある。また、ある労働組合がかかる／＼しく罷業に突入したために、全國民の経済生活を脅かすというような結果をまねくこともある。だから、罷業権の

行使については、かりそめにもその濫用に陥ることがないように、組合の指導者は賢明に慎重に行動しなければならない。このことは、鉄道や炭鉱のような公益事業については、特に強調される必要がある。

罷業にはいることをできるだけ避けるためには、前にも言ったように、経営者側は労働組合の正当な要求を尊重し、組合側は国民経済の实情と経営の内容とにてらして過当でない要求を提出するのがたいせつなのであるが、双方が互にその主張を固執してゆずらない場合には、当事者だけでは容易に妥協の道が見いだされない。そこで、どうしても、公平な客観的な立場から労働争議を調整する必要がある。すなわち、経営者を代表する者、労働者を代表する者、および、どちらにも属さない第三者から成る「労働委員会」において、争議の発生を予防することに努め、争議が起った場合には、その調停や仲裁を図るようにするのである。

こゝにいう調停と仲裁とは、ことばとしては同じようにひびくが、制度としてはかなり違う意味を持っている。「調停」というのは、争議の内容を調べ、双方の言い分を聞いて、経営者側と組合側とが歩みよりするような条件を持ち出し、双方を和解させることである。

これに対して、調停だけでは争議を解決するみこみがたないような場合には、当事者の申し出を待って、争議の「仲裁」を行う。仲裁だと、当事者は仲裁者の決定に服さなければならない。労働委員会も、争議の調停や仲裁を行うが、当事者の話しあいでは、ほかの者に調停や仲裁を頼むこともできる。調停や仲裁の手続きを定めているのは、「労働関係調整法」という法律であって、こ

の法律は、労働組合のことを定めた労働組合法、および労働条件の最低基準を明らかにした労働基準法とならんで、労働問題の解決を目ざし、産業平和の維持と経済の興隆とを図ろうとしている。

以上に述べたところは、労働争議を解決するための一般的な方法であるが、これには重要な制限があることを注意しておく必要がある。その一つは、公益事業の争議の制限である。すなわち、運輸事業とか電気事業とかいうような公益事業に関して争議が起った場合には、法律の定めるところによって、かならず労働委員会の調停に付せなければならない。そうして、調停に付するところになってから満三十日を経たうでなければ、罷業を行うことは許されない。公益事業は、国民の福祉に最も直接の関係があるから、法律がこのように抜き打ちの争議を禁じているのは、当然のことである。

次に、もう一つの点は、官廳勤務者の組合運動に対する制限である。國家の公務員は、一般の公益事業の従業員に比べて、更に公共の利益に深い関係をもつ立場にある。したがって、それらの人々になう重い責任から考えて、官廳の勤務者の団体交渉権や罷業権に対しては、國民の公共の福祉が脅かされることのないように、これを制限したり禁止したりする措置が加えられる。特に警察官吏・消防職員などについては、労働組合を作ることや、それに加入することさえ禁ぜられているのである。

五 日本の労働組合



労働組合は、労働者自身の自覚によつて作られ、一般労働者の意志と理性によつて運営される自主的な組織でなければならぬ。ところが、日本のように、労働組合運動が長らく軍國主義の政治によつて抑圧されてきた國では、労働組合の自主的な發展や運営を図ることは、まことに容易なわざでない。軍閥や特高警察がなくなり、財閥が解体されたからといって、直ちに日本の労働組合が豊かな自主性をもつて生育すると思つたら、とんだまちがいであらう。脊中に長らく重い石を乗せられていた者は、とつぜんどれかの手でその石が取り除かれても、すぐさままっすぐな姿勢で正しく歩きだせるものではない。それと同じように、日本の労働組合も、敗戦後、はじめて眞の團結の自由が與えられたのであるが、それだけに、日本國民は、まだこの團結の自由と權利とを賢明に自主的に用いることをじゅうぶんに心得ているとは言いがたい。だから、日本の労働

組合にとっては、このようにとつぜんにさしたる苦勞もなくして獲得された自由と權利とを、責任をもつて自主的に行使するように、特に反省と努力とを続けることを怠つてはならない。

労働組合は、國家や雇い主によつて外部から圧迫されてはならないが、逆にまた、それらの援助にたよるようなことがあつてはならないのである。なぜならば、そういうことをすると、一時はいかほど労働組合の發展に役だつようにみえても、結局は組合運動の自主性が失われ、國家や資本家の御用組合に墮落してしまふからである。だから、労働組合が民主主義の精神になつた發達を遂げるためには、たゞに人的組織のうえで自主性を保つことが必要なばかりでなく、財政の点でも、外部からの助力を求めたり、援助を受けたりしないようにしなければならない。どんなに財政が貧弱であつても、組合員自らの力を出しあつて運営されている労働組合は、組合員がそれをほんとうに「自分のもの」と思うから、だん／＼とすこやかに發展してゆくであらう。すべての民主主義的な組織がそうであるように、労働組合もまた、「組合員の組合」であり、「組合員による組合」であつてこそ、はじめて「組合員のための組合」たることができるのである。

組合員の中に、よい労働組合を自分たちの力で作りあげようという氣持がみなぎっていれば、その活動の一つ／＼が組合員自身の訓練になり教育になる。これに反して、もしも組合員が、ただ組合に名を連ねているだけで、その運営についてはまったく「人まかせ」にしているというふうだと、組合の中の少数の者が実権を握って、その人たちだけの考えで独裁的な支配を行うようになる。それは、民主主義の名に隠れたボスの暗躍を許すものである。

日本人には、長い封建主義の習慣から、頭ごなしの強い意見を主張する者があると、つい「さわらぬ神にたよりなし。」といった氣持で、言うべきことも言わずに、それに従ってしまう傾きがある。労働組合の中にそのような傾向があらわれると、組合はやがて少数のボスに占領されてしまう。組合を動かすものは、組合員全体の盛りあがる意志でなければならない。労働組合を、單なるボスの道具や闘争の武器にしてしまうことがなく、その本来の経済的および精神的な使命にかなった組織たらしめるのは、すべての組合員の大きな責任であることを忘れてはならない。

日本の労働組合は、戦争終了後わずか三箇年で、組合数は二万八千を越え、組合員の総数は六百万以上に達した。單なる「数」のうえからいえば、まさに驚嘆に値する發展である。しかし、「質」の点ではどうかということになると、まだ、はなはだ不満足な状態であるといわなければならない。

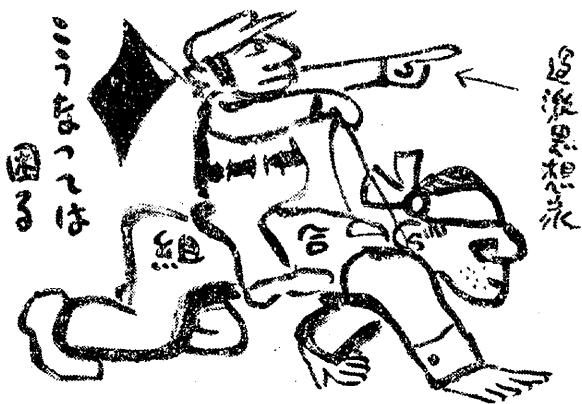
日本の組合運動がこのような外形上急速な進展を遂げたのは、日本の國民生活を全般的に、かつ徹底的に民主化するという責任を負った政府が、組合の成立や生長を妨げるいさゝいの法令を廃止すると同時に、組合に対していろ／＼な援助を與え、経営者側にもこれに協力することを求めたためである。これは、もちろん、労働組合を「御用組合」にしあげるためになされたことでは決してない。けれども、このように、外部から促された生長は、とかく外形だけがふとり、数のうえの増加を示すのみであつて、組合員の眞の自覚がそれに伴わないということになりやすい。日本の労働者が、そういう事情のもとに發達した組織をほんとうに「自分のもの」にする

ためには、ひとりひとりが組合運動の民主主義的な精神をしっかりと身につけることが、何よりも必要である。

六 労働組合の政治活動

労働組合の当面の活動は、労働者の生活條件を向上させるという経済上の目的に向けられる。しかし、この経済上の目的は、單なる経済活動だけでは容易に達成されない。一國の経済問題の解決は、政治のいかんによつて左右されるところが少なくない。したがつて、労働組合は、適正な労働條件を確立するために、政治に対して強い関心をもたなければならない。今日の日本において、既に六百万人以上の労働組合の加入者があるという事実からみても、組合が政治に対していかに大きな発言権を持つものであるかがわかる。ことに、組合は、勤労大衆の自主的な團結であるから、この組織の力を正して發揮してゆけば、民主政治の發達に強い強響を及ぼすことができる。経済民主主義の実現を図るうえからいって、労働組合の健全でかつ建設的な政治活動に期待すべきものは、きわめて大きい。

さればといつて、労働組合は政党ではないのだから、その政治活動には当然に一定の限界がなければならない。われ／＼は、このことを常にはつきりと心に刻みこんでおく必要がある。すなわち、政党には一つの決まつた政治上の主義主張がある。その主義主張に共鳴する者が、その政党に加入するのであるし、その政党の行き方に不満があれば、それから脱退して、他の政党に加



入することもできる。だから、政党の場合ならば、
 党員に対して、党の掲げる綱領に従って行動するこ
 とを要求しうる。これに反して、労働組合は、労働
 条件を改善し、労働者の生活を向上させるという共
 通な利害関係をもつ人々の、自主的な團結である。
 したがって、組合員が、どういう政治上の主義主張
 に共鳴し、どの政党を支持するかは、各人の自由で
 なければならない。しかるに、組合員の政治的自覚
 が不十分であると、かたよった政治思想をいだけ少
 数の人々が組合を牛耳り、独裁的な権力をふるって、
 組合の團結力を自分たちの政党目的の達成のために
 利用するということになりやすい。労働組合がその
 ように少数の独裁を許し、または、ある一つの政党
 の道具として利用されることは、組合本来の目的と
 まったく反するものであるから、そういう傾向に対
 しては、組合員自身が常に嚴重な警戒を怠ってはな
 らない。

だから、労働組合の政治活動は、組合そのものの本来の趣旨に基づいてなされるべきであり、ま
 た、その範囲内においても、あくまでも公明正大に行われなければならない。

すなわち、労働組合の任務は、勤労大衆の基本的人權の擁護であり、適正な労働条件の獲得で
 あり、働く人々の精神的文化的水準の向上である。ゆえに組合は、これらの目的にかなった法律
 が制定されるように、國會に向かつて要望すべきである。また、労働者の立場を守るための法律が制
 定しては、それを阻止することに努力すべきである。また、労働者の立場を守るための法律が制
 定されても、政府がその精神を行政のうえに生かしてゆく熱意に欠けるようなことがあつてはな
 らないから、その意味では、政府とも連絡をとり、労働行政を正しく運用するように激励してゆ
 かなければならない。このようにして、働く國民大衆の声を、組合を通じて國政のうえに反映さ
 せてゆくことは、經濟上の民主主義の實現を促すための大きな力となるであらう。

前に述べたように、労働組合は、自治的な組織を持った民主主義の學校である。しかし、學校
 といつても、そこには特別に民主主義のことを教える先生がいるわけではない。また、先生から
 ことばでもって教えられるだけでは、けつして民主主義の精神を身につけることはできない。民
 主主義は、それを自分たちの力で築きあげ、それを自分たちで運用し、それが自分たちみんなの
 生活をどれだけ向上させるかを体験することによって、はじめて、ほんとうに自分たちのもの
 になる、その意味で、労働組合では、組合員のたれしもが先生であると同時に生徒でなければな
 らない。先生が悪ければ生徒も悪くなる。組合員が組合を單なる鬭争の手段と考えているよう

は、平和な協力をもって根本とすべき民主主義の精神は、破壊されてしまふ。組合員の多くが、自ら先生であるべきことを忘れて、單なる受け身の立場で少数のボスに引きずりまわされているようでは、人々は民主主義の代わりに独裁主義の政治を學ぶことになってしまふ。労働組合を、自分たちの力によって作られた自分たちのための組織たらしめよ。日本の社会と経済と政治の民主化は、それによって興り、かならずやそれとともに榮えるであらう。

第十一章 民主主義と独裁主義

一 民主主義の三つの側面

今までの各章で述べてきたところをまとめて考えてみると、民主主義の根本の精神は一つであるが、人間の共同生活の中に表われるその形には、いろいろ側面があることがわかる。

すべての人間を個人として尊重し、したがって、すべての個人の自由と平等とを保障しようとする民主主義の原理は、どこへ行っても同じであり、いつになっても変わらない。しかし、民主主義は、長い歴史的發達の産物であり、その具体的な形態は、これまでも時代によって変化してきたし、これからもたえず發展を續けてゆくであらう。それとともに、その適用される範囲もますますひろくなりつゝある。その結果として、今日では、民主主義について三つの側面を區別して考えるようになった。政治における民主主義、社会生活における民主主義、経済生活における民主主義の三つが、すなわちそれである。

第一の、政治における民主主義は、これら三つの側面の中でも最も基本的の形態だということができる。したがって、それはまた、歴史上いちばん早く自覺され、最初からきわめて強く主張されてきた。

人間はすべて生まれながらにして自由であり、平等であるという思想は、思想としては古い淵源を持つが、特に近世の初め以来、しだいに政治的にはつきりと自覚されるにいたり、人々は政治上の自由と平等とを目ざしてあらゆる努力を続けた。そうして、その努力の結果は、第十八世紀の末に起ったアメリカ合衆國の独立およびフランス革命という二つの大きな出来事を境として、着々と具体化されるようになった。ほんとうに民主的な政治の目的は、公共の福祉を向上させ、すべての人々に、幸福を追求するための平等の機会と條件とを與えるにある。このような「國民のための政治」は、國民自らの政治の根本方針を決定し、できるだけ多くの人々が自分たちの代表者の選挙に参加することによって、はじめて實現されうる。もしも、國民の間、もしくは國民の代表者の間に意見の対立があるならば、多数決によってその中のどれを探るかを決めるべきである。これが政治的民主主義の根本方針であり、民主政治の制度上のいろ／＼な型は、この根本の考え方を實現する方法の違いであるにすぎない。

政治的民主主義とならんで発達してきたものは、第二の、社会生活における民主主義である。これは、共同生活を営んでいる人々の間に、身分や人種の別による特権が存在することを否定するものであって、あらゆる意味での封建制度の撤廃を要求する。貴族や門閥の家に生まれた者が、一般の人々より当然に高い地位にいたり、人種や信仰が違ふということを理由にして、その間に差別待遇を設けたりする社会制度は、人間の自由および平等の理念に反する。社会生活における民主主義は、そのような身分上の差別を否定するばかりでなく、女性が女性なるがゆえに

男性に従属すべきものとする觀念や、家庭の中で、夫が妻に対して特権を持ち、親、特に父親がこどもに対して服従を強制し、長男だけが特別の取り扱いを受けるというような制度をも排斥する。もちろん、社会生活において、すぐれた能力を持つ人や、深い経験を有する者が、人々に推されて指導的な地位に立つのは当然である。しかし、各人がその能力と個性とを伸ばすということについては、人種・性別・信仰・年齢などのいかににかゝわらず、すべての人間に対して均等の機会が與えられるべきであるというのが、社会生活における民主主義の立場にほかならない。政治における民主主義、および社会生活における民主主義に続いて重要な問題となつてきたのは、第三の、経済生活における民主主義である。

民主主義は、すべての人々が幸福を求め、幸福を築きうるような社会を目標とする。その場合にいう幸福とは、もとより、けつして單なる「物質的」な幸福ではない。しかし、おゝぜいの人々が衣・食・住にも事欠く状態に苦しんでいるようでは、「精神的」な幸福も求められえない。だから、民主主義がすべての人々の経済生活の向上を求めるのは、最初から当然のことである。だが、初めのうちは、経済的活動については政治による干渉を加えることをなるべく避けて、自由放任の政策を取るのが、この目的のためにいちばん適当な方法であると考えられていた。ところが、その結果、だん／＼と資本の独占が行われて、資本家と勤労大衆との間の貧富のへだたりをますます増大させるにいたつた。経済的民主主義は、すべての人々の経済上の機会均等を図ることによってこのへだたりを緩和してゆこうとする。したがって、民主主義の三つの側面のうち、

今日最も切実で、いまだにじゅうぶんな解決に到達していない問題は、この経済的民主主義であるといつてよい。

しかしながら、経済的民主主義は、それだけ切り離しては実現できない。貧乏人の間に、金持を「いい御身分のかただ。」などといって敬う氣持があり、金持もまた、それをよいことにして、貧乏人を安い賃金で不利な労働條件のもとに、何時間でも働かせることをあたりまえだと思ふような態度があるかぎり、経済上の不平等は是正されない。尊ばれるべきものは、人間であり、人間の生活を築くための勤労であつて、財産ではない。資本主義の社会で大企業家が尊敬に値するとするならば、それは、そのすぐれた経営の才能と、事業に精魂を打ちこみ、社会公共に盡くそうとする努力とのゆえであつて、かれが百万長者であるがためではない。経済生活における機会均等を実現するためには、まず、財産の多少によつて人間のねうちを測るような觀念を打破しなければならぬ。その意味で、経済的民主主義は、かならず社会生活における民主主義と結びつく。

だが、経済的民主主義を実現するための最も重要な條件は、政治的民主主義である。なぜならば、財産のある者だけが選挙権を持つて、自分たちの利益だけを守ってくれる代表者を選んでいようでは、勤労大衆は、ますます不利な立場に陥つてゆかざるを得ない。また、男女平等の普通選挙が行われても、選挙民が金の力による宣傳に乗ぜられたり、財閥が政壇を買収したりするようなことでは、金権政治の弊害は改まらない。だから國民がみんなで民主政治の目的をよくわきまえて、選挙資格を有する人々がすべて「目ざめた有権者」となつて、りっぱな代表者を選び、

それらの代表者が、國民全体の福祉を眞剣に考へて、適切な政治を行うようにならなければ、民主主義の要求に、ほんとうになつた経済生活を築きあげてゆくことはできない。かくて、経済的民主主義の問題の根本の解決は、あわせて政治的民主主義の徹底に待たなければならないのである。

しかも、経済的民主主義をどのようにして実現してゆくかは、最も意見の分かれる点である。資本主義がよいのか。社会主義がよいのか。資本の独占を押さえるには、どういう方法で、どの程度の政策を実行すべきであるのか。労働の権利を保障し、失業者をなくするには、どんな手を用ゐるがよいのか。國民はすべて勤労の義務を有するといつても、現に遊んで食べている人間がある場合、それをどうするか。勤労の義務は各人の道德的責任にまつべきか、あるいは、法律によつてそれを強制すべきであるか。その他いろいろの問題があつて、その一つ／＼についてさまざまに、そしてときとしては、激しい意見の対立が生ずることを免れない。

その場合に、民主主義の政治が採用するのは、「多数」の意見である。たとえば、代表民主主義では、國會で多数を占めた政黨が、経済に関する立法についても、いちばん大きな役割を演ずるし、國會議員の多数の支持する政府が、國會の多数決で定めた方針に基づいて経済政策を実行する。ゆえに、政治的民主主義の目標は、あくまでも「國民のための政治」であり、國民の公共の福祉であるが、その目標に到達すべき道を選ぶ方法は、多数決である。したがつて、多数決原理を否定しては、政治的民主主義は成り立たない。言い換へるならば、どんなに「國民のための政

治」という旗じるしを掲げて、多数の意見を無視するような政治を行うことは、断じて民主主義ではない。

二 民主主義に対する非難

すべての人間が個人として尊厳であり、自己の個性を生かす自由と、自己の才能を伸ばす平等の機会とを持ち、文化的にも経済的にも、ともく平和で幸福な共同生活を営むようになるという民主主義の理想は、きわめて崇高なものであって、何人といえどもそれについて反対することはできない。もちろん、この理想を完全に実現するまでには、人類はまだ遠い道の道を歩んで行かなければならないであらう。しかし、民主主義は、過去数世紀にわたってこの理想の実現に向かひてあらゆる努力を重ねてきたし、その方向に向かつて、既に多くの輝かしい成果をあげてきたのである。

けれども、その反面またわれ／＼は、民主主義が歴史上けつして常にたゞ支持され、賞賛されてきたのではなく、むしろ、あらゆる非難を浴びながら発展してきたものであるということを忘れてはならない。

イギリスで民主主義的な革新が行われ、続いてアメリカに独立戦争が起り、更に、フランスに大革命が起った当時には、それまで特権をほしいままにしていた連中は、民主主義を憎み、これに激しい非難を加えた。その後になつて、民主主義に対する批判はいろいろな思想家や評論家に

よつて行われた。ことに、第一次世界大戦後のヨーロッパの政治情勢が險惡になつたころには、「民主主義の危機」ということがほとんどおこつたこととなつた。そして、イタリアにはファシズム、ドイツにはナチズムが興り、民主主義に対して総攻撃を加ふるにいたつた。

民主主義の反対者がいちばん強く非難する点は、多数決の原理である。民主主義は、どれが最も正しい政治の方針であるか、国民全体の幸福を増進するにはどうすればよいかについて、いろいろな意見が対立した場合、多数の支持する意見を採用してそれを実行する。そして、政治の問題について意見を述べ、投票を行う権利をできるだけ拡大して、なるべくお／＼の國民が政治に參與しうるようにしむける。しかし、民主主義の反対者にいわせると、そのようにして得られた多数決の結果は、無知な、目先の見えないお／＼の人の意見によつて、政治の方針を左右することになる。群衆心理によつて動かされ、目前の利害にのみ執着する大衆は、たゞ「数」が多いというだけで、たいせつな政治の問題をかつてにかたづけしてしまう。これに対して、すぐれた識見を有する人々の考えは、少数であるがゆえに葬りさられることにならざるを得ない。それは、「頭かすの政治」であり、「衆愚政治」である。民主主義に反対する者は、そういつて、鬼の首を取つたように民主政治をたゞきふせてしまおうとする。

民主主義に対するこのような非難から導き出されるものは、独裁主義である。多数決によつて行われる民主政治を衆愚政治であるといつて非難する立場は、それに代わるべき政治の根本として、「指導者原理」を主張する。独裁主義者が主張するところの指導者原理によれば、いかにお／

ぜいの人々が雷同する政治の方針であっても、全体の利益に反するような政策は排斥されなければならぬ。あるいはまた、せっかく政府が思いきった政策を実行しようとしても、反対党が数を頼んでじゃまをしたりするようでは、政治の危機を切りぬけてゆくことはできない。だから、そのような多数支配の代わりに、最も有能な、最も賢明な、最も決断力に富んだ、たゞひとりの人物を押したてて、その「指導者」に政治の絶対権を與え、國民は指導者の命令どおりに足なみをそろえてついてゆくのがいちばんよいというのである。かくて、独裁主義は、政治に対する國民の批判を封じ、政党の対立を禁じ、議會政治を否定して、絶対の権力を握った独裁者にすべてを任せ、まっしぐらに一つの政策を貫徹してゆくとする。

独裁主義が民主主義に対して非難を加えるもう一つの点は、「個人主義」である。民主主義は、すべての人間を個人として平等に尊重し、他人の自由を侵さないかぎりにおいての各人の自由を保障する。しかし、独裁主義者にいわせると、各個人がそれ／＼その自由を主張し、かつてに分たちの利益を求めることを許すと、社会全体の統一が乱れ、國家や民族の利益がないがしろにされる。かれらによると、重んぜらるべきものは、個人ではなくて、國家全体であり、民族全体である。個人は全体の部分であり、全体の部分としての價值しか持たない。独裁主義は、そのように論じて個人主義や自由主義を攻撃し、その代わりに「全体主義」を主張する。独裁者の命令のまゝに、各人は自己の利益も、あるいは自己の生命をさえも、喜んで全体のために投げ出さなければならぬと要求するのは、このような全体主義の結論にほかならない。

民主主義が、古くはギリシアやローマに始まっているように、独裁主義もまた古い歴史を有する。ギリシア時代にも専制王があつたし、ローマの共和制末期にも武斷的独裁者が現われて、ついに絶対君主制を確立してしまつた。現代における独裁主義は、だれもが知っているように、第一次世界大戦物のイタリアおよびドイツに興り、基礎の弱いそれらの國々の民主主義を押しつけて、政治の実権を握つた。それと同じような風潮が日本の政治を支配し始めたのは、昭和六年の満洲事變のころからである。この政治の独裁化は、昭和十二年の日華戦争によって更に前進し、昭和十六年の太平洋戦争の開始とともにますます拍車を加えるにいたつた。しかも、日本のファシズムは、ナチスばりの全体主義を唱えながら、その表面に國粹主義の粉飾をほどこし、民主主義や自由主義を攻撃して「滅私奉公」の道徳を國民に強要した。その態度は、イタリアやドイツの独裁主義と異ならなかつたのである。

三 民主主義の答

このような独裁主義が國民の運命のうえに何をもたらしたかは、あまりにもなま／＼しい最近の事実であつて、今こゝに改めて述べるまでもない。また、民主主義を非難する独裁主義の理論がどんなにまちがつたものであるかは、これまでのいろ／＼な章で説いてきたところであるから、こゝでまた詳しく論ずる必要はない。たゞ、その重要な点だけをまとめてみて、ふた／＼びさういふ誤りに陥ることがないための、反省の材料としておこう。



独裁主義は、民主主義の用いる多数決の方法を非難する。なるほど、多数の意見だからかならず正しいとかぎつたわけではなく、少数の意見、たゞひとりの先覚者の考えの方が眞理であることも少なくないのは事実である。しかし、それならば、独裁者の判断ならば國民全体の福祉になうというのを、いったいだれが保障しうるか。一九三九年の夏、ヒトラーが、今こそポーランドを武力をもって征服すべきときだと判断し、ドイツ軍に進撃を命じたとき、その判断は正しかったのか。ドイツ民族を悲惨な運命のどん底におとし入れたのは、この独裁者の國際信義を無視した暴挙ではなかったのか。民主政治が「衆愚の政治」であるならば、独裁政治は、ひとたびあやまちを犯した場合にたとへてかえしのつかない「専断の政治」ではないのか。

人間は神ではない。だから、人間の考えには、どんな場合にもまちがいがありうる。しかし、人間の理性の強みは、誤りに陥っても、それを改めることができるという点にある。しかるに、独裁主義は、失敗を犯すと、かならずこれ

を隠そうとする。そうして、理性をもってこれを批判しようとする声を、権力を用いて封殺してしまふ。だから、独裁政治は、民主政治のように容易に、自分の陥つた誤りを改めることができない。これに反して、民主主義は、言論の自由によつて政治の誤りを常に改めてゆくことができる。多数で決めたことがまちがっていたとわかれれば、こんどは正しい少数の意見を多数で支持して、それを実行してゆくことができる。そうしているうちに、國民がだん／＼と賢明になり、自分自身を政治的に訓練してゆくから、多数決の結果もおい／＼に正しい筋道に合致して、まちがうことが少なくなる。教育がゆきわたり、國民の教養が高くなればなるだけ、多数の支持する政治の方針が國民の福祉にかなうようになってくる。そういうふうに、たえず政治を正しい方向に向けてゆくことができる点に、言論の自由と結びついた多数決原理の最もすぐれた長所がある。民主主義が、人類全体を希望と光明に導く唯一の道であるゆえんも、まさにそこにある。

独裁主義は、個人主義を攻撃し、自由主義を非難する。そうして、その代わりに國家全体・民族全体の発展を至上命令とする全体主義の哲学を提唱する。しかし、國家の発展といい、民族の繁榮というのは、いったい何を意味するか。國家といい、民族といっても、実際にはひじょうにおゝぜいの個人から成りたっているものにほかならない。したがって、その構成員たるすべての個人の文化的・経済的な向上をはなれては、國家全体・民族全体の発展はありえない。それにもかゝらず、独裁主義が、全体の尊ぶべきことを説いて、部分たる個人に全体のためへの犠牲を求めるのは、全体の権威をかさにきて発せられる独裁者の命令をもって、國民をむりやりにひき

ずってゆくためにほかならない。そこには、國民の個人としての自由と幸福とを奪つても、独裁者の計画を思いどおりに強行しようとする底意が潜んでいるのである。

民主主義は、個人を尊び、個人の自由を重んずる。けれども、民主主義の立場は、正しい意味での「個人主義」であつて、けつして「利己主義」ではない。できるだけ多くの個人の、できるだけ大きな幸福を實現しようとする民主主義の精神は、おのれひとりの利益だけを求めて、他人の運命を齒牙にもかけぬ利己主義とは、正反対である。たゞ、各人が自分自らの努力によつて築きあげた幸福こそ、ほんとうの人間の幸福であるから、それで、民主主義は、他人の幸福を犠牲にしないかぎり、すべての人々に平等に幸福追求の自由を認めるのである。各人の努力によつて國民の生活が向上すれば、その國家はおのずからにして發展するのである。民族のひとりひとりが民族共同の幸福を築きあげてゆけば、その民族もまたおのずからにして全体として繁榮するであろう。かくて、すべての民族や國民がそれ／＼に繁榮しつゝ、しかも互に平和に協力してゆくならば、人類の福祉もかならず全体として増進してゆくであろう。一本一本の稻からりつばな種がたれるようになれば、見わたすかぎり黄金の波をうつ沃野からも、かならずみのり豊かな收穫が約束されるのと同じように。

四 共產主義の立場

第二次世界大戦は、民主主義を守りぬこうとする國々の力によつて、イタリアのファシズムや

ドイツのナチズムや日本の軍閥独裁政治を、完膚なきまでに粉砕した。それらの独裁主義は、戦後の世界からは一掃された。それでは、現代には、独裁主義はもうまったくなくなつてしまつたのであろうか。

いや、そうではない。今日の世界にも、まだもう一つ、独特の独裁政治の形態が残っている。それは、いわゆる「プロレタリアの独裁」あるいは「労働階級の独裁」である。この独裁主義は、ファシズムやナチズムと違つて「共產主義」に立脚している。原理的にいえば、共產主義は社会主義の徹底した形態であつて、一般に社会主義がそれ自身としては民主主義の精神と矛盾するものでない以上、共產主義もまた民主主義と相反するものではないというふうに考えられるかもしれない。しかしながら、いわゆる「プロレタリアの独裁」と結びついたところの共產主義は、資本主義と社会主義との間のさま／＼な中間形態を幅ひろく包容して、その中のどれを探るかを國民の多数の意志で決めてゆくとする民主主義とは、ひじょうに違つた性格を持っている。ゆゑに、民主主義の眞の精神にたち入つて明らかにするために、いわゆる「プロレタリアの独裁」によつて行われる共產主義が、どのようなものであるかを考察しておかなければならない。

第十八世紀の終りから第十九世紀にかけて、民主主義の制度がだん／＼とひろまつていったころ、それに伴つて急速な発達をみたのは、資本主義の経済組織である。資本主義の組織は、民主主義によつて保障された企業者の自由を基礎として、きわめてかっぱつに大規模な生産を行い、人間の経済生活に高い水準と豊かな内容とを與えるのに役だつた。しかし、その反面また、資本

家が生産手段を独占する結果、資本主義のもたらす利益は、一方的に資本家の手に集中し、生産のために働く勤労大衆は、しばしば貧困の淵に陥ることを免れなかった。この弊害を少なくしたり取り除いたりすることは、資本主義の原則を認めつゝ、経済的民主主義を実行することによっても、もとより可能である。しかし、それでは経済的平等をじゅうぶんに実現することは不可能であると考え人々は、資本家が土地とか工場とか原料品とかいうような生産手段を私有することを禁じ、これを國有または國營に移してしまおうとする。それが社会主義である。既に第九章で述べたように、これら二つの経済組織の間には、実際には理論のうえで争われているほどに、はつきりした区別があるわけではない。しかしどのような経済の方針が実際に採用されたとしても、それがその國の事情によくかなったものであり、國民の自由な意志に基づき、議會の公明な討議の結果として得られた結論であるかぎり、その方針ですゝむのは、民主主義の原理とけつして矛盾することはない。

ところで、今こゝで新たに問題としようとしているところの共產主義は、資本主義を否定し、いつさいの生産手段を國有とし、あらゆる企業を公共の経営に移してしまおうとする点では、社会主義の一種であり、その高度化した形態であるといつてよい。しかし、一八四八年にマルクスおよびエンゲルスが「共產党宣言」を発表し、共產主義ということばが一般に用いられるようになったとき以來、共產主義と社会主義との間には、單なる「程度の違い」を越えた重要な差異があるものと考えられてきた。その差異はどこにあるか。それは、資本主義の社会組織を变革して、

勤労者階級以外には階級のない世の中にするために、社会主義と共產主義とが採用しようとする

「手段」の相違にほかならない。

この点をはつきり知るためには、マルクスやエンゲルスによつて共產主義の理論がどのようにに説かれたか、それを實際に移すにあつてどんな方法が考えられ、どんな道筋が實際に採られたかを、簡単にふりかえつてみる必要があるであらう。

マルクスおよびエンゲルスの思想の根底をなすものは、「唯物史観」とよばれる独特の歴史観である。それによると、人類の歴史は、常に階級闘争によつて新しい時代へと移つていった。そして、歴史を動かす階級闘争の根底には、常に経済上の生産方法の変化がその原因となつて働いてきたのである。たとえば、封建時代には農業生産が主であつたので、領主が廣い土地を支配して、農民から重い年貢を取りたてて、ぜいたくな暮らしをしていた。そこへ蒸氣機関が發明され、機械工業が盛んになってくると、この新しい生産方法を用いて産業を経営する者や、生産された商品の販賣をする者の手に社会の富が集まつて、そこに経済的な力を持った新しい階級が興つてくる。この新興階級が封建時代以來の支配階級に対して闘争をいどむ。その結果革命が起つて、古い支配階級が没落する。

このようにして封建時代以來の古い支配階級を倒すことに成功したその当時の新興階級は、自分たちの利益と財産とを守るのにつごうのよいような社会制度を作りだした。それがごく大まかにいって、資本主義の社会組織である。ところで、マルクスやエンゲルスの理論によると、資本

主義の経済が発達するにつれて、こんどは、前よりもっと大きな規模の階級闘争が開始される。なぜならば、資本主義の世の中では、おのづかの労働者が工場などで働いて盛んに生産が行われるが、この生産方法の世では、労働者によって作られた価値や利益は一方的に資本家階級の手に吸収されるから、ますます搾取される労働者階級の数がふえてくる。それらのいわゆるプロレタリアは、初めのうちは資本家の支配のもとにおさえつけられていたが、だん／＼とその压迫の不当なことに気がついて、互に團結して資本家階級に対抗するようになる。かくて無数のプロレタリアが結束して階級闘争を行うようになれば、資本主義の牙城もついに大きくゆらぎだすことを免れない。そうして、とどのつまりは革命が行われて、資本主義の社会組織が根本から崩壊する、マルクスやエンゲルスは、このように説いて、まさに近づきつゝあるプロレタリアの革命と、それによる共産主義社会への轉換とを予言した。

しかし、マルクス主義の理論によると、プロレタリアの革命が成し遂げられても、すぐに共産主義の世の中になるというわけにはゆかない。資本主義社会から共産主義社会への移り変わりが完成するまでには、その第一歩として社会主義の段階を経なければならぬ。この段階でも、資本主義はもちろん崩壊してしまっているのだから、生産手段の私有はすべて廢止される。そうして、すべての生産が公企業で行われる。けれども、その生産はまだ／＼満ち足りるというほどにはならないから、すべての人々は労働し、その労働に應じた所得を得て、それで生活してゆかなければならない。だから、この段階では、食物とか着物とか日用品とかいうような消費

財については、私有が認められるのである。

ところで、マルクス主義の予言は、もとよりそこで終るのではなく、更にもっとすいんだ將來の見通しを説く。それによれば、この社会主義の状態を推し進めてゆくと、やがてもっと徹底した第二の段階、すなわち純粹の共産主義の段階に到達する。純粹の共産主義の社会になると、生産財ばかりでなく、消費財についても、私有ということはまったくなくなってしまう。社会主義の世の中では、労働に対してはそれ相應の勤労所得があるが、共産主義の世の中では、勤労所得もなくなる。だれでも働きさえすれば、共産主義の社会は、これに対してなんでも必要なものを與えてくれる。マルクス主義によると、共産主義の経済によって社会の生産力は増大し、社会の富があり余るようになって、所得がなければ生活ができないなどということを心配する必要はなくなる。そこで、マルクスは「ゴータ綱領批判」という論文の中で、そのような状態が實現された際には、人間の社会はその旗の上に、「各人はその能力に應じて働き、その欲求に應じて與えられる。」と書くことができると言った。

これが、マルクスやエンゲルスによって説かれた共産主義の理論のごくあらましである。それでは、このような理論を実際に移してゆくには、どうすればよいのか。この重要な問題については、同じマルクス主義の陣営の中にやがて二つの主張が分かれた。

第一の主張によれば、共産主義へいたるための最初の段階は社会主義であり、資本主義から社会主義への轉換は革命によって行われるのであるが、それは、革命といっても暴力を用いる必要

はない。むしろ、この轉換は、資本主義社会の代表的な政治組織たる議會制度を利用して行われるべきである。もちろん、議會の中には幾つかの資本主義の政党があつて、勢力を占めている。しかし、議會制度においてもものをいうものは、「数」である。したがつて、社会主義の政党を作り、無産大衆の支持を受けて、その代表者を議會の中に送りこめば、だん／＼と多数の議席を占めることができる。社会主義の政党が議會での多数を占めれば、平和な手段で資本主義の法律制度を廢止し、その代わりに社会主義的な立法を行うことができる。そのようにして、漸進的に社会主義への轉換を図るのがよい、と、マルクス主義を信奉する中でも比較的に穩健な立場の人々は、このように考え、このように主張した。

しかるに、この穩健派の立場に対して激しい非難を加えたのは、第二の主張を支持する人々である。その議論によると、議會制度を利用してだん／＼と社会主義を實行しようというのは、資本主義がどんなに強い地盤の上に築かれているかを知らない者の考えである。ブルジョア階級は巨大な資本の力をもつて政治権力を握っているから、金と権力にものをいわせて、社会主義勢力の拡大を防ぎ止めようとするに相違ない。したがつて、多数決の方法によつて行われる議會立法で、資本主義を變革するという企ては、百年河清を待つようなものである。それにもかゝらず、議會政治への便乗を説く第一の主張は、この立場の人々の目から見れば資本主義と妥協するよりも主義にすぎない。ブルジョア支配のとゞめをさす最後の武器は、暴力革命でなければならぬ。穩健派に反對する第二の立場の人々は、このように論じて、過激なプロレタリア革命の

必要を力説した。

一九一七年にロシア革命が起つた際にも、このような二派が激しく争つた。そうして、最初に革命政府を樹立したのは、比較的に穩健な思想を持つメンシェヴィキであつたけれども、ケレンスキーによつて指導されたこの政権はまもなく倒れ、それに代わつてレーニンを指導者とする過激なボルシェヴィキが政権を獲得し、マルクス主義の理論にいう、共產主義へ移りゆくための第一段階としての社会主義を實施し、その目的を達成するのに必要な政治の組織を確立した。今日のソ連に行われている社会制度は、この意味での社会主義である。そうして、この意味での社会主義を強力に推し進めるために採られている政治組織が、すなわち、いわゆる「プロレタリアの独裁」にほかならない。

これによると、共產主義と比べた場合の社会主義には、二通りの意味があることがわかる。

その一つは、共產主義にいたるための第一段階としての社会主義である。この意味での社会主義と純粹の共產主義との間には、程度の差があるだけであり、したがつて、共產主義は社会主義の一種、またはその徹底した形態であるといつてさしつかえない。一九三六年の「ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法」の第十二條には、「各人よりその能力に應じて、各人にその労働に應じて」ということばがあるが、これは、各人がその能力に應じて労働する義務があることを明らかにすると同時に、各人の労働に應じた報酬が與えられることを意味するのであつて、今日のソ連の社会が今言つた社会主義の段階にあることを物語っている。ここでは、この意味での社会主義

が「プロレタリア独裁」とよばれる政治組織によって強力に推しすすめられているのである。

これに対して、もっとひろく社会主義という場合には、それは、いわゆる「プロレタリアの独裁」とは関係がない。生産手段の私有を廃止するという意味での社会主義は、議会政治によっても実現されるし、もとより暴力革命を必要とするものでもない。マルクス主義の陣営に属する穏健派の説いた社会主義も、だいたいいとしてそれである。この意味での社会主義と、レーニンなどによって唱えられた共産主義との間には、單に程度の差があるばかりでなく、その目的を実現するための手段においても大きな違いがある。なぜならば、この共産主義の立場は、議会政治を通じて社会主義を実現しようとする立場を排斥し、そのためには暴力革命に訴えるのもやむをえないとし、革命が成就した後、いわゆる「プロレタリアの独裁」を必要としているからである。

だから、ソ連で行われている共産主義は一種の社会主義とみなされうるとしても、その社会主義は普通というひろい意味での社会主義とは違って、「プロレタリアの独裁」という政治形態と不可分に結びついている。共産主義とはどんなものであるかを知り、それと民主主義とを比べてみるためには、この点をはっきりと頭の中に入れておかねばならない。

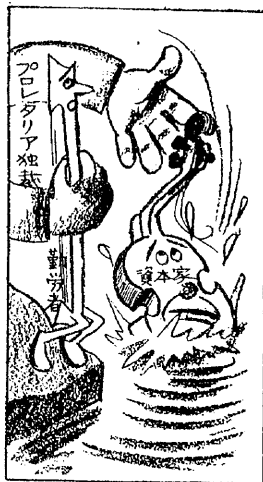
五 プロレタリアの独裁

共産主義は、なぜ「プロレタリアの独裁」という政治組織を必要とするのであろうか。この間に対する共産主義の立場からの答は、こうである。すなわち、プロレタリアの革命はけっして一

度で完成するものではなく、ソ連のようにそれがいちおうは実現された國でも、まだ／＼ブルジョア階級との闘争を続けてゆかなければならない。したがって、純粹に無産労働大衆だけの世の中になつて、階級の対立がまったくなくなつてしまふまでは、プロレタリアが政治の独裁権を握つて、革命の精神を徹底させてゆく必要がある。これが、共産主義の考え方である。

元來、マルクスやエンゲルスによると國家と、いう制度は、支配階級が被支配階級を押さへつけ、被支配階級の勤勞によつて生み出された利益を絞り取るために、発達してきたものである。したがつて、マルクス主義者の主張に従えば、近代國家の法律や政治組織もまた、ブルジョア階級がプロレタリアを抑圧し、勞働によつて生まれてくる經濟的價値を自分たちの手に奪い取るために設けられた大規模な階級支配の道具にほかならない。だから、プロレタリアの革命によつてこれまでの國家組織が崩壊し、低い共産主義の段階、すなわち社会主義の段階を経て、高い共産主義の世の中になつてゆけば、階級の対立はまったくなくなつてしまふから、階級支配の手段としての國家もいなくなる時がくるはずなのである。そこで、マルクスやエンゲルスは、そのような時代になれば、國家はしぜんに枯死してしまふと考へた。言い換えれば、政府が権力を行使して國民を治めるといふ組織は、無用の長物と化してしまふということを予言した。

しかし、共産主義が普通の無政府主義と違ふところは、そのような政府のいらない世の中になるのは、まだ／＼先のことであつて、プロレタリアの革命が成就しても、當分の間は強大な権力の組織を存続させておく必要があるとみてゐる点である。たゞ、これまでは、國家の権力は支配



階級たるブルジョアの手握られていたのであるが、革命が行われれば、その権力はプロレタリアの手に移る。しかし、ブルジョア階級はそれによって直ちに絶滅するわけではなく、社会のいろ／＼なところに根城を築いて再起の機会をねらっている。だから、権力をその手におさめたプロレタリアは、むしろますますその権力を強化し、こんどは、逆にブルジョアの残党を押さえつけ、それを根絶やしにしなければならぬ。共産主義者は、このように考える。このような闘争の理論を最も激しく説いたのは、レーニンである。一九一七年のロシア革命によって確立されたいわゆる「プロレタリアの独裁」の政治組織は、この理論を実行に移したものであるといつてさしつかえない。

一九一七年の革命により、ヴォルシュエ

キは、労働者と農民とに政治的権力の基礎をおくところの政治形態を築きあげた。それはまさに、「無産階級の主権」である。しかも、ソ連の共産主義者は、この政治形態がほんとうの民主主義であると主張する。なぜならば、共産主義によらない民主主義の國々では、人民に主権があるといふけれども、実際には、その政治的権力は少数のブルジョアの手握られているというのである。これに反して、ソ連では大多数の無産階級が主権を持つていて、それらの多数の人民のための政治が行われているから、それこそ眞の民主主義であると称する。だから、ソ連では、ひろく世界に行わたいる一般の民主主義に対して「ソヴィエト民主主義」ということが盛んに用いられる。そうして、その立場から、アメリカやイギリスの民主主義に対してきびしい批判が加えられる。

しかしながら、いわゆる「プロレタリアの独裁」は、はたして、人民の大多数を占めている労働者や農民が、自分たちの自由な意志によつて行う政治であろうか。ソ連で現に行われている事実によつて判断するならば、共産主義者のいう「プロレタリアの独裁」とは、実は「共産党の独裁」である。更にその実体をよくみると、それは單に党の独裁であるばかりでなく、實際は「共産党幹部の独裁」なのである。ソ連には、現在十三人の委員および委員候補から成る党中央委員会の「政治局」があつて、共産党の重要な政策は、すべてこの政治局で決められる。したがつて政治局での決定が党の決定となり、それが國の政治の根本を動かしてゆく。

それでは、このような形で行われる「プロレタリアの独裁」のもとにおいて、はたして、正当な意味での言論の自由が認められうるであらうか。その用いる方法のうえで穩健な社会主義とは

つきり區別された共產主義は、一つの絶対主義である。絶対主義は、自分の立場だけが絶対に正しいとする考え方であるから、もとより反対の立場が存在することを許さない。したがって、もしも絶対主義が支配している世の中にも、言論の自由があるとすれば、それはその絶対主義を主張することであり、それに反対する立場を排斥することである。だから、ひとたびいゆる「プロレタリアの独裁」が確立されるならば、そこでは、もはや共產主義に反対したり、政府の政策を批判したりすることは許されないであろう。もしも、ある人の言論が共產主義のわくを越えたり、その理論と対立したりした場合には、その人は、たちまち「反革命主義者」という烙印を押されて、排斥されてしまうであろう。

このように絶対主義の立場を強く貫こうとする政治組織のもとでは、政治上の主義主張はただ一つに歸着してしまふから、二つ以上の政党が並び存して互に政權を競ったり、互に他の立場を批判しあったりする余地はない。したがってそこでは、二つ以上の政党があつて、國民は自由にそのどれかを選んでこれを支持し、國民の支持を受けた政党が、互に議論をたゝかわせ、その結果多数の意見に従つて事を決めるといふような、民主主義的な議會政治は行われえない。いわゆる「プロレタリアの独裁」のもとでは、存在しうる政党はたゞ一つ、共產党あるのみである。共產党以外の政党は、すべてブルジョア政党として、禁止されてしまふ。

それでは、いわゆる「プロレタリアの独裁」による政治が行われた場合、独裁的な權力を持つところの政府の指導者は、どのようにして選出されるのであろうか。ふたゝびソ連の实情につ

いてみると、そこでは人民は、共產黨員でなくても、公務員を選ぶためのひろい選挙権あるいは被選挙権を持っている。そうして、普通の民主國家の議會に相當する連邦最高會議の議員をはじめ、中央・地方の立法・行政・司法の重要な機關は、全人民の選挙によつて選ばれることになっている。しかし、投票されるべき候補者は、多くの場合各選挙区ごとになゞひとりだけが推薦されるにすぎない。したがって、選挙民は、この推薦候補者に投票するか、あるいはそれに対する反対投票をするかのどちらかを選ぶだけであつて、他に自分の選びたい人があつても、その名まえを書くことはできない。別の名まえを書けば、その投票は無効となるのである。だから、ソ連の人民は、性別・教育・資産・住居等の諸條件にかゝわりのない平等の選挙権こそ與えられているが、選挙の自由は実際にはひじょうに制限されているといふことができる。

今日のソ連において、だいたいとしてかくのごとき形態の政治が行われているのには、いろいろな理由があるであろう。元來、自由経済と違つて、社会主義の経済は、よしんば比較的程度の低いものである場合にも、國家による強い統制を必要とすることが多い。ましてソ連で実行されている經濟の組織は、共產主義としては低い段階に属するとしても、社会主義としては他の國家に例をみないほどに高度化したものである。ソ連のように廣大な領土を有し、しかも複雑な歴史のおよび社会的な事情を持つてゐる國で、このような高度の社会主義を実行し、そこにくずれをみせず、すゝむために、どれほど強い中央の政治力を必要とするかは、想像にあまりがあるといわなければならない。それと同時に反対の氣持や、批判の聲が起るのを防ぐために、このよう

な独裁的な政治を行うのは、その必要がある間だけのことであつて、やがて共產主義が高度化すれば、事情はまるで違つてくるというふうにも説明されているのである。

しかしながら、問題は、ソ連ではどのような理由でそういう政治形態が行われているか、という点ではなくて、そのような政治形態がそも／＼民主主義と一致しうるものであるか否かという点にある。前に述べたように、共產主義の立場からは、「プロレタリアの独裁」と結びついて行われている高度の社会主義こそ、眞の民主主義であるといわれている。が、はたしてそうであらうか。われ／＼は、その点を問題としなければならぬ。

六 共產主義と民主主義

共産党の独裁によつて実行されつゝある共產主義は、経済上の平等ということに最も重きをおいている。近世の民主主義は、専制政治にしばられていた人間に自由を與え、封建社会の階級に分かれていた人々に平等をもたらした。しかし、それは、最初は主として法律上の自由と平等とにすぎなかった。法律上の自由と平等とを土台として、資本主義経済が独占的な経営方法を実行するようになった結果として、人々の間の経済上の不平等はますます増大するにいたつた。共產主義は、このような経済上の不平等を是正するために資本主義をげしく非難し、政治的自由を事実上大幅に制限するいわゆる「プロレタリアの独裁」によつて、一挙にして勤労大衆のための経済的平等を実現しようとしているのである。

もとより、経済上のはなはだしい不平等は是正されるべきである。しかし、経済上の平等がいかに重んぜられるべきであるからといつて、そのために個人の政治的自由を放棄することは、許されない。共產主義は、政治上の自由を單に形式的なものとしてしまつても、平等をもちえようとする。これに対して民主主義は、あくまでも自由を基礎として平等を実現してゆこうとする。いや、國民の自由な意志によつて政治を行い、それによつて平等に幸福を追求しようとする社会を築きあげてゆこうとする。そこに独裁主義と民主主義との間の大きな違いがあることは、明らかであるといわなければならない。

眞の民主主義では、國民すべてのでさるだけの幸福を実現するのに、どういふ方法によるのがいちばんよいかは、國民自身の自由な選挙に任せられている。したがつて、政治に關與するすべての人々は、自分が「これは」と思う政党や人物を、自分たちの代表者として選挙することができる。選挙によつて代表者が決まり、政府ができあがつても、國民は正しいと信ずるところを自由述べることによつて、政府の方針をたえず批判してゆくことができる。もちろん、國民の間にも、國民の代表者の間にも、いろ／＼と意見の対立することがあるであらう。そのときには、民主主義は、「多数」の意見を採用し、それをもつて政治の方針とする。前に言つたとおり、言論の自由と結びついた多数決の原理こそは、民主主義の本質ともいふべきたいせつな要素なのである。

これに反して、いわゆる「プロレタリアの独裁」によるところの共產主義では、共產主義の主張だけが正しいとされるから、ほんとうの意味での言論の自由はなく、これに対する批判も許さ

れない。そこでは、独裁者の命令が絶対の權威を持つから、多数決ということも形式的には尊重されても、實質的には否定される。人民は、独裁者の命令にたゞ黙ってついてゆくばかりではない。黙ってついていて、いったいどこへつれて行かれるのであろうか。共產主義の立場からいえば、その目的地こそは、すべての働く人々に対していつの日か等しく幸福のもたらされる樂土なのである。したがってそこをその「人民のための政治」だというのである。しかし、目標が「人民のため」であるからといって、そこへ到達する道を、人民が自由に求め、自由にきりひらいてゆくのでなければ、「人民の政治」ではなく、「人民による政治」とはいわれない。言論および投票の自由や多数決の法則を單なる形式としてとめ、いろ／＼と違った考えを持つ候補者に対して自由に投票する余地を與えないようなところに、眞の民主主義がありうるであらうか。

しかも、共產主義の目標とするところは、けっして一國の内部だけでのプロレタリアの革命ではないのである。マルクスやエンゲルスは、共產主義者の革命は一國だけに限られるべきものではなくて、世界革命として行われると説いた。エンゲルスは、一八四七年に「共產黨宣言」の草稿として書かれた「共產主義の原理」の中で、すくなくともイギリス・アメリカ・フランスおよびドイツで、同時に革命が起るであらうと予言した。しかし、実際には、この予言ははずれて、かえって後進的なロシアで、共產主義の革命が行われた。そこで、レーニンは、すべての國々でプロレタリアの革命が同時に行われることは不可能であると説いたし、スターリン黨書記長も、一國社会主義を主張している。

けれども、共產主義のこれまでの動向からすれば、そこに、世界じゅうが、いずれはそれと同じ經濟組織になるという目標が含まれていることは、明らかであるといわなければならぬ。今日、世界のほとんどすべての國々には共產黨があつて、多くの議員の出ているところでは他の政黨と議會での多数を争い、議員の少ないところでも、いろ／＼な策略を行っている。

民主主義の立場からいえば、共產黨といえども、議會政治の原則にしたがつて、公明正大に進退を行い、正々堂々と多数決でその政策を実現しようとしているかぎり、これを禁すべき理由は無い。なぜならば、民主主義は、各人の政治上の信念の自由と言論の自由とを尊重するからである。

各國の共產黨にしても、もしもそれが議會政治の紀律と秩序とを重んじ、ひとたび議會での多数を獲得すればその經綸を行い、少數黨となれば、多数に従うという態度ですく／＼としてゐるのであるならば、それは、レーニンなどによってひよみ主義として痛烈に非難されたマルクスの主義陣營中での穩健派の立場に附しているのである。反対に、もしもそれが、少數黨である間だけ議會政治と妥協しているにすぎず、ひとたび絶対多数を獲得した際には、多数決によって多数決原理そのものを否定し、いわゆる「プロレタリアの独裁」へ轉換しようという底意を秘めているのであるならば、それは前に第五章でたとえたように、議會制度の中に「ほと／＼ぎすの卵」を産みつけようとしているのであるといわなければならないまい。

政治的な自由に立脚しつゝ、それによって國民全体の經濟的福祉を実現しようとするのは、經濟的民主主義の立場である。國民自らの意志によって經濟的民主主義を実行し、その方法につい

て自由に意見を戦わせ、多数決で政治の方針を決めてゆくというのは、たしかに暇がかかるであろう。共産主義の立場は、このような「急がばまわれ」の態度にしびれをきらし、いわゆる「プロレタリアの独裁」によって一挙に問題を解決しようとするのである。しかし、その代償として政治上の自由を放棄し、批判を許さぬ「上からの命令」によって動かされるようになるとするならば、はたしてそれは理性によって行動するゆえんでありえようか。既に各章で述べてきた民主主義の原理にてらしてみれば、自由を重んじ、平和を愛しつゝ、なるべくすみやかに、できるだけ合理的に、政治的民主主義および社会的民主主義とあわせて、正しい経済的民主主義を築きあげてゆく以外に、賢明な民主國家の國民のすゝむべき道がないことは、きわめて明白であろう。

実際、この地球上に住むすべての良識を備えた人々のすゝむべき道は、こゝにある。われ／＼はそれを選ばなければならない。独裁主義は暴力の哲学に立脚している。これに反して民主主義の持つ哲学は、平和と秩序と安全とをたてまゑとしている。闘争と破壊とによってではなく、平和と秩序と理解とのうえに、少数の特権を持つ人々のためではなく、生きとし生けるすべての人々にとつての幸福な社会をうちたててゆこうというのが、民主主義の理想である。この理想は星の世界に描かれているのではなく、われ／＼の現に住むこの地球の上に輝いている。そたをしつかりと見つめながら、現実の生活のうえに絶えざる努力を続けてゆけば、理想はいつまでも單なる理想として輝いているだけではなく、かならずや生きた現実となり、世界に住むすべての人々、すべての國々の生活を高め、豊かなものとする日がおとずれるであらう。

索
引

索引

【ア】

悪平等	17. 138
頭かすの政治	209
アダムニスミス	154
アメリカ	
の議会	35
の建國の精神	33
の憲法	35. 56
の元老院	56. 57. 60. 61
の國會	56
の最高裁判所	59. 60
の政界	36
の代議制議會	31
の大統領	34. 50. 57. 58. 59
の大統領の拒否権	57
の大統領選挙	57. 58
の独立	204
の独立宣言書	33. 35. 57
の独立戦争	24. 208
の独立の精神	32
の内閣	58
の民主主義	29. 38. 50
アリストテレス	17
アンドルー・ジャクソン	37

【イ】

イギリス	
の議会	23. 24. 26. 51. 52. 53
の國王	52
の枢密院	25
の政党政治	26
の選挙法	27
の内閣	25. 26. 54
の婦人参政権の運動	53
の民主主義	21
の民主政治	24. 29

違憲立法審査権	59
イニシアティヴ (國民発案)	50. 62

【ウ】

ヴァージニア議會	31
ウィリアム (征服王)	22
ウィリアムニテル	60
ウィルソン	38
ヴェニス商人	148
ウォールボール	26
ヴォルシェヴィキ	221. 224

【エ】

エドワード一世	24
エンゲルス	216. 217. 218. 219. 223. 230

【オ】

王党	42
穏健な共産主義	220
穏健な社会主義	225

【カ】

階級闘争	217. 218
革新主義	38
過激な共産主義	220
ガリレオ	88
カルテル	158
間接選挙	58
間接民主主義	48. 49. 62. 66
完全雇傭	170
カント	141
官僚統制	164. 171. 172

[キ]	
議会	49. 64
議会政治	49. 68. 70
議会中心制	50. 51
議会中心の民主主義	49. 50. 68
企業の國家管理	108
企業の自由	154. 168. 171
貴族院(ハウス・オブ・ロース)	24. 27. 28
	51. 53. 54
基本的人權	43. 183. 185. 187. 201
共產主義	167. 214. 215. 216. 217. 219
	221. 222. 223. 228. 230
共産党	225. 228
共産党幹部の独裁	225
共産党宣言	216. 230
協同組合	169. 172. 173. 174. 175. 177
教書	59
共和党	35. 36. 58
キューリー夫人	16
キリスト	3
金權政治	6. 18. 46. 72. 109
近世の民主主義	28. 228
金銀法案	28
近代國家	153
近代の資本主義	153
近代の民主主義	205. 206
勤勞大家	205. 206
[ク]	
國の政治	124. 125. 126
クロボトキン	47
君權授受	46
群衆心理	209
[ケ]	
計画経済	165
景氣対策を目的とする統制	169

經濟上の自由主義	153. 160
經濟上の平等	229
經濟上の民主主義	18. 186. 201
經濟生活における民主主義	152. 154. 159
	163. 180. 205
経済的民主主義	182. 186. 206. 207. 232
經濟統制	168. 169. 171. 181
契約の自由	162
權威主義	5
憲法議會	41. 43
權利章典	25
權力分立	50. 51. 56
の原則	59
の民主主義	50
元老院	
アメリカの —	56. 57. 60. 61
ローマの —	20
言論の自由	13. 90. 91. 112. 213. 229
ゲーテ	79
[コ]	
光榮革命	25. 27
廣告	104. 111
孔子	4
公企業	164. 166
國營事業	170
國家	64. 65. 68
國會	144. 223
國會議員	65. 66. 67. 71. 87
國會法	28. 54
國家社會主義	165
國民	
議會	39. 40
投票	50. 58. 62
による政治	11. 64
の政治	11. 121
のための政治	8. 11. 186. 204. 207
の代表者	64
冤案	50. 62

國民表決	50. 62
國民の國民による國民のための政治	11
國務省	57
個人主義	142~145. 210~214
コペルニクス	88
御用組合	197. 198
御用新聞	116
コミュニケーション	24
ゲーテ綱領批判	219

[サ]

財産權	148
裁判所	50. 59. 67
産業革命	73. 104
産業平和	188. 189. 191
三權	39. 60
三權分立	56

[シ]

シェークスピア	16. 148
ジェームズ一世	24
市場	153. 158
下から上への權威	5. 6
自治統制	170
失業保險法	163
指導者原理	209
士農工商	136
司法權の獨立	50
資本	153
資本主義	152. 153. 160~163. 215~228
資本主義經濟	152. 153. 164. 189. 228
市民階級	41
社會	
契約論	39
主義	41. 160. 164. 165. 167. 172.
	216~221
主義經濟	164. 165
政策	160. 163. 164. 169

社會生活における民主主義	135. 204
社會福祉を目的とする統制	169
衆愚政治	86. 209. 212
自由	
企業	152
競争	154. 155. 164. 167
競争の效用	156
經濟	153. 157
自由のとりで	22
自由党	26. 27. 28
自由放任の經濟	153
自由放任の政策	205
十九世紀の經濟上の自由主義	154. 157
主權	98
出版の自由	112
純粹の共產主義の社會	219
純粹民主主義	10. 48. 66
小市民	29. 74
消費組合	179
消費者の保護	177
消費の自由	156. 178
職業の自由	162
庶民院(ハウス・オブ・コモンズ)	24. 27.
	28. 51. 52. 53. 54
ジョン王	22. 24
ジョン・オースタート=ミル	76
ジョージ・ワシントン	34
人權宣言	40. 43
人口過剰	180
新大陸	30
眞の民主主義	19. 21. 98. 187
新聞	109. 110. 111
人民議會	31
シューベルト	16

[ス]

スイス	
の國民議會	61
の大統領	61

の民主政治	60
連邦政府	61
スターリン	230
ステューヴンソン	95

【セ】

清教徒	32
正義	17
生産財	151
生産手段の私有	164. 166. 218. 222
政治局 (ポリト・ビュロー)	225
政治上の民主主義	48
政治における民主主義	206
政党	68. 69. 70. 90. 127. 128. 129. 133. 134
政党政治	127. 130. 131. 132
政党内閣	27
政府	47. 67
政友会	132
世界革命	230
絶対主義	226
選挙	
区	70
権	64. 65. 78
権の拡張	71. 72. 78
の義務	78
の権利	78
の方法	68
専制	
君主	45. 55
君主政	45. 46
主義	6. 46. 153
政治	6. 45. 65
全体主義	6. 142. 143. 144. 145. 210. 213
専断の政治	212
宣傳機関	109~113
煽動政治家	105
先入観念	114. 115

【ソ】

ソヴィエト民主主義	225
-----------	-----

【タ】

第一次世界大戦	27. 38. 79. 88. 209
大憲章 (マグナカルタ)	22. 23
代議院	56. 57
第二次世界大戦	38. 43. 214
代表民主主義	9. 48. 66. 207
多数決	82~88. 90~96. 129. 130. 207
多数決原理	83. 130. 209
多数党の横暴	88
縦の道徳	150
團結権	185. 191
団体交渉	191. 192
団体交渉権	191. 195

【チ】

地動説	88
地方自治	121. 123
地方自治団体	121
地方自治の原則	125
チャールズ一世	25
仲裁	194
調停	194. 195
直接民主主義	48. 50. 61. 62. 63. 65
直接民主制	51. 63

【テ】

帝王神権説	25
哲人支配論	84
デマ	105
デマゴギー	105
デモスクラートス	20
天動説	88

【ト】

統制	108. 169
等族会議	39
トーマス=ジェファースン	33. 35. 36
トリー	26
独裁者	93. 140
独裁主義	5~14. 65. 85. 86. 94. 96. 129. 142. 209. 210. 212
独裁政治	7. 65. 140
独占	158
独占企業家	159
独占の弊害	157
独占的経営	172
都市國家	20
トラスト	158
奴隷	20. 141
どろ試合	131. 132

【ナ】

内閣	
イギリスの	25. 26. 54
アメリカの	58
情深い支配者	11. 186
ナチス=ドイツ	86. 209
ナチス党	79. 89. 106
ナチズム	6. 143. 215
ナポレオン	41. 42
ナポレオン三世	42

【ニ】

二院制	24. 31. 51. 54
二月革命	41
二十世紀の資本主義	153
日本の選挙法	75
日本のファシズム	211
日本の労働組合	196
ニュー=ディール政策	170

人権の擁護	35
人間の平等	3. 15. 16. 76

【ノ】

農業改革	176
農業協同組合	176

【ハ】

馬車うま	15. 68. 86
バスチーユの牢獄	42
バトリック=ヘンリー	32
反革命主義者	226

【ヒ】

罷業	193. 194. 195
罷業権	193
非常統制	170
ヒトラー	79. 85. 89. 106. 186. 212
人任せの政治	118. 120
ひよりみ主義	220. 231
比例代表制	61. 70

【フ】

ファシズム	143. 209. 214
ファラディ	16
フィラデルフィア	33
武士	136
婦人参政権	75. 77
普通選挙	53. 75. 77. 78
プラトン	84. 85. 86
フランス革命	21. 40. 41. 43. 204
フランス革命の根本原則	40
フランスの共和憲法	43
フランスの革命政府	41
フランスの民主主義	39. 42
ブルジョア階級	220. 223. 224

ブルボン王朝	39. 41
プロバガンダ	101
プロレタリアの革命	218
プロレタリアの独裁	167. 215. 221~228 232

【ホ】

ホイッグ	26
封建主義	153
封建制度	136
法の精神	39
法律と道徳	149
暴力革命	167. 220
暴力の哲学	232
保守党	26. 27
ボス	1. 8. 187. 198. 202
ボツダム宣言	135
ほととぎすの卵	89. 231
ほんとうの民主主義	1. 21. 94

【マ】

マルクス	216~219. 223. 230
マルクス主義	218. 219. 222. 223. 231

【ミ】

見えない手	154
民主國家	50. 98. 112. 118. 140
民主主義	1~5. 8~13. 15~21. 81. 82. 88. 90. 94. 96. 98. 117. 118. 135. 140. 145. 146. 167. 168. 205. 210. 213. 214. 231.
に対する非難	208
の意味	1
の危機	209
の起源	20
の原則	172. 182. 186
の原理	48. 203

の國民生活	9
の答	211
の根本原則	113
の根本原理	34. 139. 142
の根本精神	1. 53. 76. 162. 183
の精神	152. 214
の本質	1~5
の理想	148. 232
民主政治	48. 64. 65. 68. 83. 86. 87. 96. 98. 121. 127. 129
民主党	36. 37. 58
民政党	132

【ム】

無産階級の主権	225
無政府主義	47. 223
無統制な自由経済	170
無統制の資本主義	154. 166

【メ】

明治維新	136
迷信	114
メイ＝フラワー	32
目ざめた有権者	98. 103. 113. 206
メンシェヴィキ	221

【モ】

モンテスキュー	39
---------	----

【ユ】

唯物史観	217
------	-----

【ヨ】

横の道徳	150
世論	98. 99. 100. 113

【リ】

利己主義	3. 214
理想國家論	85
立憲君主制	52
立法	49
リンカーン	11. 58

【ル】

ルイ十六世	39. 40
ルイ十八世	41
ルーズヴェルト	38
ルソー	10. 39

【レ】

レフェレンダム	50
連邦議會	61
連邦参事會議	61
連邦党	35. 136
連立内閣	49. 129
レーニン	222. 224. 230. 231

【ロ】

労働	
委員会	194. 195
階級	41. 74. 218
階級の独裁	215

関係調整法	163. 194
爭議	195
基準法	163. 192. 195
協約	192
組合	160. 182~188. 191. 193~202
組合の政治活動	199
組合の任務	185. 187
組合の目的	182
組合法	163. 195

労働者災害補償保険法	163
労働条件	162. 174. 184. 185. 187. 188. 192. 200

労働党	29
労働の自由	161
労働問題	183
六月革命	41
ロシア革命	221. 224
ロビンソン＝クルーソー	44
ローマ	

の共和政	20
の元老院	20
の民会	20

【ワ】

ワイマール	79. 88
ワイマール憲法	89
ワット	95

APPROVED BY MINISTRY
OF EDUCATION
(DATE MAY 9, 1949)

昭和二十三年十月二十六日 翻刻印刷
昭和二十三年十月三十日 翻刻印刷
昭和二十三年十一月二十八日 修正翻刻印刷
昭和二十三年十一月一日 修正翻刻印刷
〔昭和二十四年五月九日文部省検査済〕

民主主義 上

昭和二十四年度用第二次刷

定価金参拾六円九拾銭

著作權所有

著者兼
發行者

文 部 省

翻刻
行者

東京都千代田区神田岩本町一番地
教育図書株式会社
代表者 小松謙助

印刷者

東京都北区稻付町一丁目二〇八番地
二葉印刷株式会社
代表者 大野治輔

發行所 教育図書株式会社

K270,3-2-1a

